

令和7年 6月11日開会

令和7年 6月19日閉会

(定例第4回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

告 示	1
応招議員	1

第1号（6月11日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	7
8 番 小中 進議員	7
10 番 松田規久夫議員	21
5 番 高月 義夫議員	32
4 番 守田 達也議員	50
11 番 内山 昌晃議員	60
7 番 瀬石 公夫議員	77
2 番 西本 篤史議員	92
延 会	103
署 名	104

第2号（6月12日）

議事日程	105
本日の会議に付した事件	106
出席議員	107
欠席議員	107
事務局出席職員職氏名	107
説明のため出席した者の職氏名	107
開 会	108
会議録署名議員の指名	108
一般質問	108
9 番 藤田枝里香議員	108
6 番 高見 英夫議員	125
1 番 落合 祥二議員	143
議案第38号	156
議案第39号	157
議案第40号	157
議案第41号	157
議案第42号	157
議案第43号	157

議案第 4 4 号	1 5 7
議案第 4 5 号	1 5 7
陳情第 2 号	1 6 1
陳情第 3 号	1 6 1
陳情第 4 号	1 6 1
散 会	1 6 2
署 名	1 6 3

第 3 号（6 月 1 9 日）

議事日程	1 6 4
本日の会議に付した事件	1 6 5
出席議員	1 6 5
欠席議員	1 6 6
事務局出席職員職氏名	1 6 6
説明のため出席した者の職氏名	1 6 6
開 会	1 6 7
会議録署名議員の指名	1 6 7
議案第 3 8 号	1 6 7
議案第 3 9 号	1 6 7
議案第 4 0 号	1 6 7
議案第 4 1 号	1 6 7
議案第 4 2 号	1 6 7
議案第 4 3 号	1 6 7
議案第 4 4 号	1 6 7
議案第 4 5 号	1 6 7
陳情第 4 号	1 6 7
議案第 4 6 号	1 7 0
閉会中の継続審査及び調査	1 7 1
議員派遣について	1 7 2
閉 会	1 7 2
署 名	1 7 3

田布施町告示第36号

令和7年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和7年5月28日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和7年6月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

○6月12日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

○6月19日に応招した議員

落合 祥二議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

守田 達也議員

高月 義夫議員

高見 英夫議員

瀬石 公夫議員

小中 進議員

藤田枝里香議員

松田規久夫議員

内山 昌晃議員

南 一成議員

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第4回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和7年6月11日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和7年6月11日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号

繰越明許費の報告について（令和6年度田布施町一般会計予算）

報告第2号

予算の繰越の報告について（令和6年度田布施町下水道事業会計予算）

議員派遣

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号

繰越明許費の報告について（令和6年度田布施町一般会計予算）

報告第2号

予算の繰越の報告について（令和6年度田布施町下水道事業会計予算）

議員派遣

出席議員（12名）

1 番	落合 祥二議員	2 番	西本 篤史議員
3 番	谷村 善彦議員	4 番	守田 達也議員
5 番	高月 義夫議員	6 番	高見 英夫議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	小中 進議員
9 番	藤田枝里香議員	10 番	松田規久夫議員
11 番	内山 昌晃議員	12 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	羽山 斉克君
書 記	弘津 考一君	書 記	穂枝美乃里君
書 記	稲木 陽君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
企画財政課長	山田 浩君	税 務 課 長	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君

経 済 課 長	長 谷 満 晴 君	建 設 課 長	松 葉 譲 児 君
教育次長兼学校教育課長	山 中 浩 徳 君	社会教育課長	福 田 幸 治 君
会 計 室 長	江 良 和 美 君	代表監査委員	内 田 勝 己 君

午前 9 時 0 0 分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） 令和 7 年第 4 回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により松田規久夫議員、内山昌晃議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 19 日までの 9 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は 6 月 19 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は例月出納検査の結果報告のため内田代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 例月出納検査の報告をいたします。瀬石監査委員と私の 2 名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

令和 7 年 3 月、4 月、5 月末における一般会計、特別会計、下水道事業、歳入歳出外現金、一時

借入金、基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であることを認めましたので御報告申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 次に、報告第1号繰越明許費の報告について（令和6年度田布施町一般会計予算）及び報告第2号予算の繰越の報告について（令和6年度田布施町下水道事業会計予算）の2件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、2件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第1号は、本年3月定例会で議決いただきました令和6年度田布施町一般会計補正予算（第7号）におけます繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により御報告するものでございます。

繰越事業は、町有地等整備事業、麻里府防災広場整備事業、物価高騰対応重点支援給付金事業、新しい地方経済・地方環境創生事業、個人番号カード利用環境整備事業、大平飲料水供給施設整備事業、農業水利施設整備事業、農村地域防災減災事業、農山漁村整備事業、津波・高潮ハザードマップ整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、町道補修事業、町道新設改良事業、河川浚渫事業、麻里府公民館移転整備事業、共同調理場整備事業、農業災害復旧事業の17件で、翌年度の繰越額の総額は7億6,616万6,000円でございます。

なお、各事業の繰越しの概要、繰越理由、完成予定時期につきましては、繰越明細書に掲載いたしております。

次の報告第2号につきましても、令和6年度田布施町下水道事業会計におけます繰越しについて、繰越計算書により報告するものであります。

翌年度への繰越額は2,831万2,000円で、繰越しの概要、繰越理由、完成予定時期は、繰越明細書に掲載いたしております。

以上で御報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告をします。

3月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職・氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。小中進議員。

○議員（8番 小中 進議員） おはようございます。町民の皆様をはじめ、悪天候にもかかわらず、こうして傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。皆さんのこういう思いが、田布施町議会の発展につながることは間違いありません。しっかり皆様方の思いを議員全員で受け止めまして、田布施町のますますの発展のために活発な議会活動を頑張ってまいりたい。このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

第1問目でございますが、上関町の周辺1市3町首長会議について質問させていただきます。

田布施町の将来に大きな影響を与えるとして、心配されております上関町中間貯蔵施設建設について、東田布施町長の基本的な姿勢についてまずお尋ねいたします。

この問題につきましては、私たち議員も町民も知らないうちに上関周辺1市3町首長会議なるものが結成をされ、5月28日、柳井市役所内で第5回目を迎える会議が行われたと報道で知りました。首長会議として、今後の対応を協議したと新聞報道関係によりますと報じられておりました。この1市3町、柳井市、平生町、田布施町、周防大島町の首長会議の協議の主たる目的は一体まず何か、町長にお尋ねいたします。

次に、東町長は田布施町町民の中間貯蔵施設建設反対の実態について、首長会議でどのように報告されているのか、お尋ねをいたします。

3点目に、上関町の西哲夫町長が5月に資源エネルギー庁を訪問し、周辺自治体に説明をするよう要請したことを受けて、各首長が上京の際に合わせ、資源エネルギー庁を訪れて報告するという報道を聞きました。東町長として、どのような町民の思いを伝えるのか、お聞かせいただける範囲内で発言を求めます。

以上、1問目の質問といたします。

すいません。ごめんなさい。ちょっと資料を。

4番目の質問をいたします。上関中間貯蔵施設建設予定地の目と鼻の先に位置する光市は、首長会議に含まれておりません。光市は42年前より、上関原発計画当初から大きな関心を示し、光市市長選挙、市議会議員選挙では、報道関係の事前のアンケート調査で、圧倒的に反対の声が多数を示しております。中間貯蔵施設建設に対しても、光市民も大きな関心を示しているにもかかわらず、どのようなことから上関町周辺首長会議に含まれていないのか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の御質問でございます1市3町の首長会議についてでございますが、これはあくまで任意の集まりでございまして、規則とか要項とか、そういったものを、設置要綱等をつくって対応しているものではございませんので、ルールとかいうことは決めたものはございません。あくまで任意の形でやっております。

その目的として、1市3町の首長でまず最初に話したのは、御存じのように、今、中国電力が上関町への施設の設置また調査を検討されているという状況でございます。そうした中間貯蔵施設に関して、1市3町の柳井地区広域圏としてどのように連携して考えていくのか、情報共有を図ろうということでございます。

それと、各市町の状況が私どもは細かく分かりませんので、それを報告して情報共有をしようというもので、何かを決定しようとかいうようなものでそもそもつくったものではございません。柳井広域圏という枠組みの中で、定期的に会議を持っておりますので、その中で1市3町として集まってやろうということでやっているものでございます。

2点目の、私の1市3町の首長会議への説明についてでございますが、昨年、私と議長宛てに施設の建設に反対する陳情や署名が提出されたことや、議会での一般質問の状況、また3月議会で中間貯蔵施設の建設に反対する決議と設置について、事業者と国からの説明を求める決議が可決されたことについて説明いたしております。ほかの市町からも同様に状況をお聞きいたしております。

3点目でございますが、報道にございました資源エネルギー庁への訪問というものでございますが、これは今後の中国電力さんの動向によって、その対応も大きく変わろうというふうに思います。今、報告がございませんので、この時期に動くというのは、非常に時期的によろしくないんじゃないかということがございました。

しかし、1点、昨年の12月に4回目の会議をやりましてから、ちょうど時期的に半年ぐらいたちましたので、5月か6月ぐらいには開催しようということで決めておりましたので、こうした集まりを持ったということでございますが、その後、12月にやりましてから以降、目立った動き等がございませんでしたので、会議によっては何かを決めようというような内容にはなっておりませんでした。

ですから、今後の状況によっては、資源エネルギー庁なり国への要望・訪問もあり得るという確認はいたしました、その方向性だけで、今後、具体的にどうしようかということ、をはっきりし

たものはございません。報道では、ああいうふうに報道されておりましたが、会議の内容自体で何も具体的に決めたものはございませんでした。

その内容についてでございますが、これまでも協議したことはございません。国へどういった要望にしようとか要請にしようかというのを具体的に協議したことはございませんので、またこれからということになろうかと思います。

最後ですが、光市についての御質問でございますが、この会議は、先ほど申し上げましたけども、柳井広域圏の枠組みの中で対応してきておるものでございます。光市さんは周南広域のほうに入っておりますので、枠組みが違いますので、今後、折を見て状況によっては光市長さんとも話をしたいというふうには思いますが、現在、そういう枠組みが全くございませんので、光市だけでいいのか、岩国、ほかの市町もございますので、柳井広域として光市さんだけをターゲットにする時期ではないということがございましたので、そういう今後の対応については全く協議はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。

まず、1点目につきまして、任意の集まりであって具体的なものはないというような御説明であったと思います。町長として、今、町民の多くの反対の声、そういうものを受け止めて、様々な観点から首長会議でその声を伝えるということは、極めて大切なことであるというふうに思っているんですけども、首長の会議の前には、各市長さん、それから町長さんもしろんな角度から報道関係のインタビューやいろいろな思いを発信されていたというふうに私は思っております。

東町長も、非常に鋭い、また田布施町民の思いを率直にお話しされていたというふうに思いますが、この会議が任意とはいえつくられて結成されて、そういう声が全くされていないし、また、いろいろ聞きますと、そういう団体の中で、各市長さんや町長さんが思いの丈を自由に発信をする、そういうことまで控えるんだというような風潮があるようにも聞いておりますが、その辺は、東町長、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 控えるといったことは、私、言ったこともございませんし、そういったことではないと思います。ただ、会議が終わって、どうしても報道関係の方が、ぶら下がりでどういうことでしたかということ聞かれますので、そうすると、こうこうこうでこうでしたという明確な、一応、報道、マスコミの対応はしなければいけませんので、そういったことで、代表で井原さ

んのほうがされておりますけども、決まったこと、また意思形成過程のこと、いろんな、個人として、市長さん、町長さんの思い、そういったものをどういうふうに取りまとめて報道のほうに言ったらいいのかというのは非常に難しい問題で、今、小中議員がおっしゃったように、いろんなことは、私の思いもありますし、井原さんの思い、藤本さんの思い、浅本さんの思いも個人的に聞かせていただいておりますが、一番ネックなのは、まだこれができるかできないかというのがひとつ分かっていないわけですね。その辺がちょっと難しいなというところが。計画が出て、それに対してどうかというんだったらそうなんでしょうけども、まだ報告自体もないし、国としてもそういうふうな対応を今聞かれても、なかなか対応が難しいんじゃないかということ。

いろんなこともございますし、マスコミに報道された内容は、それぞれ資源エネルギー庁のほうに上京した際等に訪問してということで載っておりますけども、結局はそういうことになるんじゃないかと思いますが、時期的にそのタイミングかどうかということが、大きな論点として。本来なら5月ぐらいに報告があるだろうという前提で進んでおりましたので、それがありませんでしたので、今この時期に、1市3町という任意の集まりで何か声を上げること自体がどうなんだろうかということがいろいろありまして、そういったことになっておりますが、いろんな率直な意見はみんな言っておりますし、職員も参加しておりますので、首長だけで話すじゃございませんので、1市3町の職員、課長、部長でございますが、同席して今まで対応してきたこと等はちゃんと整理してやっておりますが、まだ段階が非常に難しいということがありまして、小中議員の御指摘もよく分かるんですが、私ども、本当に、歯がゆい思いというんでしょうか、どうしたらいいかなというのが本当の実態でございます。もう少しすると動きが出てくるんかもわかりませんが、そのときのための準備はいろいろいたしております。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。

今ございましたようにいろんな角度から、町職員も含めて、この問題に取り組む姿勢というのは伺ったところでございますが、問題は、こういう中間貯蔵施設のものが、具体的にどんどん計画され動き出す前に、周辺の1市3町の首長あたりからも、せっかくこういう組織ができたからには声をもっと発信して、田布施でも建設中止を求める決議がされたように、多くの地域の皆さんが反対の意向を示しているということを大きく発信していくという思いを、各首長のトップの方が心に据えて基本に持ってこの会に臨んでいくことが、地域周辺の皆さんの声に応えることではないかなと。このように思っているところでございます。

そういう点について、会ができて、その発信力が少し弱いんじゃないかな、そういう思いがござ

いますので、その辺をお尋ねしたところでございますので、これから、ぜひひとつ東町長さんのほうから、会のほうで発信力を高められて、皆さんと共に声を上げていただくということを御提案していただくように、強く私からもお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 1市3町の首長、全部、同じ気持ちでございます。今後の動きを見ながら適切に動けるように準備をしっかりしようねということですね。ですから、報道にありましたように、もう資源エネルギー庁に行くんだという話になりましたけども、どう行ってどういうふうな方法でどういうアポを取ってとか、準備しておかなきゃいけませんので、その辺のことも少し準備しとかないかなのかなということ等も話し合っておりますので、また状況に応じて対応はさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 中間貯蔵施設の問題は、上関町の西町長のほうが突然発表されて、そして、周辺の1市3町にも具体的な説明とか協力要請とか、いろんな説明が十分なされていないというふうに私は理解しておりますが、その辺の説明が西上関町長のほうから首長会議のほうにあったのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういうものはございません。1市3町の首長会議で、中国電力さんなり上関さんのほうから、そういった要請なりお話があったことはございません。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 私も聞いたことがないんですね。そういうふうな状況の中で、どんどん進んで、そして、今、西町長もこの会に対して、資源エネルギー庁を訪問して、各地域の様子も報告しなさいというような報道がされ、それを受けるような形で、各市町のトップの町長さん、市長さんが資源エネルギー庁で説明をするというような。これも報道の関係しか私は報告がないので分かりません。そういうことをお聞きしましたが、全く西町長から何の協力も説明もお話もないのにする必要があるんですか。お尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今回、新聞とかマスコミに出ました西さんからお話があったということは、私は聞いておりませんし、浅本さんも藤本さんも聞いていらっしゃらないと。ただ、立ち話的に西さんが井原さんにこうおっしゃっていたというのは井原さんのほうからお聞きしましたので、その程度のものでございますので、正式に資源エネルギー庁へどうか——上関として——ということで

はございませんので、それをどういうふうに受け止めたらいいいのかということは、正式に文書でもろうたとか、1市3町の首長をそれぞれ回られて、こういうふうに資源エネルギー庁のほうへ要請したからというのを私どもが聞いたわけでございませんので、1市3町の会議としてどう捉えていいのか非常に分からないというのが本音でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 分かりました。

今、町長もおっしゃいましたように、全く中間貯蔵施設の具体的なことについて説明も何もないまま、どんどん一方的に上関主体の、いわゆる誘致ですか、そういうことが進められているというように思います。

実は、私もこれは直接聞いたわけではございませんが、昨日、上関町の町議会がありまして、一般質問がございまして、そのときに山戸議員のほうから質問がございました。周辺自治体で計画に反対の署名活動とか、いろんな住民の声が上がっていることについての質問がされまして、西町長は判断基準としては、地方自治法の基本にのっとり、上関町における議会制民主主義のルールで判断されるべきものだと思っておりますと。住民を代表する、これは上関町の議員の皆さんのことですが、議員の皆さんに民意を収集していただき、しっかりと議論をしていただければと考えておりますということで、全く周辺のいろんなそういう声に耳を貸すとか、思いをはせるとか、共にこの問題を考えるとか、そういう姿勢が全く感じられないような答弁をされております。

こういう中で、私たち周辺の声として、西町長のそういう姿勢こそ改める、そして本当に中間貯蔵施設が、上関町の発展、また周辺のこの町にとっても発展につながるようなものであれば、もっと、私は、積極的に田布施町としても取り組んで、またこの問題を議論していくべきだというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 昨日の西町長がどういう質問に対してどう答えたか、その辺の細かいことは存じませんので、質問がどうだったかというのは分かりませんが、法的なことと言えば、西さんがおっしゃるとおりだろうと、こちらはそうじゃないというものは言えないと思いますが、それじゃ困りますので、私たちは西さんのほうに情報共有なり、一緒に考えてくださいということを申し入れてきたわけでございますし、西さんもいろんな会議では、議会答弁でも周辺への配慮ということはおっしゃられていたと思いますので、昨日の質問が分かりませんからあれですけども、西さんとしての考え方は結論としてそうなんだろうなという捉え方を昨日はさせていただきました。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（８番 小中 進議員） このことは、中間貯蔵施設の問題について、もともと、国、関西電力、中国電力、西上関町長が、周辺自治体にも、何の連絡も、そして話もないままに進められてきたという経緯があります。西町長が自ら周辺の市や町へ責任を果たすということから、田布施町に対しても、具体的に直接こちらに訪問されて東町長にお話をされた、説明があったということがありましたか。まず、お尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ここの役場に来られてお聞きしたということはございません。いろんな会議の中で、一般論としておっしゃられたのはあったかも知れませんが、私の印象としては、直接お聞きしたことはございません。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（８番 小中 進議員） よく分かりました。いかにこういう重要な、田布施町の将来にも大きな影響を与える中間貯蔵施設の問題が、何も説明のないままに進んでいるというような。これは大変大きな問題です。このことをしっかり町長としても受け止めていただいて、首長会議の１市３町の首長さんもそれを認識をされて、この会としてどうあるべきだ、どうこの問題を取り組んで議論していくのか、その辺の目的意識をしっかり共有して、この会を町民・市民のための会議にしていっていただきたいというふうに思いますが、そのことを、ぜひ、この会議で、東町長、伝えていただけますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたが、状況を詳しく説明させていただいております。また、今後もそういうふうに対応いたします。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（８番 小中 進議員） もう一点、私ども議会にも全くこの説明は、当然ながら上関からも国からもないんですから、はっきりした説明はありません。今後、こういう問題は、町長として、議会、そして町民に対しても、具体的に田布施町の方性を示していく重要な時期が来と思いますので、多くの皆さんが反対の決議をするような、田布施町のそういう状況の中で、一日も早くストップできるような環境を取っていただきたい、強く要請していきたいというふうに思っておりますので、これは私からの思いでございますので、ぜひそのようにしていただきたい。このように思っております。

それから、あと光市の問題をちょっと質問させていただきたいと思います。

光市は、先ほどから申し上げましたように、地理的にも、平生町、それから光市、一番、建設予

定地と近いんですね。ですから、上関の原発計画、そしてこの中間貯蔵施設の問題についても大変関心が大きくて、いろいろ新聞各社によるアンケートでも圧倒的に多いわけで、選挙のたびに立候補される候補者にその質問をしましたところ、ほとんどの方が反対という意思表示をしなければ選挙にならないというような状況にまでなっているという、非常に関心も意識も高いところなんです。そういうところが全くこの会に属していないというところに、私は問題があると思うんです。

私たち、今、上関原発計画、そして中間貯蔵施設に反対する議員連盟というのを2市4町でつくっておりまして、それには地域的なこともありまして、そういう柳井広域とか周南広域とかという行政的な枠組みではなくて、この問題に応じた直接的な影響を被るような地域の皆さんと力を合わせて声を上げていこうということで、光市も2市4町の議会議員連盟に入っていて、共に声を上げているというところでございますので、ぜひ、ひとつ、そういう思いがある皆さんであれば、1市3町ではなくて2市3町として、また、先、積極的に、岩国からも岩国市長さんもいろいろ声を上げていらっしゃいましたし、岩国も下松も周南も、万が一、大きな事故になれば、山口県、この周辺は、全く機能不全に陥る、経済的にも大変な事態に陥る状況にもなりかねない状況でございますので、そのことを踏まえまして、ぜひひとつ、この会でそのことについて積極的に、そしてぜひ一緒に光市長さんにもお話しいただいて、共にこれから地域のことを考えていこうじゃないか、こういうことを提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 光市さんのほうから全くそういう話を受けておりませんので、うちのほうからどうでしょうかと言う立場に私はないと思います。ですから、芳岡市長のほうからそういったお話があれば、当然「1町3町のほうで、じゃあ」という話になるかも知れませんが、そういう雰囲気ではまだございませんので、今後、そういったことになろうかなという思いは持っていますけれども、今までの経緯はそういったものがございましたので、1町3町から「光市さん、どうですか。一緒に」とか言うような立場にないもんですから、やっておりますが、今後の動向によっては、そういったことにもなってくるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。

東町長さん、そこが私は重要だと思うんです。1市3町のいわゆる町のトップ、市のトップの市長さん、町長さんが本当にその地域のことを思えば……。この輪をもっと大きくしていきたいという思いをさっき東町長もおっしゃいましたね。そのことを一番主に置いて、中間貯蔵施設をストップさせていこうという思いがどれほど熱いかによって、今、1市3町ですが、この会が大きく影響

を与え、周辺の声としてストップをさせる。国にも、そして上関にも届くんです。そのことをしていただきたいということを、私は強く 1 市 3 町の首長さんの皆様方をお願いしたいと思いますので、そのところを、東町長、ぜひその中で議論があるとかないとかじゃなくて提案してください。

そういう声があったということを伝えていただいて、ぜひひとつ光市も含めて、光市へも「一緒にやろうじゃないですか」ということを言ってくださいよ。待ってるんじゃなくて。ぜひひとつ積極的に、田布施町民の代表として、いろんな面で取組をお願いしたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 繰り返しになりますけども、光市さんの思い、光市さんとして考えられてどういう対応されるかというのは、光市さんが決められることでございますので、こちらから「ああせえ」と言うのは筋が違うというふうに思います。しかし、そういった御意見がある。全く出なかったことじゃございません。光市とか岩国さんとかのことも話に上ったこともございますけれども、まだ具体的に時期的になっていない。そういった光市さんの思いがあれば違うと思いますけど、また光市さんのほうで、要請のほうをされたらいかがかなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8 番 小中 進議員） ぜひひとつ、そういう思いから田布施からもそういう声が上がっていると。田布施だけじゃない。いろんなところから、そういう思いがあることは聞いております。ですから、岩国も含めて、もっとこの会を充実した、また事業者、そして国・県にも大きな影響を与えるような、そういう会にさせていただくことが、私はこの会の大きな目的じゃないかと思うんです。

何のためにつくっているんだろうかという声を聞きました。最近、市長も各町長さんも、昔のようないろいろ問題点を率直に発信するような機会が全く最近ないじゃないかと。何をしているのかという思いもあるわけです。ですから、この会に期待しておられる町民・市民の皆さんに応えるような行動を、会としても取っていただきたいということを強く要請しておきたいと思いますので。これは私からの強い要望ということで答弁はよろしゅうございます。

次の質問に入りたいと思いますが、時間が。何分までよろしかったですかね。

○議長（南 一成議員） 10 時 6 分までです。

○議員（8 番 小中 進議員） 10 時 6 分。

○議長（南 一成議員） はい。1 時間です、ちょうど。

○議員（8 番 小中 進議員） ということでございますので、まず 1 点目につきましての質問は以上とさせていただきます。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。田布施町内の河川風景と景観について御質問いたします。

田布施平野のど真ん中を堂々と流れているこのすぐそばに流れております田布施川。その周辺の山河と美しい景観が調和して、自然の営みが広がり、海へと続くこの田布施川が長年にわたりつないできた田布施町の歴史は、町民に愛され、その自然の豊かさや美しさを後世に伝える役目を担ってまいりました。

そこで、田布施川流域の環境整備と保全について本町としてどのような施策を取っておられるのか、基本的な姿勢を町長にお尋ねいたします。

2点目、東田布施地域の灸川、それから城南地域の吉井川、西山川、国木地域の国木川、丸尾川、西田布施地域の才賀川、御蔵戸川、麻里府地域の桜川、そして麻郷地域の奈良台川、平田川、それから小行司地域など田布施町内の河川管理について、現状と、各地で大変高齢化が進んでおりますが、そういう中での中長期的な取組についてまずお尋ねをいたします。

それから、3点目に田布施川から平生湾に続く南周防大橋、そして国道188号線をまたぐ新八海橋と整備されておりますが、ところが旧八海橋の残骸が長年にわたり現状のまま放置されております。このようなことは全国的にも珍しく、私、こういうのが残っているというのを見たことはありません。一日も早く撤去するべきと考えますが、町長として長年放置し続けてきた経緯をお尋ねいたします。

1回目の質問とします。

○議長（南 一成議員） どうぞ。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

1点目の田布施川流域の環境整備と保全に係る施策、そして基本姿勢についてでございます。

議員御説明のとおり、田布施川は、本町の歴史、文化、そして町民の生活を支えるかけがえのない財産でございます。川沿いの桜は本町の象徴として広く親しまれ、毎年4月には桜まつりや桜ロードレース大会が開催され、多くの町民の皆様が家族や友人と共に花見なども楽しんでおられます。また、四季を通じて川沿いの遊歩道は散歩やジョギングの場として利用され、また詩情公園も童謡の歌碑等を巡られる方も多く、町民の憩いの場として重要な役割を果たしております。

この貴重な自然環境を維持し、次世代へと受け継いでいくために、町では定期的な草刈りや清掃活動を行い河川敷周辺の環境美化に努めております。特に5月から10月の第4日曜日には、町民の皆様や婦人会、生改連、観光協会等の各団体の協力の下、クリーンアップデーを実施し、地域一体となって環境保全に取り組んでおります。これらの活動を通じ、町民の皆様の環境意識の向上を

図るとともに自然と共生する意識を醸成してまいります。

特に、今年は、キリンビール株式会社が展開される社会貢献活動「晴風ACTION」による支援を受け、田布施川の桜並木の保全活動が推進されております。この取組は、日本の風物詩である桜の風景を守り、次世代へと継承することを目的としており、町としても積極的にPRいたしております。この企画の選定に当たりましては、桜と地域の歴史への敬意、桜の保全への貢献、環境資源としての魅力の向上などが評価され、全国多数の応募の中から選ばれました。

町といたしましては、今後とも、町民の皆様と協力し、この貴重な田布施川の自然環境、そして桜並木を守り次世代へ継承していくため、引き続き環境整備に努めてまいります。

次に２点目の町内の河川管理の現状と中長期的な取組についてでございます。

町内の河川は、県管理の河川と町が管理する河川に分かれます。県管理の河川は、いずれも二級河川であり、１０河川ございます。

御質問で挙げられました河川では灸川、国木川、丸尾川、才賀川、桜川、奈良台川がこれに当たり、維持管理は県において行われております。その他の河川のうち、おおむね護岸高が１メートル程度以上の川については、町がしゅんせつや補修等の維持作業を行っています。それ以外の小規模な水路、川については、原則として、その周辺にお住まいの方や水路を利用される方に維持作業をお願いいたしています。

昨今、少子高齢化が進行し、これまで維持作業を担ってこられました方々が、体力的に今後の作業の継続が難しくなるのではというふうに御心配もされております。町といたしましては、こうした地域での維持活動については、あくまで対応可能な範囲でお願いしているものでございまして、強制しているものではございません。今後、どうしても地元で協力が難しいという場合には、町で対応せざるを得ないというふうに考えております。その場合、河川美化を目的としたものとはなりませんので、あくまで河川の流下能力の維持が目的となりますので、定期的にしゅんせつ、維持作業を行うということにはなりませんので、御承知いただきたいというふうに思います。

続きまして、３点目の旧八海橋についてでございます。

まず、これまでの経緯を御説明いたしますと、旧八海橋は昭和４７年７月に国道１８８号線の新八海橋の完成に伴い国で撤去される予定でございました。しかしながら、地元から上の橋を渡るとするのは非常に生活に支障があるということで、当時の利便性を確保し、今後も継続して生活道として利用したいのでぜひ残してほしいという強い要望がありましたので、橋は撤去しないこととし、国から譲与を受け、田布施町及び平生町の町道として供用してまいりました。その後、約２０年以上が経過し、橋の老朽化も進み、調査の結果、危険と判断されたために、平成７年１０月に通行止

めといたしました。その後、県による高潮対策事業が行われた際に、護岸工事に支障のある田布施町側の橋の一部が県工事で撤去され、現在、ああいった状況になっております。

橋の撤去につきましては、平生町と合同で実施することで協議を行っているところですが、撤去費が高額になることから、交付金などの事業が活用できないか、令和元年度に県も含めて検討を行いました。当時は交付金などの活用事業が見つからなかったことや平生町の事情もあり、現在に至っております。今後、撤去しなければならないと私は考えておりますので、また平生町とも再度協議して、できれば国・県の財政支援を受けながら早期に撤去したいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（８番 小中 進議員） ありがとうございます。

今、環境河川のことも、高齢化で、一番、川の清掃とか草刈りとか、そういうところが厳しくなっているというところもございますので、その辺も、今後、どのようにするか、美化のほうも検討して、地域の方が一緒になって力を合わせて取組ができるような方法ができないか、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

それから、最後に八海橋の件でございますが、今後、早急に取り組む方向で。これも古い家屋や何かのそういう問題もありまして、積極的に町も取り組んでいらっしゃいます。ところが、長年にわたって予算がないということだけで、何も手をつけてこれなかった行政の姿勢が私は問題であったと思います。きれいな景観の中で、その地域の皆さんが生活して、朝からああいう残骸の鉄骨や鉄筋が垂れ下がってそういうことを目にしながら生活するようなことのないように、すばらしいきれいなその田布施川の風景を見ながら生活が安心してできるような、そういうことを一日も早く実現していただくようにお願いしておきたいと思います。

それから、時間もございませんので、次の質問に入らせていただきます。３番目の通勤ラッシュの緩和と住みたくなるまちづくりについて、質問を続けて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（南 一成議員） どうぞ。

○議員（８番 小中 進議員） 早朝、通勤ラッシュのときの現状を町長は認識しておられると思いますが、主要県道２２号線、これは光市から柳井をつなぐ県道でございますが、この２２号線、周防大島町、柳井市、そして上関町や平生町、田布施町の町民から光、下松、周南方面へ通勤する車で早朝から大変車が多く通勤の車が通っているわけございまして、先日、私、調査しましたところ、１時間、僅か７時から８時の間で６００台が通るんですね。ですから、かなりの通勤車がこ

こを利用されているというところでございまして、そのところで、麻郷奥から矢田部間、そして上国木の2か所、道路が大変狭くて危険な地域で交通事故も多発しているというところでございまして、今、工事といいますか、拡幅工事や県道の改良工事が進んでいると思いますが、その辺の状況を地域の方も心配していらっしゃると思いますので、そのところを御説明いただきたいと思います。

以上でございます。1点目の質問。

○議長（南 一成議員） ②はいいですか。

○議員（8番 小中 進議員） ちょっと待ってください。すいません。2点目のも。時間があつたらと思ひまして。

中央県道22、光柳井線の2か所の工事が完成すれば、大変、周南地域と柳井地域を結ぶ通勤時間の短縮と利便性の向上によって柳井市、光地域よりも田布施は地価が非常に安くて、田布施町に住みたいという声をよく聞くわけでございます。田布施町に住みたくなるようなまちづくりの発信を積極的に取り組んでいただきたい。そういう思いから人口増加へつながる施策について、本町の施策をお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

1点目の県道22号光柳井線の改良工事の進捗状況と完成見込みですが、この月曜日、9日に柳井土木建築事務所の所長、以下幹部の方が見えられましたので、建設課の職員等と一緒に県の事業説明を受けたところでございます。この席で、県道22号光柳井線の今御質問でございました麻郷福祉会館付近の現在工事中の区間につきましては、令和8年度頃を目途に完成を目指しているということでございました。その他の区間についても、測量設計等が行われておりまして、早期完了に向けて引き続き取り組んでいくということでございました。

町といたしましても、いろんな県も要望をたくさん持っておられますけれども、町の事情も説明しながら、早期完成に向けて、引き続き県知事要望等もしっかりさせていただきたいというふうに思います。

2点目の周南地域と柳井地域の通勤時間の短縮と利便性向上により田布施町に住みたくなるまちづくりに向けた積極的な施策の取組についてでございますが、周南地域につきましては、周南地域間の交流や経済・観光の活性化や広域行政を推進するため、周南地域の3市1町で周南道路建設促進期成同盟会を組織し、本町も入っておりますが、連携を取りながら新しい道路建設の要望を進めております。現在のところ大きな進展はございませんが、引き続き国への要望、県知事への要望も

含めて整備促進を要望していきたいというふうに思います。

その他の工事といたしましては、通勤時間帯の渋滞解消に向けて、光市の光駅北側の県道22号光柳井線と、下を走っております国道188号線を、JR山陽本線をまたいで跨線橋として直接つなぐという改良工事も進められておりますので、これが完成すると、随分、周南方面への田布施町からの通勤・通学についても改善されるというふうに期待いたしております。

柳井地域につきましても、柳井市と周辺自治体で高速道路へのアクセス向上や渋滞の緩和を図るため、関係する2市4町で山口県東部高速交通体系整備促進協議会を組織し、連携して道路の整備促進を要望しております。これにつきましては、一部の路線で事業化されており、改良工事も進んでおります。

その他は、国道188号線と県道光上関線の交差点である、こちらからいきますと平生町のほうになりますが、角浜北交差点、朝は大変こちらからの車で渋滞しますので、右折レーンを県の方で事業決定されておりますので、その早期完成や、今度、188号線の柳井・平生バイパスの整備工事、そして柳井中学校付近の県道柳井玖珂線の改良工事がそれぞれ事業に着手されておりますので、こうしたものが整備されますと随分渋滞解消につながるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。かなり工事も進んでいると思いますが、今おっしゃいましたように、これは県の予算が絡むことで、田布施、本町の思いどおりにどんどん進むという状況には決してあるんじゃないと思いますが、問題は、常に地元の多くの皆さんからの要望とか声を届けていく、声を出していくということが大切でございますので、これからも一日も早く予算が22号線の改良につきますように、町長さんも先頭に立って頑張っていただきたい。このように思います。

それと、まず、もう一点、質問させていただきますが、麻郷奥から矢田部間のバイパス工事として今進められていると思うんですが、この工事のちょうど中間ぐらいに位置するところに、私も小学校のときに地域の同級生の方から案内されまして、行ってびっくりした。大きな感動をもらったことがあります。そのちょうど中間ぐらいのところに畑の中に見たこともないような大岩がございます。この大岩は、子どもたち、私、小さいときにこれはすごいことだと大きな感動をもらったようにも記憶しておるんですね。最近では麻郷小学校の小学生の皆さんもそこに行って、大変感動して喜んでおられたというお話も聞きました。

そういうこともございますので、ぜひひとつそういうことも加味されて、バイパス、そしてその辺の環境美化、そういうものも積極的にひとつ取り入れて、町の発展にしていけるように、今後とも取り組んでいただきたいと思います。町長、この大岩のこと、御存じですか。最後に質問いたします。

○議長（南 一成議員） 時間ですから手短に。

○町長（東 浩二君） 存じております。

以上でございます。

○議員（８番 小中 進議員） ありがとうございます。ぜひひとつよろしく願いいたします。

貴重なお時間、ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で小中進議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩したいと思います。再開を１０時１５分。１０分弱ですが、１０時１５分に再開しますのでよろしくお願いします。

午前１０時０６分休憩

.....

午前１０時１５分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に松田規久夫議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 一問一答で、３問、質問いたします。

まず、最初に「放置ボート港湾管理は」と題しまして、答弁は、町長、よろしくお願いします。

住民が住みよいまち田布施、安心安全、そして自然環境を守るため自治体の維持管理業務について質問したい。

放置ボートは放置空き家と問題の共通点が多い。船は移動が可能で燃料や潤滑油漏れによる水質汚染という大きな違いがあるだろう。また、船は、小型、移動、そして沈没すると発見が非常に困難という問題もあると思います。漁業従事者、プレジャー船所有者の高齢化が進み、廃船は今後増加が見込まれる。廃船が放置されるケースも増えそうである。

田布施町は廃船状況の何をもって放置と位置づけ、放置と判断すればどのような対応をするのか。県と町の守備範囲はどのようになっているのか。老朽船の放置は海の安全や防災のリスク増加、油漏れ等による水質汚染による自然環境悪化が想定される。所有者不明の老朽船の場合、代執行は町がするのか、県がするのか。放置等禁止区域の指定エリアはどこか。放置ボートの現状をお尋ねし

ます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

放置された船舶についての御質問であります、議員御指摘のとおり、船舶が放置され続けた場合、他の船舶の航行障害、洪水、高潮時の放置艇の流出による被害、油の流出、景観の悪化など多岐にわたる問題が発生することが予想されます。

放置とみなした場合の町の対応ですが、不正に係留している船舶を発見または通報があった場合、調整港や本港においては、登録の有無を確認し、未登録船舶であれば船舶番号や識別番号、製造番号などから調査を行い、所有者を特定をいたします。万が一、所有者が特定できなかった場合は、放置艇とみなし、船体に貼り紙をするなど、一定期間、船舶の移動や撤去を促す警告を行うことといたしております。

次に管理の範囲についてでございますが、水域管理者の範囲となり、漁港区域内であれば町が対応し、県の施設に係留されていれば県の対応となります。代執行も水域管理者の範囲で対応することとなります。また、放置してはならない指定区域の範囲については別府地区、馬島地区の尾津漁港をエリアとして指定いたしております。

本町が管理する調整港や本港を利用する船舶は、登録・更新手続にて管理しておりますので、把握は容易となっております。引き続き、漁港の保全に著しい支障を及ぼすことがないように、漁業協同組合等との連絡を密にし、管理の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 放置等禁止区域のエリア指定のみで別府地域、馬島地域、尾津漁港エリアを指定というふうに答弁にありましたが、このエリア指定だけで、放置船舶というのを管理するというんですか、これは可能なんでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

本町の海岸エリアというのは、港湾エリアと漁港エリア、また公共海岸、その辺りになろうかと思えます。町のほうが管理する区域としましては、先ほど答弁のありましたように漁港エリアになります。港湾は、県の港湾課、管轄では柳井建築土木事務所になりますが、そちらのほうで管理しております。公共海岸につきましては、県知事のほうから地方公共団体が管理するのが望ましいという部分で、町のほうで麻里府海岸のほうについては管理しております。

また、放置してはいけないというのは、法のほうで海岸法、また漁港につきましては、漁港整備法のほうで船舶、自動車は放置してはならないというふうになっておりますので、それに基づいて対処しているというところでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） そういう法律を守ってくれば放置ボートというのは存在しないはずなんです、また次のほうで質問します踏切についても、本来、決まった踏切以外は渡っちゃいけないのですが、勝手踏切というのが存在するのと同じで、先ほど回答の中に、調整港や本港を利用する船舶は登録更新手続があるんで、ちゃんと管理されているから船の把握は容易というふうに回答をもらいましたが、現実には、犯罪者が、放置の船舶に限らず、窃盗であったり、恐喝であったり、いろいろ世の中には犯罪があります。同じように、これもルールではやっちゃいけないというのはみんな知っとるわけですよ。だけど、そういう人がおると。

私、質問の中に書いていますが、高齢になって漁業も辞めるんで、そういうルールは分かっただけでも、原因は何かは、はっきりは分かりませんが、ルールを破るようなそういう人がおられる。これが放置船舶になるんだと思うんですよ。こういうのをいかに管理するかという質問で、エリアを指定したり、法律があるからなくなるというふうなのは、僕は回答をもらったという気がせんのですが、それじゃ。どう思われますか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 法で定められているのが理由で放置はないという答弁はしてはおりません。当然、そういったケースも残念ながら起こり得るかとは思われます。ただ、漁港区内においてはそういった特定がされるので、放置してあっても特定に至るところで、それ以外が入ればすぐに管理者の漁協のほうで把握ができますので、そういった部分が可能だというふうに申したわけでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 視点を変えて質問しますが、この辺りを走っている船は漁船もしくはプレジャーボートの船だと思うんですね。漁船は漁業組合なんかに入られているでしょうか、管理はそれこそ町が言われるように容易なんだろうが、プレジャーボートの場合、所有者が保管場所を届けるような条例とか、あるいは、義務というんですか、そういうものは、全てのプレジャーボートに、山口県、田布施町の海に船を係留しようと思ったら、そういうふうな届けにやいけんような義務とか条例というのはあるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 平成17年に、田布施町告示で漁港漁場整備法の規定によって放置してはならない物件また区域また範囲を定めておりますので、また調整港の中で毎年登録していただくと。申請いただいて把握しております。今、隻数が少ないというのものあるんですけれども、その中で数が多ければ不明船という扱いにもなりますし、ずっと登録の申請もないまま放置しているというもの、そこは漁協さんのほうで把握ができる。そういうふうになっております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） プレジャーボートの調整港辺りの利用者が減少したというふうに今お聞きしましたが、そういう減った船というのはもう使わないから、それこそどっかにほっぽるとするという、そういう可能性というのはないんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今、登録されている隻数の部分はきちんと定められて係留されておりますし、今まで平成の半ばぐらいはまだ40隻ぐらいとなっていた部分が、今、ない部分の処分とか、そういったものまでは、こちらでは把握はしておりません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今、田布施の海に、放置ボート、放置船舶というのは、現実には、存在なし、ゼロですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） こちらでは把握はしておりません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 分かりました。

それじゃ、放置ボートの質問については、プレジャーボートの利用状況といいますか、調整港辺りの登録されている最近の推移みたいな、そういう船舶の、大ざっぱでいいですから、数と今後の予想される利用状況というのをどういうふうに町のほうでは思っておられるか、このあたりを聞いて1問目を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 現在、係留しております調整港のプレジャーボートの隻数ですが、26隻でございます。ここ四、五年は、この推移を保って減少はしていない状況なんですけど、趣味の多様化といいますか、そういった部分で、平成の半ばからどんどん減少傾向にあるというところで、その間、使用料を大幅に減額したり、そういった部分の対応はしているところでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） いろいろ職場のほうでもアイデアを出されて、放置船舶がないような仕組みづくりに取り組んでもらいたいという要望をいたしまして、１問目の質問を終わります。

それでは、第２問目、「踏切の安全確保について」と題しまして町長に答弁をお願いいたします。

交通弱者が道路・線路の横断をどのようにすればより安全にできるのか。３月議会で、歩車分離式信号導入を提案し、道路横断の安全確保について一般質問をした。この６月議会で線路の横断について質問したい。

本題の踏切については、踏切の種類に第１種踏切から第４種踏切があり、それ以外に勝手踏切がある。田布施町の地図を広げると、田布施川、ＪＲ線路で両サイドに分断されている。人の流れ、物の流れが容易なように、川に橋を架け、線路に踏切がある。田布施町には登録されていない橋があるようだが、便利になるように地域住民が申請せずに架けたものと思われる。勝手橋と言えるだろう。勝手橋は費用と労力が必要だから、望む人はあっても架設は容易ではない。一方、ＪＲ線路横断は線路内に容易に入ることができれば、列車の通行を目・耳で確認し、安全と思えば踏切以外の場所が横断可能である。これが勝手踏切となる。

需要頻度は少なくとも遠回りは大変なので、先ほど小中議員の八海橋の質問がありましたが、新しい橋ができて、古い橋が撤去できないというのは、便利に使いよったものが、使う頻度は少なくともなくなるというのは、地域住民にとっては都合が悪いので、地域の要望としては残してほしい。これが今残っているような現状だろうと思いますね、八海橋については。利用頻度は少なくとも遠回りは大変なので、勝手踏切があれば危険を承知で利用する。人間の心理だろう。このちょっとした油断と楽をすることが人身事故につながっている。

田布施町に勝手踏切は存在するのか。また、警報機と遮断機のない踏切の場所・数を町は把握していますでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

最初に、田布施町に勝手踏切はあるのかという御質問でございますが、議員おっしゃいますとおり、危険を覚悟で、承知の上で線路内に入ろうと思えば入ることは可能でございますので、町内にそうした勝手踏切的に利用されている方がいらっしゃるかどうかなという調査を行ったことはございませんので、町としては把握はいたしておりません。

次に、警報機と遮断機のない踏切の場所・数についてでございますが、第４種踏切についてですが、現在、田布施町内に２か所存在しておりますが、暫定対策としてＪＲ西日本において、手動式

踏切ゲートが設置されております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） お答えの中で、２か所あるというお答えでしたが、これは、城南の陸橋のちょっと東側に当たる、無住職さんのお寺がありますが、ここでしょうか、場所。ちょっと僕の認識と違うかも知れませんが、この２か所を教えてもらったらと思いますが。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 田布施町内の４種踏切でございますが、一つが土居第２踏切と申しまして、これは瀬戸になります。もう一つが黒部踏切と申しまして、これについては恐らく議員が今思っている箇所になると思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） ありがとうございます。

勝手踏切を、危険だからということで通行禁止にするのは、地域住民の理解がなかなか得られないと思います。ＪＲが決めることですから、町として決定権がないんで、今後どういうふうになっていくかということをお聞きしても回答のしようがないかも知れませんが、安心安全なまちづくりを住民のためにつくるというのが、田布施町の基本だと思いますんで、一応、決定権はＪＲなんだろうが、町としてはどのように勝手踏切について思っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 先ほど答弁しましたように、勝手踏切というのは把握はしておりませんが、今までの経緯からいいますと、先ほど議員の言われていた踏切も、もともと遮断機はなかったんですけど、ＪＲが遮断機をつけて、黒部ですか、一応、道路とつながっている踏切形式のところは勝手に入れないようになっています。

豆尾踏切を拡幅したときも、１か所、４種踏切を廃止してくださいという。要するに、ＪＲのほうも、踏切を拡幅したりするときは、どっか、ある、いわゆる利便性のいい狭い踏切を廃止するような措置を取りますので、そのときにも１か所配置して出入りができなくなっておりますので、今後、道路形態があつて危ないというようなことがあれば、当然ＪＲのほうにも要求してまいりますし、現時点では、そのような箇所を把握しておりませんので、多分ですけど、ないように思っていますので、あればそういう形で協議して対応させていただきます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） ありがとうございます。よろしくお願いします。

田布施駅の西側がこのたび改良になりまして、住民あるいは通学する高校生の安全が確保されるようになりました豆尾踏切なんですけれども、この踏切の位置づけというのは、第1種踏切だと思うんですけれども——警報機と遮断機がありますんで——改良前と前後で踏切の位置づけというのは変わったんでしょうか。どうなんですか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

議員おっしゃられる豆尾第1踏切なんですけれども、今回、拡幅工事が終わりました。拡幅前も、踏切の位置づけ、踏切の種類といたしましては、遮断機も警報機もございますので、第1種踏切。改良後も……。幅は広くなりました。遮断機も長くなったんですけれども、種類としては同じく第1種踏切と変わってはおられません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 田布施町に、第1種踏切、結構あるんですが、私が踏切を自動車で横断するのに2車線ある踏切は凸凹がない。今、改良された、これは新しいんですから当然凸凹。以前もなかったと思うんですよ。凸凹がない。八和田の踏切も凸凹がない。ところが、東の公民館のところの小学校に行く踏切、こんなになっちゃるじゃないですか。じゃから、2車線ない踏切、1車線の踏切、JRの中でも扱いが違って、踏切の整備したり何だりするあたりが違うんじゃないかという気がしますので、今、回答とかは要りませんが、踏切の場合、結構凸凹があったりする踏切がありますんで、この辺、JRの敷地なんで、もし改良が可能であればJRのほうに要望を上げてもらったらと思います。

聞きたいのは最後に1つ。城南へ行く県道の陸橋付近で、上り列車が警笛を鳴らしているというのは御存じでしょうか。先ほどの第4種踏切の絡みで過去に人身事故等があったかどうか私は存じませんが、いつ頃から警笛を鳴らすようになったか、その理由は何かというのは、町のほうで把握されているでしょうか。以前は警笛は鳴らしていなかったように聞いとるんですが。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） まず、上り列車の警笛なんですけれども、これについて議員から御質問いただいて、JRのほうに問合せをいたしました。JR側から回答がございましたが、いつから始めたかというのは明確な回答はございませんでした。ただし、警笛、汽笛、吹鳴と言うそうなんですけれども、この目的としては、先ほど申しました第4種踏切の土居第2踏切の通行者に、上り列車からの列車の接近をお知らせするために、鉄道に関する技術上の基準を定める省令という法令がございまして、それに基づいて実施していると伺いました。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） ここに関してこれで最後にしますが、安全のためとはいえ警笛がうるさいという苦情というのが、町のほうに入ってきていないかということなんですよ。といいますのは、防災無線でも今はうるさいと。あの防災でもうるさいというふうな声がありますんで。

城南の陸橋の辺の警笛を鳴らすのが、冬場はうちの辺まで聞こえるんですよ。北西のほうの風が吹くからでしょう。そのくらい遠くのほうまで音が聞こえるようなんだから、地域住民の方にとっちゃ、列車が通る、列車の音もうるさいんで、警笛も似たようなもんということで我慢しちゃってんかもわかりませんが、こういうあたりの今の時代ですから、これも決めるのはＪＲでしょうが、町のほうにはそういう苦情の声というのは入っているんか入っていないかというのを、ちょっと関心がありますので、教えてください。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私、すぐそばに住んでおりますので。確かに嫌な音。橋を通るんですよ。橋の音がしてピッと言うから、議員がおっしゃいますように冬は非常にそろそろ鳴るのと思ったらポーンと鳴るからすごい精神的によくないんですが、あの周りに住んじよる者と言っちゃいけませんけど、鉄道がそばを通る者は宿命と私どもは思っておりますので、それはあまり。最近じゃない。ちょっと前、昔はなかったと思うんですよ。最近、始まって、ああと思ったんですが、あそこに踏切があるな、カーブだな、スピードが出るなと思うから、安全上のことだというふうに私は思いますけども、苦情があったというのは私は聞いておりませんけども、ＪＲのほうへは、そういう声があるというのは、議会から御質問があったというのはまた折を見て申し上げていきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） ありがとうございます。

それでは、最後の３問目にいきます。「環境を守りながら倒木対策を」と題しまして、回答は、町長、よろしくお願いします。

７０周年記念事業として、８０周年に向けた１０年間の植樹計画を作成し、腐植が進んだ古木を伐採し、新たに植え替えたらどうか。倒木というリスクを除去し、住民の安心安全なまちづくりにつなげたい。並木道があることにより散歩を習慣づけ、健康増進につなげよう。健康寿命を延ばすことが医療費の削減にもつながる。植樹事業は、ふるさと納税、クラウドファンディングなどでアピールし、資金の確保を目指したい。倒木事故は自治体の責任となるケースが多い。あってはならない事故で補償も多額の金額が想定される。町内全域を対象にしたいが、まず７０年が経過してい

る田布施川の桜からエリアを決めて伐採し、植樹し、翌年は次のエリアへと進めてみるのはどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、70周年記念事業として、植樹計画を策定し、腐食が進んだ古い木を伐採して新たに植え替えてはどうかという御提言でございますが、すばらしい御提言でございますが、現在のところ、記念事業として、そういったものを計画するということになっておりません。

しかし、田布施川の桜につきましては、県内有数の名所でございますし、散歩やジョギングコースとしても、町内外の多くの皆さんに親しんでいただいておりますので、田布施さくら保存会等の協力を得ながら調査、消毒、樹木の保全に努め、樹木医の診断も仰ぎ、冬には剪定、枝打ち等も行なうなどして、少しでも長く桜が楽しめるように計画的に管理していこうということを始めたところでございます。こうした取組は全国各地で始まっておりますので、そうした全国の情報共有を図り、取り組んでまいりたいと思います。その他にも、倒木の危険性があるものについては、通行の支障となるものについては、状況も確認し、必要に応じて伐採等も行っております。

なお、ふるさと納税でのアピールについてでございますが、御寄附を頂く際に、申込書の中に寄附金の使途を指定いただく記入欄を設けております。そこに掲げている具体的な事業の中には伐採、植樹といったものはございませんが、今、桜や木を守る活動というのは大変注目されておりますので、今後、そうしたテーマを入れると、ふるさと納税も少しイメージが変わるのではないかなと思いますので検討はさせていただきます。

また、さきにも申し上げましたが、キリンビール株式会社様から「晴れ風ACTION」の指定を受けさせていただき、これを通じて集まった寄附金は桜の保全活動に活用させていただきます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 私、申し訳ないですが、キリンビールさんからの、知らないんですよ。ほかにも議員の方で知らない人がおられると思うんで、まず、こちらの、簡単でいいですから、説明をしてもらえないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） キリンビール株式会社が販売いたしておりますキリンビールの晴れ風という商品がございまして、その販売本数に連動して寄附金額を定めて、今回採択されました自治体に寄附をする活動ということになっております。

目標額は8,000万円というところを掲げておりまして、今現在、ホームページによりますと、6,700万円、寄附のほうが集まっているというふうに聞いております。目標額に達しましたら、採択された自治体、桜の保全等に関連する自治体には、均等で寄附が受けられるというふうになっております。

また、公式サイトのほうから晴れ風コインというのを取得して、これはどここの自治体にというのを自分で特定して寄附していただけると、またそれも加算されて、そこの自治体のほうが多ければそれに応じた寄附が加算されるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） ふるさと納税のほうはお返しがありますけど、クラウドファンディングの場合は、お返しをしなくても賛同していただければ寄附が頂けると。町の職員、若い人もかなりおられるんで、アイデアを出してもろうたら、世の中にアピールできるような言葉とかを情報発信して、田布施川の桜の植え替えをする軍資金を集めたいなど。私は具体的にどういうふうにやったらええかというのは分かりませんが、そういうふうなスマホの扱いとか、情報の発信の仕方とかに慣れた町にも職員がおられると思うんで、そういう、うまく軍資金を集める方法というのを考えてもらうというわけにはいきませんか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、議員おっしゃられましたように、クラウドファンディングの仕組みを使って、そういった植樹、維持管理等のお金を集めるというのは方法論としてはあると思います。

田布施川の桜につきましては、田布施川の河川敷になりますので、そういったことは県との協議とかということも必要になってくるかもしれませんけれども、今、町長答弁にもありましたように、そうした桜の保全とか、そういうのは注目されておりますので、いろいろ情報発信等も含めて検討はしてまいりたいとは思っておりますが、現状は計画がございません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 田布施川の桜の倒木、可能性は台風が一番可能性があると思うんですね。強風が吹いたときに大きな枯れた枝が折れるとか。こういう天候の悪い日は、道路上、車で走る人はおるか分かりますが、歩行者はほぼ考えられませんので、天候の悪い日の倒木事故というのは、斜面側に桜の木が植わっている関係もあって、あまり風が吹いても倒木の事故は可能性がないかもわかりませんが、根元から腐った木が、都会のほうの倒木で事故に遭ったというふう

なケースもありますから、田布施川を散歩される方が現実におられるんで、天気がいい日に根元から倒れるとかというふうなことも考えられます。

60年ぐらいが桜の木の寿命だというふうなことを聞いていますから、現実には、田布施町制70周年ですから、桜の木、70年経過してるということですから、植え替えてもええんじゃないかという思いで、エリアを決めて、できたら、植え方は分からんですけども、河津桜から始めてソメイヨシノまで、間に1つなり2つなり入れたら、田布施川に桜を見に行ったら2月の終わってから4月の始めまでだったらいつ行っても桜が見れるよというふうな、そういう川にもしたら、より観光客が集まる。そういうこともできるんじゃないかという気がしますんで、何とかして軍資金を集めてエリアを決めて10年間ぐらいで植え替えていったら、安全も確保できるし、町としても倒木事故が避けられるという思いがあるんで、この質問をしました。

私の持ち時間はまだ少しありますが、最後の質問にしたいと思います。町有地に立っている倒木というのは、当然、町の責任になると思います。民地からの倒木でも、道路管理者の道路に倒木があって、人身事故があった場合の責任といたしますか、民地の木といえども、町が管理している道路へ倒れてきた木によって事故が起こった場合は、町も何らかの責任は逃れられんのではないかという思いがありますんで、これを最後の質問としてお聞きします。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

まず、道路管理上の倒木事故の責任の所在といたしましては、議員がおっしゃられるように、倒れた樹木が存在する土地が町有地であるか民有地であるかというところで責任の所在が変わるケースというのがあると考えられます。

一般論として、町有地からの倒木であれば、災害等の異常気象時、こういったときを除きまして、ケースによりますが、幾らかの責任が町にも生じると思われます。で、民有地からの倒木であれば、道路管理者として、いわゆる社会通念上適切と思われる通常の範囲の維持管理及び倒木があったときに、例えば通行止めを行うとか、速やかに横によけるとか、そういった緊急対応を行った上での避け難い事故であれば、その場合については土地所有者の方にも責任が及ぶものと考えられます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 3問の質問、いずれもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に高月義夫議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） それでは、通告に従いまして、一問一答形式で、２問、質問いたします。どちらも東町長に御答弁をお願いいたします。

まず、第１問、自治会の在り方検討をです。

昨年４月に消滅可能性自治体へ指定されてより１年が経過しました。消滅可能性自治体からの脱却、そこには地域の自治会活動の活性化も含まれていると思います。地域が元気でなければ町の活力は出てきません。

今年４月２６日、城南公民館に限られた方にお集まりいただき、議員として初めての予算報告会と意見交換会を持ちました。意見交換会では、消滅可能性自治体に指定されてから１年、町はどういった手段を講じて脱却しようとしているのか見えてこないという御意見を頂きました。さらに、高齢化により自治会運営が非常に厳しい現状をお聞きいたしました。

私が１期目の４年間の一般質問で多く費やしたのが、まちづくりに関したことです。それは、魅力あるまちづくりができれば、おのずと人が集まってくると確信しているからであります。

自治会は、共助という部分を担うなくてはならない組織です。しかしながら、加入率の低下や担い手不足は否めない。自治会設立当初の昭和とは、取り巻く状況は大きく変化しています。自治会長になると、各種会議への出席や様々な充て職、会費や募金の徴収や行事への動員など様々な業務があります。そうした中、高齢者は、体が動きづらくなり、会長の役ができず、自治会から辞退されている。

若い世代の加入が減っているという現状を踏まえて問います。

- １、現在の各自治会への加入率を把握していますか。
- ２、行政から自治会長への依頼事項、会議などはどれだけありますか。
- ３、町の自治会に関するルール、ガイドラインはありますか。
- ４、自治会の現状に対して町として検討はしていますか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

現在、田布施町には７３の自治会がございますが、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化により、多くの分野で個人の努力や行政の取組だけでは対応が難しい課題が増加するなど、こうしたことは全国的な課題であり、地域や事業者など様々な担い手による協働の

まちづくりが必要となってきました。

地域の基礎的な組織でございます自治会においても、若い世代の未加入問題や役員の担い手の確保、また、行事への参加や清掃活動、自治会費の負担など多くの課題・問題を抱えておられることは地域連合自治会との意見交換会を毎年行っておりますのでよく伺っておりまして、十分認識いたしております。

それでは、お尋ねの１点目は各自治会の加入率についてでございますが、令和７年５月末現在、町全体の加入率は７３．９％です。地域別では城南地域７８．８、西田布施地域７０．６、東田布施地域７０．３、麻郷地域７８．９、麻里府地域８０．８となっております。

次、２点目は行政から自治会長への依頼事項、会議などはどれだけあるかについてでございますが、地域連合自治会長や自治会長の負担を軽減するため、令和４年度から田布施町自治会連絡協議会や庁内の関係課・関係団体と協議を重ね、令和５年度から地域連合自治会長に協議会委員をお願いする事項について９つあったものを、協議会委員については７つに減らし、さらに、これまで地域連合自治会長お１人をお願いしておりました業務を副会長にも分担して御協力いただくなど、いろいろ話し合って対応させていただいております。その結果、各地域で分担していただく３つの役が２つに減り、協議会で分担していただく６つの役が５つに減っております。

また、町から自治会長をお願いしている業務については、令和５年度に役場の９課から３２業務あったものを２０業務に減らすなどの見直しも行っております。この２０業務のうち、規程等により自治会長の充て職とあるものは、公民館運営委員会など会議への参加が２業務、町道等の委託費の手続などが３業務、民生委員などの推薦業務が４業務、全部で９業務を自治会長をお願いをいたしております。

続いて、３点目は町の自治会に関するルール、ガイドラインはあるかについてでございます。

毎年４月に開催いたします自治会長集会で、行政協力員及び自治会長の手引きや自治会長に知っておいていただきたいことを冊子にまとめ、配布して御説明をいたしております。また、自治会運営に関することを分かりやすく説明した自治会の手引き、ハンドブックも配付しております。この冊子には、自治会の役割などの基本的な事項から、活動を進められる上で参考となる情報などを幅広く掲載しており、これは、ホームページで公開するとともに、各自治会長や役員用にも配付をさせていただきます。

最後に、４点目でございますが、自治会の現状に対し町として検討しているかについてでございます。

自治会の現状に対しましては、毎年、町内５地域で行ってまいりました地域連合自治会との意見

交換会の中でも、少子高齢化に伴う地域活動の継続や役員等の担い手不足問題など数々御意見を頂いており、それらの課題に対し、持続可能なものとする事ができるか、大変難しい問題であると考えております。

役員等の成り手不足については、先ほど申し上げましたが、令和5年度から自治会連絡協議会や各所管の業務を見直し、負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

また、一部の自治会で取組が進められております電子回覧版についても幾つかの自治会から問合せや要望がございますので、導入事例のある自治体を参考に引き続き研究してまいりたいと思います。しかし、この電子回覧版については、スマホやパソコンなど自治会の皆さんが使いこなせないといけませんので、町としては現在のところ、総会などで皆さんの総意を得て取り組んでいただきたいというふうにお伝えをいたしております。

また、現在の広報・回覧版の配付方法について変更できないか検討しておりますが、全国的な取組の一例として、新聞折り込みや専門事業者によるポスティング、また、デジタル配信などが考えられますが、委託費の問題や配付世帯の抽出など様々な課題が考えられますので、全国的な先進事例を参考に引き続き検討はしていきたいと思っております。

私としては、まず大切なのは、災害時をはじめ日常生活の中で様々な問題である環境、福祉、安心安全、防災などに対し、住民相互が協力・連携し、自分たちの地域をよくしていこうとする意思を持っていただけることだと思います。

今後も地域の結びつきが希薄とならないよう無理のない範囲で地域活動をしていただきたいと願っておりますし、町としては、地域社会全体のニーズを把握するため、持続可能なコミュニティ形成をサポートする役割を今後も果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいま御答弁いただきました。自治会長のお役というのを減らしていただいておりますけれども、まだまだかなりの量をこなしていただいとるというふうなことでございます。そういったこともなかなか成り手がないという一因になっているんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

また、この自治会、またその下には班というのがございます。班は田布施町の中の組織の中で一番小さな単位だというふうに思うわけですが、そこでも大変厳しい現状というのがございます。なかなか、もう年を取っているから、足が動かないから、回覧も回せないから自治会は辞退しようという方も私どものところにはいらっしゃるわけでございます。

先ほど回覧の配付方法ということもお話がありました。今、私どもの班ではスマホを持っている方にはLINE WORKSなどを通じて資料の閲覧ができるようにしていただいております。ただ、さっき懸念をされておられました、スマホを持っていらっしゃる方というのも若干いらっしゃるわけございまして、そういったところの課題というのはこれからの問題になるかというふうに思います。

また、加入率が70%台というようなことございまして。田布施町では73%かな。全体で73.9%というようなお話でございます。4分の1が加入していないというような状況になってきつつあるということございまして。

何がということで、これで困ったことというのは、先ほども町長から御答弁がございました、いざというときの助け合いということがなかなか厳しくなってくるなということも思っております。

また、そうした中で、町の周辺部と中心部、今、西・東は加入率が70.何%というような状況でございます。その加入される構成というのが変わってきているんじゃないかなと思うわけでありまして。そういった、なぜ加入されないのかということも、やはり調査をしていただかないといけないんじゃないかな。まあ、これは各自治体でやるべきことなのかもしれませんけれども、町としてもそういったことをしっかり把握して、改善ということを図っていかなきやいけないんじゃないかと思うわけですが、そういったことの把握というのはされておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 町として、自治会未加入率というアンケート等をやったこともないわけでございますけど、先ほど町長が言いましたが、自治会のハンドブック、自治会の手引きがございまして。そこにも書いておりますが、近年、核家族化の進行、また自分たちのライフスタイルをまず優先するという、面倒なことを敬遠する風潮、また単身世帯の増加を生み出して未加入者の増加を呼んでいるというようなことがあると思います。

特に若い世代に未加入者が多いんじゃないか。特にアパートとかもそうなんですけど、多いと思われますし、また、以前から未加入の世帯というところ、この問題も、私、いろいろ種々あると思いますが、子育てであったり、高齢者で足腰が弱いとか、そういう活動がなかなか難しいというような問題もあるのではなかろうかと思っております。

そういう問題に対して、町として、先ほど自治会の手引き、ハンドブックの話をしましたが、そういう中でどういった解決ができるのか、参考になるかどうかは分かりませんが、そういうところは示させていただいておりますので、自治会また班の中でそういうのも参考にさせていただきながら、また自治会に加入していただくためのこういうチラシを転入、転出、転居のときなどにも配

っておりますんで、こういうのも活用していただきながら加入率を上げていただきたいなというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

一番大きな要因といいますか、自治会で今行われていることといえば、私どもの住む川西自治会では、班の活動も含めて、年４回、清掃活動がございます。活動といえばそれしかないというようなことでございます。あとは総会があるというようなことでありまして、本来、自治会活動は、参加することで共感を持ったり、楽しさを共有したり、喜びを持って参加すべきものだというふうに私も思っております。これは、それぞれの自治会で、今、森課長がおっしゃいましたけれども、検討していかなくちゃいけない。どうしていかなくちゃいけないかというのをもう一度しっかり見直す時期に来ているんだということを思うわけでございます。自治会長をお集めになられての意見交換会等もございますので、そういった折にもそういったことをいろいろお話しいただけたらなというふうに思っております。

ただ、環境維持活動というのは、自治会がメインになってやっておりますけれども、そこでは自治会費を払って自治会に加入してそういうボランティアをする、また、欠席するときには幾らかのお金を出して欠席をするというようなルールがございます。片や加入されていない方は労働力も資金も提供していないというような不公平さがすごくあるんですね。そういったこと、これをどう解消していくかということでもあります。

自治会に任せるとどうしてもそういうふうな不公平さというのが出てくるわけでしてそういったことも町として何らか考えていただかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） ありがとうございます。自治会、入っている方と入っていない方の不公平さというところがあると思います。そこは、自治会長また副自治会長、班長さんがしっかり…。自治会に入ることへのメリット、先ほど議員が言われましたけど、顔の見えるいざというときの助け合いなど、情報共有とか、あと世代間の交流とかいろいろあると思います。そういうメリットをしっかり伝えていくこと、そういうことが大事だろうというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ぜひそういったことも連合自治会として共有して各自治会で取り組んでいただかなければならないことであろうというふうに思います。自治会制度というのがいつ

まで続けられるかというのは先が見えないところがあるわけでございます。そういった中で、いろんな面、問題点といいますか、出てこようかと思えます。

各自治会には集会所というものををお持ちの自治会もあるわけでございます。この集会所というのは、町の所有物になっておるんでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） それぞれ自治会、または班の単位で集会所等があると思います。町の所有物ではなくて、個人であつたり、共同で購入され、管理されているというところもあると思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 個人の所有物ということになると、相続という問題が出てくるんじゃないかというふうに思っております。なかなか相続というのは大きな問題でして、どなたか1人、反対者がいますと使用できないというようなことにもなりかねないような問題でございます。集会所の所有権問題というのは、どのように町としてはお捉えになられているかというのをお聞かせいただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 自治会、班などで所有する集会所、土地に関して、一番の問題は、何か、事業、共同活動をするときの所有権の問題だと思います。そういう中で、今、法律等も地方自治法も改正されて、自治会の法人化という考え方も、そういう手続もできますので、そういう対応もあるであろうと思いますが、なかなか、昔、何代も前に相続できないままずっと放置されているというところも聞いてはいますので、町の財産ではないんで、町として何かできるということは今のところはないと思っています。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今お話の中に出てまいりました、法人化ということ。認可地縁団体という制度がございます。認可地縁団体というのは、本来、自治会などで公的に扱う土地や建物を所有できる団体としてつくられたというふうに理解しております。ただ、令和3年度に法改正がございまして、そういう所有物を持たなくても認可地縁団体の認可を受けることができるというふうになっております。田布施町には認可地縁団体というのはあるんでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 町内、認可地縁団体は、令和7年4月1日現在、3団体ございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） それは土地の所有というような形での認可地縁団体でございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 土地が２団体と土地・建物というところが１団体でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） 自治会が法人として土地を持てるというメリットが非常にあるということでございます。この認可地縁団体、認可状況というのは、令和５年４月１日現在で全国で５万６,０７８団体。全国の市町村の８５％に所在しているというふうになっております。ちなみに、自治体、町内会、地縁による団体というものは全国で２９万６,０００団体あるというふうに言われています。

認可地縁団体の導入メリット、先ほどの土地・建物がございすけれども、税金の面というのがあるかと思ひます。個人のをお借りする場合ですと固定資産税とか様々な問題が出てこようかと思ひますけれども、こういった認可地縁団体での税制優遇というのはどういったものがあるかというのを教えていただけたらと思ひます。

○議長（南 一成議員） 友森税務課長。

○税務課長（友森 康之君） お答えします。

認可地縁団体になった場合の税制優遇の御質問ですが、認可地縁団体になると法人格を取得することになります。法人となれば、本来、法人町民税というものが課税されます。認可地縁団体であれば、収益事業を行わないという前提があるんですけど、法人町民税の課税免除の対象となります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） 固定資産税はいかがですか。

○議長（南 一成議員） 友森税務課長。

○税務課長（友森 康之君） 固定資産税については、認可地縁団体に限るわけではなくて、自治会の集会等、公益のため直接占用する固定資産については、固定資産税の課税免除の対象となります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ありがとうございます。今お聞きして安心をいたしました。なかなか固定資産税というのは負担が大きいものがあるかと思ひます。

例えば、地域内に空き家があつて、その空き家を自治会として公的のために使うよと。そこに、子どもたちやその親の集まる拠点をつくろうというようなときには、そういった場合でも固定資産税というのは減免ということになるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 友森税務課長。

○税務課長（友森 康之君） 集会所等、個人の方で所有されているものもありますけど、実際に使われている現況とか、そういったものを現地確認して判断した上で、課税免除という形を取るようになると思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ありがとうございます。そういったメリットというのも大きいんじゃないかなというふうに考えております。ぜひ認可地縁団体というものを自治会長さんにも御説明を頂いて、新しい取組の仕方というものも御検討いただけたらと思います。

いずれにしても自治会というのは町にとってなくてはならないものであります。この在り方というものの、そして維持の仕方、先ほど申し上げた清掃活動、委託事業になっております町道の清掃等もごさいすけれども、そういったことを……。様々、これからたぶせ未来戦略の協議をされる、年度内にはその計画をつくられるということもごさいす。そうした未来戦略の中で御協議いただくということをお願いしたいんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 自治会の在り方というのは自治会が規約で定められることですから、行政が「ああせえ。こうあるべきだ」というのは言っちゃいけないというので、本来、戦後ずっとやってきましたので、その辺は……。前は区制度でしたけど、区長は町長が任命して「こうせえ」と。それはいかんということで、自治会をつくってもらって皆さんの総意で代表をつくってもらってやっていただいておりますので、関与できる範囲に限られますことは御了解いただきたいと思いますし、また、今おっしゃいましたけども、いろんな自治会があつて、本当によくやられている自治会もありますし、子どもさんからおばあちゃん、おじいちゃんまで世代交流をやられて敬老イベントとか花見とかをされているところもありますし、そうじゃなくて全く今おっしゃるような草刈りだけというところもありますので、その辺、格差がありますから、「こうせえ」と言うのは、結果的にそうなったわけですから、それはなかなか難しいなという気がいたしますので。

公民館とかの役が非常に多いんですよ。自治会長としてお願いしているというのは、本当に、回覧をやっていただいたり、統計とかありゃとかいう話で、数えたらそんなにないんですよ。連合会長とか代表の方へは、先ほど申し上げましたようにいろんな代表として入っていただきますが、73の自治会長のうち60ぐらいは本当にそんなに数えるお仕事はお願いはしていないと思いますが、ただ公民館とか、例えば城南でいいですとホタルまつりとか盆踊りとか、そういったときは必ず補導員とか公民館運営委員会、体育運営委員会とかみんな総出でやりますので、そういった役を決め

るのが御負担になっているんじゃないかなというふうに思います。社協の福祉委員も含めてありますので、町がお願いしている業務だけではございませんので、少し御負担のない形でというふうに少しずつ変えるように努力はいたしておりますが、厳しいというのが現状でございます。

それと、地縁自治体の話でいいますと、本町の場合は代表が替わりますね、ころころ。2年置きに毎年替わるという。で、地縁自治体の場合は登記するんですよ、法人ですから。登記に代表者と全部入れて法務局へ持っていくんですよ。その手続きが厄介っちゃ厄介ですね。

普通の方から見ると、登記せえと言ったら、登記したことがないと、先ほど申し上げましたが、法人ですから、均等割とか、当然、営利事業がなくても、当然、税がかかるんですが、それは申告して減免してもらおうという考え方ですから、毎年毎年、減免手続というのををしていただかないと、自動的に……。なるものもあるかも分かりませんが。

地縁の関係でいくと、私、感じていたのは、その辺は、代表者を決めて、地縁の管理については、代表者が高月さんで、役員がこうで、それを動かさんようにしたら随分ええと思うんで、ある自治会はそれを毎年毎年全員替えられますから、やり方から登記から大変な御負担があるなと思いましたので、その辺は工夫すればいいのかなというふうに思います。関係ありませんけど、申し述べさせていただきました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今の認可地縁団体というのは、私の勘違いかもしれませんが、自治体の認可という形で法務局に登記というのがあるんでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 法人ですから、許可は私が認可しますけど、会社でも個人でも登記行為をしなきゃいけません。それは町ではできませんので、そういう登記をしていただくということになります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 分かりました。ありがとうございます。

今のたぶせ未来戦略で検討ってなかなか難しいとはおっしゃいましたけれども、町道の委託ですね、その部分だけでも何とか軽減というのを図っていただけないだろうか。その辺はぜひ検討していただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 未来戦略で全く触れないということではございませんので、呼びかけとか提言はさせていただきますが、「こうせえ」と言うことは各自治会の状況が違いますので、ふさわし

くないなど。遠慮させていただきますが、呼びかけとか「こういうふうなことをしましょうよ。町と一緒にしましょうよ」というのは当然させていただきます。

で、道路の草刈りですか、限界がありますので、そこをどういうふうにするんかとかいうものは、いろんな4つぐらい例があると思うんですが、どれが一番その地域に合うのかというのは、今後、話をして対応していけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひその辺の軽減というものは図っていただけたらというふうにお願いしたいと思います。

それでは、2問目に移ります。「第3期子ども・子育て支援事業計画の具体的推進を」です。

第3期田布施町子ども・子育て支援事業計画がスタートしました。現在、子どもを取り巻く環境も目まぐるしく変化しています。そうした中、5か年計画で子ども・子育て支援の充実を図る計画であります。計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の計画の3つの計画を統合したものと理解しています。

さらに、田布施町の上位計画である第6次田布施町総合計画、第3次田布施町地域福祉計画の2つの計画、そのほか関連計画である田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略、田布施町健康増進計画、田布施町障がい者計画（第6期）、第4次田布施町男女共同参画プランの4つの計画、あと国と県のそれぞれの関連計画と整合性を図りながら策定されてきたものというふうに理解をしております。これは多くの課が総合的につくり上げた内容だというふうに理解しております。

これからの田布施町を支えていく子どもたちは日本の未来の希望です。地域こぞって推進していかなければなりません。そこで具体的な内容について問います。

1、この計画の中で最重点項目は何でしょうか。

2、子ども・子育て支援の対象の範囲は。

3、アンケートのうちネットでの回答は何割ありましたでしょうか。

4、2期計画では新しい事業や取組には新規と分かるように表示がされていました。今回は表示が見当たりませんが、新規事業はないのでしょうか。

5、今年度、この計画の具体的取組（例年、行われているものは除きます）はどのようなものがありますでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

1 点目のこの計画の最重点項目についてでございますが、本計画では、「子どもの笑顔と元気を地域みんなが支える田布施」の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げております。

1つとして「子どもの豊かな育ちを支える環境づくり」、2番目として「社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり」、3として「子育てを支える体制づくり」、4として「仕事と子育てを両立させる社会づくり」です。

最重点とのお尋ねでございますが、私は、この4つの目標を総合的に関連づけて推進することで、子どもが健やかに成長し安心して子育てできる環境を整え、地域全体で子育てを支える体制の強化を進めることが大切と考えております。

次に2点目の支援の対象範囲についてでございますが、妊娠期から高校を卒業する年齢までの全ての子どもとその家庭を対象に、成長の各段階に応じた切れ目のない支援を実施することといたしております。

次に3点目のアンケートのネット回答の割合についてですが、調査対象788件に対し、回答件数は414件でした。そのうちインターネットを通じて回答されたものは196件であり、割合としては47.3%となります。

次に4点目の新規事業の表示についてですが、第3期計画では、国の政策の変化に伴い、こども家庭庁の創設やこども基本法の施行によりこども施策の一元化が進められました。

また、こども大綱の策定により、子どもの権利保障が強化されたことを受け、第3期計画では、基本目標の順番を変えるなど、基本施策についても項目立てを含め全体で見直しを行ったため、第3期計画では新規事業の表示をいたしませんでした。

今回新規に追加した主な施策として、次の4つを掲げております。

1つは、こども家庭センターの設置、妊娠期から子育て期までの相談支援の一本化、2つ目はヤングケアラー支援の導入、家庭内で介護等を行う子どもたちへの支援、3つ目はこども誰でも通園制度の導入、保護者の就労要件を問わず一定時間まで保育所を利用可能とするもの、4つ目は子どもの居場所づくりの推進、こども食堂等の地域の居場所との連携となっております。

最後に、5点目の今年度新たに取り組む施策についてでございますが、特に3つの重点的な取組を推進していくことといたしております。

まず、1つ目として、こども家庭センターの設置でございます。妊娠・出産期から子育て期までの相談支援を一体化し、より包括的なサポートを提供するため、本年4月1日から保健センターに開設をいたしております。また、去る6月7日には周知を図るため開設イベントを開催し、認知

度向上を図るとともに、相談支援の充実や子どもの居場所づくりとしての役割を担ってほしいと考えております。

2つ目として、困難な状況にある子どもたち等への支援でございます。家庭内で介護を担う子ども、いわゆるヤングケアラーやひきこもりなど、様々な困難な課題を抱える子どもやその家庭に対し、相談窓口の設置や支援策の拡充を実施してまいります。こうした相談の中で支援が必要と判断されたケースについては、子育て世帯訪問支援事業を活用し、直接の支援も検討いたします。

3つ目として、こども誰でも通園制度の試行でございます。これは、全ての子どもが健やかに成長できる環境を整えることを目的に保護者の就労要件に関係なく育児支援を受けられるようにいたします。これにより、育児の孤立を防ぎ、家庭とは異なる経験を通じて子どもの社会性やコミュニケーション能力を育むとともに、地域の保育施設を活用し、子育て家庭を支援し、地域ぐるみで子育てを支える仕組みを構築することを目指すものでございます。国では令和8年度から本格実施を予定しておりますが、本町では、今年度、試行を行い、課題をまず整理しながら来年度の本格実施につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

私は子育て支援については様々なところから学んでおります。その中で、田布施町は子ども・子育て支援は同じ規模の自治体の中では大変頑張っているというふうに感じております。様々な取組を着実に、そして近隣の中では進んだ取組もされており、先達としての近隣自治体の全体のレベルアップにも貢献しているのではないかというふうに思っておるわけでございます。

そして、このたび、こども家庭センターが設置されました。妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口として機能するということでございます。第3期子ども・子育て支援事業計画の中で、子育て支援全般の評価が掲載されております。この中で、田布施町が子育てしやすい町だと思ふ保護者の割合は、令和5年では74.5%という、保護者の方が子育てしやすい町だというふうに答えていらっしゃる。これはニーズ調査での結果というふうに記載されておりました。このデータの個体数、何人のデータを基に出されたものかというのは分かりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、調査対象といたしましては788件でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ニーズ調査というふうに書いてあったんでアンケートとは思いませんでした。すいません。ありがとうございました。

この中で、基本目標３にあります子育てを支える体制づくりの中に、妊娠期から子育て期までの切れ間のない支援体制づくりという、先ほど町長からも御答弁ございました項目がございます。第２期計画の課題として挙げられている中に、子ども・若者が次世代を担う人材として自立していくために必要な意欲や態度、能力を伸ばすことができる環境づくりを挙げています。私も主権者教育は必要なことだと思いますし、大いに推進していったほしいと思っております。

昨年４月、消滅可能性自治体の指定を受け、田布施中学校生徒会が中心となって、今、田布施町にとって自分たちができることを一生懸命何度も考えていただきました。大変すばらしく、うれしく誇らしく思いました。私たちが中学生のときは町のことなんて考えることもありませんでした。現在は主権者教育がしっかりなされている結果だというふうに感じております。

中学校関係者から状況をお聞きし、すぐに町長にそのことも御報告、お話を申し上げました。生徒会の皆さんは、町長をはじめ議員への発表の場があればという御希望でしたが、このときは大変残念ながら実現できませんでした。

そして、この５月２５日の田布施中学校の運動会の開会式で、生徒会長が挨拶の中で消滅可能性自治体について触れられていました。それだけ子どもたちの心には重要なことで自分事として捉えられていると感じました。さらに、大人がこの問題を避けて通るのではなく、真摯に考えていかなくてはならないと背筋を正される思いでございました。そのときに町長も開会式にいらっしゃいました。町長はこの言葉をお聞きになられてどのように受け止められましたでしょうか。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうですね。ちょっとびっくりいたしました。そういう言葉が出てくるのかなという。ちょっと影響がね。本音でいくと、子どもにそこまでプレッシャーとか、先行きに関する不安を与えるべきじゃないなという実感をいたしました。教育ですから、子どもですから夢を持って将来を考えてほしいと思いますが、今おっしゃいました言葉というのはいろんな面を持っておりますので、子どもとして十分に理解できる範囲で使うんだったらいいんですけども、それをやみくもに挨拶の中の一つとして使うのはいかがなものかなという考えもありましたが、高月議員おっしゃいますように深刻な問題でございますので、県内、６つですか、７つですか、ありますか、そういったところとも話をしながらやっていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

やはり、心の中でどうしても気になっている言葉、田布施って残らないのかというところが一番大きな関心事なのかなというふうに思いました。ただ、今、町長もおっしゃいましたように、不安を解消するのが私たちの務めだというふうに思っております。そういった気持ちにならないように夢のあることを前向きにやっていかなきゃいけないというふうに思うわけでございます。

それでは、質問を変えます。子育て世代にアンケートを取られた結果、求められている子育てしやすい町はどのような町だというふうに認識をされましたでしょうか。御答弁、よろしく願います。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） アンケートの結果というか、２期取組の評価の中でも述べさせていただいたんですが、先ほども御紹介いただきましたように、田布施町は子育てしやすい町という印象を持っていた方がかなり多くいらっしゃるということで大変安心した反面、子育てで相談する場所とかにつきましては、若干低い評価結果となっております。それを踏まえまして、今回の３期計画におきましては、そういった相談体制の部分について、かなりウエートを上げて計画のほうを策定しております。

それと、先ほども議員が触れられておりました、担い手としての子どもたちへの期待ということも込めまして、地域と共に学んで次世代を担っていく力の育成の充実という部分を新しい計画のほうで入れさせていただいております。こういった点についてが前回のアンケートで不足しているというふうに感じた部分と考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） 今おっしゃられたことを、ぜひ推進していただきたいなというふうに思います。

私はいろいろ考えるわけでございます。今、求められている子育てしやすい町ってどんな町なのかなと。まずは利用できるサービスが見える化されている町ではないかなと。また、どんなことでもＳＯＳが出せる町。そして、どこに誰に相談したらよいか、妊娠期からそういったことがきちんと分かっている町というのが安心できる町ではないかなというふうに思うわけでございます。

この計画の中、アンケートの結果の中で、幼児、病気や育児疲れのときに子どもを預けることができるサービスが充実していると思う保護者の割合が、未就学児童の親で、令和５年度では１７．１％、小学生の保護者では１４．５％とかなり低い値でございました。田布施町には一時預かりサービスというのはございませんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 保育園において一時預かりは実施しております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） それでは、あるにもかかわらず、なぜこんなに低い値になっているかということでございます。その辺はなぜか、このアンケート調査の結果を受けて、対策というか、何か思い浮かぶところというのはございますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 私見ではあるんですけど、アンケートの結果から、評価が低い部分の大きな要因としては、病児保育が町内にない。田布施町としましては、平生町や柳井圏域の市町と共同で平生町に病児保育所を設置しておるんですが、場所がどうしても平生町ということで、その辺に不便を感じられている方がいらっしゃるのかなというのは私個人としては感じております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） 実は、これが利用できるサービスが必要な人に見えてきていないということではないかなというふうに私は感じました。せっかくのサービスを知られていないのではないかなと。

と申しますのも、以前から広報の大切さというのはずっとこの議会でも申し上げてきました。ホームページも今回リニューアルされて、トップページには子育て支援サイトのリンクバナーが上にちゃんと載っております。そこをクリックして探すんですけども、一時預かりサービスの記載というものはございませんでした。

検索をかけて調べると、やっと町広報のページとか、令和７年度の子育て支援に関するまとめられたものが出てきましたけど、そこには一時預かりというのは記載がございませんでした。そのように、必要な方に必要な情報が届いていないのではないかなというのを非常に感じたわけでございます。もっともっとホームページの充実というものを図っていかなきゃいけないのではないかなと。

あと、子育て支援のページには、子育て支援アプリというふうな項目しかなかったんですけど、クリックしてアプリをダウンロードして入ろうと思うと母子手帳が要るんで、私では見ることができませんでした。この「母子モ」の中には、そういった情報というのは入っているのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 母子モの中に、そういうふうな、例えば一時保育ですとかというふうなところの情報というのは、いまだ記載はできていない状況でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ということはこの情報を知りたいと思ってもなかなか知ることができないということでございます。そういったところも、もう一度、根本的に、ホームページ、せっかくリニューアルされているんですから、ちゃんとした情報は情報として上げていただけるように早急に取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） このたび、こども家庭センターのほうも開設いたしまして、総合窓口としての役割を期待されている部分もございますので、議員御指摘のように情報発信のほうも併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。というのが、アンケートの回答もインターネットを通じてという方が結構多いなという印象でございました。もうネット社会でございます。ネットにそういう情報をきちっと載せてあげるとというのが利用される第一歩だというふうに思うわけでございまして、ぜひともそういった面に気をつけてあげていただきたいというふうに思います。

これは子育て支援だけではないのかもしれませんが。ほかのところも同じような情報が出ていないということが多々あるのではないかな。リニューアルした時点ではなかなか網羅するというのは難しいところがございます、常に見直しをかけていただいて情報というものをアップしていただきたいというふうに思います。

あと、アンケートには、充実を図ってほしいこととして、子連れでも出かけやすく楽しめる場所、親子で楽しめるイベントの開催、親子が安心して集まれる身近な場所というものを挙げられております。この３つが当てはまる場所というのが前からお話ししておりますプレイパークを中心とした居場所づくりだというふうに私は思います。

今、注目しているのは先進的な取組をされている東京都国分寺市にあります国分寺市プレイステーションでございます。ここでは、幼年期から高校生まで、そして、その保護者も集まって様々な取組をされておられます。こちらは公設民営としてNPO法人冒険遊び場の会さんが国分寺市から指定管理を受けて運営されています。かつて、運営団体の撤退の危機に瀕した際、市民、行政、プレイリーダーが一体となって存続を求めて活動し、NPO法人を設立されたというような経緯があるということでございました。

非常に私もここに関心を持っていろいろ情報を集めておりますけれども、このNPO法人の代表者の方にコンタクトを取って、いろいろ、そういう説明といいますか、設立に至るまでの様々なア

アイテムというものを用意しておられるようでした。来月、行っているいろいろお話と情報というものをしっかり頂いて帰ろうというふうには思っております。

町にとって非常にいいこと、また子どもさん、また子連れ、先ほどのアンケートにもございましたけれども、そういう場所を求めていらっしゃるということ、そういったものもしっかり踏まえ、また先ほど1問目でもお聞きしました、空き家というものを絡めてそういったことができないかなということもいろいろ考えております。そういう資料を持ち帰りましたら、ぜひ前向きに御検討を願えたら。そういう資料は全て提供させていただこうと思っております。よろしく願いしたいと思います。

様々質問いたしました。これからの田布施は子育て世代の町への定着が最大の課題だと思っております。子どものいない国に未来はありません。田布施も同様です。山口県では、人口移動統計調査によると、平成25年1月、今から12年前、人口142万8,186人、今年1月は127万3,967名。これには外国人2万人の人口が入っております。ということで、差引きが15万4,219人。かなりの数が減少しているというような現状がございます。

問題なのは減り方だというふうに私は思うわけですが、減少率が、実は山口県は中国地方随一でございます。全国でも6番目に悪いというか、減少率が高い県になっております。かなりの勢いで人口減少が進んでいるという現状でございます。さらに、子どもの出生数も、山口県では初めて7,000人を下回ったというニュースが最近報道されておりました。6,777人ということでございました。

田布施町の現状は、今、本当に耐えに耐えて一生懸命耐えているというのが今の現状だなということを思うわけでございます。減少も小幅で上下しておるような状況でして、このときを逃さずしっかりとした対策で対応していただきたいと切に願っております。子どもファースト、そういったこと、情報を出せるものは全て情報提供をする、そういった姿勢というものをしっかり見せていただきたいなというふうに思うわけでございます。

最後に、町長の子育て支援への取組の御決意というものをお聞かせさせていただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。高月議員にはいろんなイベント等も開催していただいて、子育て、そうした取組を支援していただきましてありがとうございます。

私の取組の決意ということでございますが、町長に就任いたしました6年ぐらい前ですかね、そのときから子育てに重点を置こうということで申し上げておりましたが、それより前から課題はた

くさんあったわけで、日本全体にも、20年前に何とかしておきゃこんなことにはならなかったと思うんですが、こういう状況になると、米問題で古古米を出しやええという話とはまた違いまして、何が必要かという。

やっぱり子どもが生まれる。そうすると、産んでもらう出生率の話なのか、それとも転入をしてきて新しい人を呼び込むのか、それか、高月議員がおっしゃいますようにソフト面として子育て支援を磨いて、よそから見たときに田布施に住んでみたいというふうに思っただけなのか、いろんな面が、住宅の造成から保育園の問題、学校、教育の問題、全てが関係すると思いますので、どれが先というふうに言えませんが、人口を増やしながら子育て施策もやりながら一生懸命やっていきたいと思いますが、議員がおっしゃいますようになかなか抜けが多うございますので、また御指摘も頂ければ一生懸命頑張っていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひ。先ほど20年前にやればというふうなお話もございました。

気づいたときに前進するしかないというふうに私は思っております。ぜひとも田布施が本当にいいねと言われて、田布施に住んでみたいねというふうに言われるような町に。本当に子育てしやすいねと。アンケートでは本当に高い値が出ております。いいねということが言われているわけですし、自信を持って進めたいというふうに思っております。

この問題というのはこれからも注視していかなくちゃいけない、田布施町にとって最大の問題だというふうに私自身は認識しております。これは行政や議会が幾ら考えても町民の皆さんと共に進んでいかなければ解決できない問題だというふうに私も感じておるところでございます。ぜひとも住みよい町の実現に向けて邁進していただくことを念願して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩いたします。午後、4人のまた一般質問を予定しておりますので、ちょっと早いんですが、13時10分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

次に守田達也議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 守田でございます。今日は真っ赤に燃えております。失礼します。
よろしくお願いいたします。

今回は２問ほど質問させていただきたいと思います。答弁はいずれも町長でお願いいたします。

それでは、まず質問事項の１として都市計画町道整備と企業誘致についてです。

このたび、柳井・平生バイパス道路事業が本格的に始まりました。田布施町においても粘り強く働きをかけてされてこられた案件だと思います。完成の暁には、国道１０８号線の渋滞緩和や交通安全、物流生産性の向上等が期待され、田布施町においても山陽道からも、また国道１８８号線からのアクセスもよくなると考えられます。完成までには、１０年、２０年、それ以上かかるかもしれませんが、そこで、将来の構想として、都市計画道路、長名石鳥越線を完成させ、さらに今ある鳥越工業団地、米出工業団地の活用、あるいは新たに工業団地を造成し、企業の誘致を進めてはどうかと考えます。そこで質問します。

質問の１として、現在ある鳥越工業団地及び米出工業団地に企業誘致可能な空きスペースはあるのでしょうか。お聞きします。

質問の２として、鳥越・米出地域だけではなく、町内全域を有効に活用するため、都市計画の見直しを含め新たな工業・産業団地、あるいは住宅用でも利用できる土地の確保について計画してはどうかと思いますが、お考えをお聞きします。

質問の３として、現時点での企業誘致の取組状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

質問の４として、都市計画道路は現在１１路線を指定されていると思いますが、完了している路線はあるのでしょうか、お聞きします。

質問の５として、都市計画道路、路線番号３４４と思いますが、長名石鳥越線の計画の現状はどうなっているのか、お聞きします。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず１点目の、現在ある鳥越工業団地や米出工業団地に企業誘致可能な土地はまだあるのかという御質問でございますが、現在、面積が広くなくて未利用地のようなものがあるものの、誘致として可能な土地があるとは考えておりません。

次に２点目の、新たに工業団地あるいは住宅団地の土地を確保する計画をしてはどうかという御提案でございますが、先ほど申し上げましたように、現在、工業団地としての用地、適地もなく具

体的に新たなものを策定しようとする予定はございませんが、一部企業で拡張したいとかいうことも頂いておりますので、そうした町内の企業が拡張できるようなものについては、個別にお手伝いしていきたいなというふうに思っております。

また、住宅団地用の土地の確保につきましては、現在、町内において民間事業者による宅地造成等が適時行われておりますが、住宅需要、建設需要に対して、住宅用地が慢性的に不足しているという話が寄せられたことはない状況でございますので、このため現時点では、町として住宅団地用の土地を新たに確保するという計画は持っておりませんが、先ほどの御質問にもお答えいたしました、人口対策上、どうしても住宅用地を新たに設けるという施策を避けては通れませんので、新たな観点からいろいろ情報を頂きながら検討してまいります。

次に3点目の、企業誘致の計画取組状況はどうかという御質問でございますが、本町では田布施町企業立地促進条例の適用を受けた企業として、直近では3つの企業を認定いたしております。

そして、取組状況といたしましては、山口県企業立地推進課と県内市町で構成する山口県企業誘致推進連絡協議会において、現在、町の取組として掲げております企業立地奨励金、またはサテライトオフィス等誘致推進補助金の情報発信を、パンフレットの周知やイベント等を通じて企業誘致のPRを行っております。

次に4点目の、都市計画道路に関する御質問でございますが、11路線ある都市計画道路で完了している路線は、田布施駅前から波野交差点までの三本松塩坪線と麻郷団地内の旭助政線の2路線となっております。

次に5点目の、長名石鳥越線の計画はどこまで進んでいるかとの御質問でございますが、現在、町道中央南線として、役場前交差点から県道光柳井線の交差点までが完了いたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

先ほど、鳥越団地とか米出団地、誘致可能な土地はないというふうなお話ですが、そこはないということになるとほかに……。入っていますね。ほかにそういった誘致可能な土地は確保されているのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

結論から申しますと確保はできておりませんし、今後、掘り起こしのための調査等も、今、計画のほうは立てられておりません。工業団地以外の用地としましては、都市計画法に基づいて定めら

れた用途地域の中で適している箇所というふうに認識しておりまして、製造業を中心とした工場建設に必要なインフラ整備、幅員が十分である道路であるとか、上水道が整備されているか、そういった場所、そういった部分を勘案しますと、なかなか難しいのではないかなど。また、あったとしても、用途地域の中では、市街地のほうでありますと、騒音だとか振動、悪臭、そういった部分も配慮しないといけないという課題もございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ほかにも確保した土地はなかなか難しいというふうな話ですけども、例えば、ある企業のほうから「進出したいんじやが、どっかええ土地はないか」という問合せ等があれば、どういうふうにお答えされるんですかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 以前にもお答えをしたかもわかりませんが、役場に、年間１件か２件程度、そういう工業用地がどこかないだろうかという相談が参ります。町はありませんので、民間企業が所有していらっしゃる空いた土地が、米出の工業団地のほうには少しあるんで、その辺の間を仲介するというか、お話を持っていくということはあります。でも、なかなか、需要と供給といえますか、含めて、折り合わなかったことが何回かあって。そういう御相談を受ければ、町も御相談に乗って適地を探すということはしております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。

山口県のほう、企業立地案内という冊子があると思うんですが、その中に、地域の特性を生かした事業集積地域に田布施町が入っておりました。その産業は、木材、木の製品製造業とプラスチック製品製造業が紹介されていました。木材の製造業は分かるんですが、もう一個、プラスチック製造業というのはどこの企業になるんですかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） トミテックという。こちらは企業立地の奨励金を交付した実績のある企業でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。そういうことで、そういった田布施の企業立地についても県のほうで紹介されているということは、これらの関連企業の進出も、これからも考えられると思います。そういった意味でも、土地の確保といえますか、大事になってくるのか

なというふうに思っております。

それから、先ほども言いましたように、土地の確保というのは企業もなかなか今の社会情勢、経済情勢を見ると、今すぐにどうこうということは難しいのは当然だと思いますけども、将来に向けて……。今、耕作放棄地等も増えてきております。そういうところもうまく利用して、そういった企業だけじゃなしに団地等も含めて、今から確保しておくというのは大事な事かなというふうに思います。

それから、先ほどサテライトオフィス等の誘致も考えているということでございましたが、ほかの製造業も含めて、先ほども言いましたように、今の社会情勢といいますかね、一時、高度経済成長時代はどんどんと企業も進出しておりましたけども、最近はなかなか難しい。相手もあることだし、誘致はなかなか難しいんじゃないかなとは思っております。しかしながら、将来を踏まえて、雇用の創出、人口減少対策、活力あるまちづくりのためにも、今後とも、地道な取組ではありますけども、受け身ではなく、積極的なアプローチをしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それから、都市計画道路の件ですが、ただいまの御答弁では、2路線ですかね、完了しているということでございました。2件ということは、あとの9か所はまだ完璧ではないということだと思いますけども、9路線の中で、実際には、そういう都市計画の中の基準には外れているけども、完成といいますかね、通行はできているということになると思うんですが、そういうことでよろしいんですかね。ほかの残りの9路線について、全ての規格、基準に沿った路線ではないけども、道としては使っている、車としては通行とかで使用していますよという考え方でよろしいですかね。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

都市計画道路は、計画路線が11路線ございますけども、実際のルートについては、都市計画図という図面には記されておるんですけども、当然、現道に沿ったものもございますが、全く今は道として姿形もないようなところにも、計画として立てられている路線もございます。なので、今、全く計画がないというか、計画はあるんですけども、道路がないという道路はございます。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 都市計画道路の基準は、御存じのようにかなり広い道路で、両歩道があるという基準で都市計画をされています。米出から田布施の役場までの路線、あれも都市計画道路なんですけど、正規で言えば都市計画で言えばかなりのお金と時間がかかるんで、片歩道で通行しやすい道にする、交通安全でやるというような道が3路線整備されています。役場から、金光教で

すかね、あの辺りの道とかですね。本来であれば両歩道で都市計画でかなりの年月と金額が必要なんですけれども、それよりも整備しやすい交通安全道路として、片歩道ですけど、利便性の高い道路が整備されていますので、手がついていない道路というわけじゃないんですけれども、整備しやすい方向で県と協議しながら進めている状況です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 整備されていない道路というのは、私が図面を見る限りでは、質問の題にもありますように長名石鳥越線だけかなと。つながっていないといいますかね。と思うんですが、その辺はどうですかね。その１か所だけかなと私は思ったんですけども、ほかは全てつながって通行もできているんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 議員おっしゃられますように、長名石鳥越線の一部以外は基本的には現況で何らかの道路がある路線となっております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。

ということで、私が一番聞きたかったのは長名石鳥越線の計画なんですけど、その辺のところについて、今、実際に動いているのか、何か動きがあるのか、その辺を教えてくださいかね。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 長名石鳥越線についてですけども、先ほど町長の答弁にございましたように、役場の前からいわゆる庄山バイパスとぶつかるところ、あの区間につきましては、中央南の区画整理事業に合わせて、都市計画道路の規格で整備されております。それ以降、庄山バイパスよりも先、これにつきましては、そのバイパスから約５００メートルの区間、町道新川旭線という町道になるんですけども、これにつきましては、関係各所、地元から等も要望もございまして、町としても、交通量の割に、今、離合が難しい狭い道路になっておりますので、ただいま地権者との交渉に向けて準備して、補助手続も進めてございまして、事業のほうを前に進める形で対応しております。

そこから先なんですけども、基本的には、その後、町道平原八海線という道路がございます。今、大晃機械さんの会社があるほうに伸びて八海のほうに抜ける道路がございます。その途中までが、それが１８８号線に出るまでに、多少１８８号線付近の線形が悪くはなっているんですけども、長名石鳥越線の代替路といいますか、現況、こちらの役場からの交通という意味では、平原八海線のほうが代替路として機能しているという認識でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） じゃあ、今の旭のほうから鳥越に抜ける道に対して、今、計画している道に対しては、今のところは進める予定はないということですかね。代替えで、今、平原八海線とか言われましたんで、そこで賄うということになるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 今の都市企画道路としてのルートを示させていただいている路線については、ほぼほぼ完全に沿った道がないような形のところが多くございます。参考といたしまして、今から、先ほど申しましたように、新川旭線、庄山バイパスから５００メートルぐらいの区間、これは都市企画道路としての規格ではないんですけども、片側に歩道がついた形の２車線の道路を計画しております。

それは、現道が大体５メートル程度なんですけども、それを歩道を合わせて９メートルぐらいの規格で整備するんですけども、それに対して総事業費として、おおよそ１億２，０００万円程度ぐらい想定しております。その都市企画道路としての規格ではなくて、今申しました９メートル幅ぐらいの暫定的な幅で１８８号線沿いまで仮に通したとしても、仮に試算したらおおよそ４億円から５億円以上は最低でもかかります、補償物件等も多いため。

建設課の道路関係の新設改良事業に持っていくお金というのは、大体、例年３，０００万円程度ぐらいのペースで、補助事業、単独事業、合わせて行っております。仮に事業費を全部取りやめて、全てその路線に投入したとしても単純計算で１０年以上かかることになります。

実際は、町道の改良というのは、現実として通行が狭くて困っているところを拡幅していったりするところが多くございます。ですので、新規で道路を建設するということまで予算的にもなかなか難しいところがございますし、住民の方々の建設課に寄せられるニーズとしても、今ある既存の道路、その狭い箇所を直していただきたいとか、そういった要望が多くございます。ですので、現実的な選択肢として、道路を今の都市計画道路のルートで通すというのは、なかなか対応が難しいということが現状でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。なかなか新しく道を造るのが難しいというのはよく理解はできるんですけども、将来を見据えた、本当に１０年後、２０年後、５０年後を考えたときにどうかということで、先ほども言われましたように、当然、人口が減っていったり、交通量が減ったり、あるいは道を造ったけども費用対効果はどうかとか、いろいろそういった問題は確かにあるかと思いますが、長い目で見ていただけたらというふうに私としては考

えておりますので、いま一度、御検討いただけたらというふうに思います。

以前、道の拡幅ですかね、井原建設さんのところの道を広げられると。そういった見通しがついたというふうな話もちらっと聞いたことがあるんですけども、実際にやるとなったら、いつ頃、工事ができるのですかねと。教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

議員がおっしゃいますところは、先ほど申しました新川旭線というところになると思いますが、これにつきましては、ただいま用地交渉を行って、またそれと同時並行で詳細な設計を進めているところでございます。完成時期といいましても、用地交渉等、相手方がございますので、一概にいつまでできますというのなかなかお答えしかねるところですけども、まずは、用地交渉がついた区間等を先行して進めていく予定でございます。

今の予定といたしましては、旭のほうの歩線の近く、今、田んぼが横にあって待避所があると思うんですけども、あの付近から優先して工事を行ってまいりたいと思います。設計のほうが先行しますので、実際の道路の開通といたしましては、スムーズに用地交渉が進んだとしても、工事にも期間を要しますので、3年から5年ぐらいのスパンはかかると見込まれます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。ひとつ、よろしくお願いいたします。

じゃあ、1問目は以上で終わりたいと思います。

2問目なのですが、町の総合計画についてです。

令和3年に策定された第6次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、今年度が最終年となります。そして、令和7年度には、この2つを統合して、たぶせ未来戦略を作成されると聞いております。そこで、これまでの取組状況及び未来戦略についてお伺いいたします。

質問の1として、第6次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を一つに統合されると発表されましたが、その理由をお聞かせください。

質問の2として、具体的な取組については、それぞれ毎年検証されていると思いますが、非常に範囲が広いために多岐にわたりますので、その中で特に成果が得られた項目また特筆すべき点があればお聞かせください。

質問の3として、逆に取り組んできた中で、新たな問題や課題が出てきたことがあればお願いします。

質問の4として、たぶせ未来戦略作成に当たり、検討委員を募集されておりますけども、それ以外のメンバーはどういったメンバーで構成されるのか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

総合計画についてでございますが、まず1点目の御質問であります総合計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合する理由についてでございますが、今後、どうしても人口が減っていくことが避けられない見通しの中で、住民の皆様に、これまでのように総花的な、あっちもこっちもそっちもやりますというふうな内容の総合計画を策定してお示ししましても、未来に向けて重点的に取り組む施策が、数値目標等分らないということもございます。また、財源的にも非常に限られますので、計画期間内に全てを実施するというお約束ができるわけでもございません。

また、現在、法的には総合計画は策定義務がなくなっております。一方、総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法で策定が求められておりますので、未来に向けた総合戦略として、これまで同様、毎年度、検証や評価ができる形で策定したいと考えております。

2点目の、こういう総合戦略の検証において、特に成果が得られた事項や特筆すべき点についてでございますが、特に町内5地域におきまして、全てに自主防災組織が整備され、各地区、防災本部ともに避難訓練を実施するなどした防災関係においては、一定の評価が上がったと考えております。

特筆すべき点としては、それぞれの分野で多くございますけども、令和5年度の評価で一例を挙げますれば、農業関係では、田布施農工高校の生徒が考案したレシピの地域交流館での販売、観光面では、馬島でのキッズチャレンジショップ等イベントの開催、地域交通においては、予約型定額乗合タクシー「のりーね」の実証運行の実施、妊婦・出産の支援においては、子育てアプリによる情報配信、子育て支援においては、所得制限を設けない高校修了時までの医療費助成、これらの事業は高い評価となっております。

3点目の新たな課題でございますが、これも一例として申し上げますと、自治会の運営や地域リーダーの育成、特定空き家の除去、高齢者の居場所づくりにおける参加者の固定化、児童クラブにおける長期的な人材の確保、子ども医療費の増加、これらが令和5年度の評価で課題として挙がってきております。

最後、4点目の御質問でございますが、たぶせ未来戦略策定のメンバーでございますが、これにつきましては、田布施町地方創生検討委員会設置要綱に基づく委員でございますが、学識経験者、金融

機関関係者、まちづくりに関係のある団体役職員、まちづくりに関する知識または経験をお持ちの方、公募委員の中からの21名以内をもって組織するとなっております。

なお、今回の策定に当たっては、議員の皆様の中からも委員会に参加いただけると聞いておりますので、かないましたらそうした中で御意見等も頂けたらというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

質問の2の中で、具体的に得られた成果があったものということで何点か挙げられておりますけれども、その中で、重点業績評価指数という、KPIというんですかね、これで表せる、皆さん、全部表せるとは思いますが、これはこんぐらいでしたよというふうな数値があれば教えていただけたらと思います。よろしいですかね。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） KPIにつきましては、例年、毎年やっております地方創生の検討委員会の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランということで、資料としてお示ししておるところです。KPIについては、非常に各種ございますので、具体的にどれというのは、もしお分かりになればと思うんですけれども、大変多ございます、各分野で。毎年、こういうものを会議でお示ししております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 今年度が最終ということなんで、もう少し時間がありますんで、この数値がどんどん伸びるように頑張っていただけたらというふうに思います。

地域資源を活用したまちづくりということで言えば、まさしく今回の桜まつりではないかなというふうに私は考えました。町の人口の3倍の人出があったというそうなんで、すごい人でした。70周年というのもあったのかもしれませんが、すごい人出で、素晴らしいイベントだったなというふうに思いますけれども、これは余談になるかどうか知りませんが、町の収入になるものというのはあるんですかね。これは余談になるかも分かりませんが。あんだけの人が出ましたんでね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いきなりの質問であれなんです、出店された方、町内の方もいらっしゃるし、ボランティア関係、商工会も含めて、いろんなお店を出された方は、多分、収益としては上がっていると思いますけれども、そのほかは分かりませんが、お店を出された方にはメリットがあったというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） すいません。田布施の桜まつりというのは、本当に田布施で一番大きいイベントかなというふうに思います。ぜひ続けていっていただきたいというふうに思います。

それから、課題といいますかね、問題とか課題が出てきたという点については、いろんな要因があると思います。しっかりと検証して、次の未来戦略に取り入れていただけたらというふうに思います。

最後ですかね。未来戦略の検討委員会のメンバーですが、２１名というふうに限られているようですけども、私は、特に、若い人の意見、１０代から３０代ぐらいですかね、そういった若い人の意見を聴くというのは、非常に大事な事かなというふうに思います。社会人となりまして、一人の大人として自分の住む町について考える場ということで、たくさんの方の参加を呼びかけていただきたいなというふうに思います。

一町民として、期待されているなという意識を持ってもらえる。そういう意味でも、将来を担う元気のよい行動力のある若者の意見は、非常に大事な事だなというふうに思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 未来戦略の策定に向けて、検討委員会をどういうふうに進めていくか。必ずしもこれまでどおりのやり方ということにこだわらなくてもいいと思います。これは今からということになりますが、今、２１名といった限られた人数ということになっておりますけれども、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることもできるというような規定もありますので、必要に応じて、そういう若者の意見等を聴こうと思えばそういう仕掛けはございます。

今までも、地方創生検討委員会とはちょっと離れますけれども、地方創生のワークショップというものを田布施農工高校とかで開催しておりまして、そこでは高校生とか中学生とかも入って、検討委員さんの中からも参加していただいて、夢を語るとかそういうこともやっておりますので、いろんな方法があると思いますので、これから考えたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。ぜひ、若い人の考え方等も取り入れていただけたらというふうに思います。

それから、それも含めて、各地域で、住民との意見交換会ですかね、そういった機会も設けて住民の意見も聴くというのも一つの方法かなと思います。それと、パブリックコメントですかね、そういった募集を、今回はしたらどうかなと思いますけれども、予定はありますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 地方創生検討委員会の立場で広く住民の皆さんのということは、なかなか難しい面があるとは思っております。パブリックコメントについては、一応、今のところ、2月頃をめどにやりたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。一応、質問は以上となります。

最後に1点ほど教えていただきたいのが、今回の質問とは直接関係はないんですけども、合併70周年記念で、自主企画助成事業というのを募集されて、1次募集が5月16日までとなっております。すいません。現在、何件、何組ぐらい応募があったのか、教えていただけますかね。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 応募については4件でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。私も、いろいろこの事業に協力したいなということで、何人かに、いろいろ、相談というか、当たってはみたんですけど、なかなか時間もないし、新たにそういった組織をつくる、グループをつくるというのも難しいんで、検討しているところなんですけども、ぜひ、今、4件ということなんで、10件に向けて頑張っていただきたいと思います。

これ、2次募集もあるんですかね。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 予定はしております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で守田達也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に内山昌晃議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 赤色の次にオレンジがやって参りました。派手な色2連発ということで。

通告に従いまして、今回は、2問、全て町長が答弁ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1問目からです。先ほど守田議員の若者の参画をというところで、熱い言葉がありま

したので、その言葉を受けて1問目というところでさせていただいたと思います。「若者の起用による関係人口の創出・拡大を」です。

4月6日に開催された桜まつり、5月17日には萬屋marifu、翌日の18日にはキッズチャレンジショップが開催されました。私はいずれも参加してまいりました。どれも若者たちが積極的に運営に携わった盛況なイベントであり、関係人口の創出・拡大に寄与していると感じております。次代を担う若者たちの視点、行動力、情熱、パワーを見て本町の明るい未来を感じました。

さて、総合戦略の基本目標4の①の中で「総合戦略の各施策を効果的に進めるため行政、地域住民、企業、学生等と協働し、ワークショップの開催や情報発信、イベント開催等、町民参加型のまちづくりに取り組む」とあり、まさにこれに即したイベントであるというふうに思います。また、「持続可能で元気で安心して生活できる地域社会を形成するため、地域のリーダーとなる人材を発掘し、研修等の支援や取り組む事業への支援を行う」とあります。折しも政府が地方創生2.0の実現に向け施策等をまとめた基本構想の原案の中に「多様な意見をまちづくりに取り入れるため地域活性化を議論する場に若者や女性の参画を求める」とあります。

これらを踏まえ、今年度、たぶせ未来戦略を策定することに鑑み、町として若者たちをどう支援し、どう活用し、本町のまちづくりに生かしていくか、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

御質問のように、今回のたぶせ桜まつりは天候にも恵まれ、町内外から大変多くの方が来場されました。ステージでは、山城太鼓や中高生の吹奏楽の演奏、ダンスチームの演技などがあり、保健センターの中では、田布施農工高校や総合支援学校の生徒による物品や飲物の販売などが行われ、イベント終了まで大変賑わっておりました。

また、これとは別に、若者が主宰されております萬屋marifuでは、この5月に麻里府公民館近くの古民家で家具と雑貨市を初開催されるなど、広く情報を発信されてもおります。

また、麻里府地区においては、ほかにも20歳代のサークルが旧麻里府小学校で親子イベントを開催したり、麻里府公民館と海岸周辺で物販などのマルシェを開催する若者グループもあつたりと、大変活発に活動されており、麻里府地区の活性化に大きく貢献されてもおります。

また、5月18日は、第3回キッズチャレンジショップには、小学生による出店を中心に、中学生、高校生、大学生による出店やイベントがあり、町外から来場者も多く、馬島と「のんびらんど・うまし」を満喫されておりました。内山議員にも御参加いただき、ありがとうございました。

また、田布施中学校の生徒による取組としては、たくまるボランティアがございます。土日や祝

日など参加が可能な日時に、行事の準備や運営のサポート、清掃活動など様々な活動に取り組んでもらっております。先日、5月7日に開催いたしました合併70周年記念表彰や田布施青少年健全育成町民会議の司会や運営にも、中学生4名がたくまるボランティアとして参加いたしてくれました。

議員御質問のとおり、人口減少や少子化が進む中では、こうした多くの人が集まり活況を呈する場面では、必ず若者や子どもの笑顔や情熱、エネルギーがあふれるものだと思っております。

議員から、若者たちをどう支援し、どう活用し、まちづくりを進めるかとお尋ねですが、若者たちは普段は離れた場所で生活しておりますも、こうした機会があれば子どもから大人までが楽しく幸せを感じることができる場面をつくることができるわけですから、関係人口の創出もそうですし、賑わいや人と人とをつなぐ取組が大変重要と考えており、たぶせ未来戦略の中でも大きなテーマとして考えたいと思っております。

総合戦略は策定はこれからでございますが、戦略に基づいた成果も求められますので、議員の皆様の中からも委員に御参加いただけるというふうに聞いておりますので、今後、ほかにも広く意見をお伺いしながら御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

最初に申し上げておきたいというか、今回、テーマが若者ということで質問させていただいています。決してほかの世代をないがしろにするとかそういうのはございません。また、機会を別にして、そういった別世代の活躍の仕方というのは質問させていただいたらというふうに思います。

田布施町まち・ひと・しごと総合戦略、基本目標4に「地域のリーダーとなる人材を発掘し、研修等の支援や取り組む事業への支援を行います」とあります。目標数値ということで、地域リーダー育成、令和3年から7年までで10人というふうなKPIがここで示されています。

そこで4つほど質問したいんですけど、地域リーダーは何人育成をこれまでされていますか。そのリーダーの中には若者は含まれていますか。研修等の支援や取り組む事業への支援は行っていますか。そして、例えば、研修等ということが書いてありますので、どういった研修をされたのか、または想定しているのか、それは外部で研修するのか、本庁内であるのかとか、そういうことをお伺いしたらと思います。お願いします。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） まず、1点目の総合戦略で、基本目標が10人となっている地域リーダーについて、実際どうだったかということでございますけれども、5年度の評価では、残念

ながら1名ということでございまして、これにつきましては、農業関係の地域おこし協力隊の方でございまして、この方につきましては40代ということで、高齢化が進む中では若い世代とは思いますが、実情はそうなっております。

若者の研修等の支援等でございますけれども、民間の若者に対して、どっかに研修に行っていたとか、そういう取組はしておりません。総合戦略の中で、民間の方も含めてワークショップというのはやったりしますけれども、一応、そういうところが実情でございまして。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） なかなか進んでいないというような状況だと思います。言われましたけど、何を以て若者かという、そういう定義もあろうかと思っております。あまり年代で区切るのもあれとは思いますが、脂の乗っているとか、いろんなアイデアを持っている、行動力もあるといった面では20代、30代なのかなというふうな気はしますが、年代ではあまりそういう差別はしないほうがいいと思います。

例えば、若者のグループが様々なイベントを企画・運営したりとかして、関係人口の創出、そして地域の賑わいへの貢献をしておられます。町として、どのような支援ができるのかということを知りたいと思うんですが、例えばイベントをやる場所とか、イベントをやるに当たって、事前にそういう企画の会議を行ったりとか、例えば、そういうところ、場所は公共施設で行ったりすると思うんですよ。その場合、当然、使用料が発生するということになります。そういうイベントは、地域の賑わいとか、そういうことを目的にしているわけですから、例えばそういう趣旨を理解した上で使用料を減免するとか、半額にするとか、そういったことができるのかどうかというところが一つの質問です。

反面、使用料が入らないわけですから、町の収入も減るといったデメリットもありますし、他団体との公平性という観点からも、なかなか難しいのかなと聞きますけど、それが可能なのかどうかということはいかがですか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 打合せ等をされる場合、公民館が多いだろうとは思いますが、現在の公民館の条例ですと、具体的には生活保護の方とか、そういう方については減免規定がございまして。その他というところもあるんですが、そういう今おっしゃられたような趣旨で減免するというのは、なかなか難しいのかなというふうには私は思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） なかなか町が若者に対してできる支援というのは限られてくる

と思うんですね。そのうちの 하나가、そういう使用料とかの減免という。減免という言い方がいいのかどうかというのもありますけど、やはり若者は私たち世代とは違って、なかなかシビアな考えを持っていらっしゃると思いますので、氷河期世代、もっとそれより前ですけど、私のときのようなバブル世代ではないので、そういう金銭的なもんというのは我々以上にシビアな感覚を持っておられるというふうに思います。金額がたとえ少額でも、町は私たちのためにこういう協力をしてくれるんだというような気持ちがとても大切だと思いますので、検討していただくというか、ここはまた考えていただきたいというふうに思います。

話は全然変わるんですけど、例えば質問に答えてくださる山田企画財政課長、その昔は、広報担当として、若い頃、20代だったのですかね、特別な企画で、馬島にUターンで帰ってこられて、民宿というか、ログハウスを経営されていたりして、当時の、若者というか、経営者にインタビューをしたという広報の企画があって、丸々2ページぶち抜きの特集ページを作ったというような経緯があります。

今ですと、企画財政課長、丸くなられたというか、おとなしくなられたので、そういう行動力もなかなか発揮しにくいのかなというふうに思いますけど、当時、そういう規格外のことをされた山田さんとして、そういう企画を今の広報担当とか、企画課の中でやりたいというようなもし意見があれば、そこはどうされますか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 今、議員がおっしゃられたのは、私も、自分のことですが、よく覚えておりまして、それは平成5年の5月号の広報ですね。まだ、のんびらんど・うましまができた少し前の状態で、たしか全体の特集ページとしては6ページを作って、そのうちの2ページが座談会。当時の自治会長さんを含めて3名の方でやったことを覚えております。

その前の4月号については、10ページの田布施中学校の特集というのをやっております、これを続けてやるとなかなかやめにくくなって、大変、好評は頂けるんですけども、自分でもすごく窮屈になってきたという記憶がございます。

そのとおりのことを、今の広報担当にやれというのは、とても私は言うことはできませんので、70周年の関係もありますんで、そういう関連の記事というのは出てくるとは思いますけれども、あまり、私みたいなことを続けてやるというか、1年間に何本かというのはあるとは思いますが、それは今後考えてみたいとは思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） かなり好評を頂いたということですので、それが今の時代に合

っているかどうかというのはまたあれですけど、いろんなそういう斬新なアイデアを若い職員から出してもらうというようなことで、いろいろ情報発信をしていったらどうかというふうに思います。

それこそ、今、民間のほう、若者グループ、いろいろ活躍されていますけど、その方たちと協働して、そういう情報発信なり SNS とかユーチューブとか、もし可能ならばやっていただきたいというふうに思いますけど、そこはいかがですか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 私も、今後、できれば、今、そういう麻里府の辺りで活動されている若者、あまり私は面識がない方が代表だったりということもあるので、そういう方と交流を持てたらいいと思いますし、役場の中の職員もそういう同じグループに入って活動している職員もいますので、そのあたりからそういう意見の交換はしてみたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） よろしくをお願いします。

また話は変わります。若者というのは、今の若者というか、考え方がなかなか違うもんですから、私とか行政とかから「これをやれ、あれをやれ」とそういう命令をしたりとか、自分たちにあまりメリットがないようなものは恐らく動いてくれないというふうに思います。町がしてほしい課題、そして若者がやりたいことというのがマッチングするということがとても大事なことだと思います。お互いがウィン・ウィンの関係であるというようなことであると思います。若者にとっては、何かをやり遂げた達成感とか成功体験がプラスとなって、モチベーションも上がっていくと。そして、ひいては町の活性化とつながっていくというふうな、こういう流れがすごい大切なんじゃないかなというふうに思います。

そして、また、今、活躍している若者グループのほかにも若者はたくさんいるはずですよ。背中を押してあげるというような意味でも、取りあえず、町のほうが、旗振り役といいますか、きっかけをつくってあげて、若者が主役のワークショップを開催してはいかがかということです。

若者という人材に投資したいときに、まちづくりに取り組んでもらう、町の課題は何か、町をどうしたいか、人を呼び込むにはどうしたらいいか、様々な課題を真剣に話し合い、解決に向け、実践していく、ぜひそのような場所をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 非常に大きなテーマと思いますが、実情、私のほうがずっと役場に本当に閉じ込めらざるを得ないような状況でございまして、実際に若者と交流する機会というのが正直あまりございません。それをどうやってつくっていくとか、その辺、内山議員も、大変若

い頃、企画係で御活躍されましたので、その辺、いろいろお話をさせていただきながら考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） お互いが褒め殺し合ひまして。ありがとうございます。

例えば、そういう若者グループが実際にあるということで、これがいいのか悪いかというのはよく分からないんですけど、町の登録制というか、団体を登録してもらうということをするとして、例えば運営費の幾分かの補助を出すとか、イベントをすれば補助金を出すとか、例えば町が示した課題を克服してくれたりとかクリアすればポイントを付与して、ポイントがたまれば例えば公共施設の使用料とかをポイント分は免除するとか、そういうこととかもできるのじゃないかなというふうに思います。

私、調べていなかったんですけど、私が在職中の頃は、まちづくり団体への補助金というのが３年限定で、１年間１０万円以内とか、そういうのがあったと思うんですが、それって今はあるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 現在はございません。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） ということは、なかなかそういう団体に補助する補助金というのは、今は何もないというような認識でよろしいですかね。たまたま、今回は、７０周年のそういうイベントの補助というか、そういうがあるので、それは活用すればいいのかなというふうに思いますが、若者グループを支援し育てていくという観点では、こういう補助も考えていただいたらというふうに思います。

続いて、若者ついでで言うんですけど、例えば町職員の中でも、今、相当、世代交代をして、ほとんどが若者の部類に入っているのかなというふうに思います。この町の中で、若者たちのそういう意見というのは、ちゃんと上のほうまで通るのか、伝わるのかということ、企画・提案できるそういう機会というか、そういう場所というか、会議体というか、そういうのがあるのかということをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いろんな課題テーマがあったときに、ワーキンググループ、今までも幾つかつくってまいりましたけれども、テーマを持って解決するために若い人たちの意見を聴いて、その中でリーダーをつくって、リーダーの育成と若い人の意見を集約して提案していくというよ

うな形は、ワーキンググループをつくって対応しておりますので、今後も、先ほど言われましたように、麻里府地区等で活躍されている人がいらっしゃるのであれば、町の若手職員も含めて意見交換の場をつくるとか、そういう形でテーマテーマごとにワーキングをつくって対応したらいいんじゃないかなと。今までもやっていますけれども、今後もそういう形で進めていけたらいいとは思っていますけど。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） ぜひ若者の意見というようなものも活用していただきたいと。

もっと贅沢に言うなら、テーマを与えて若者にやらしてもらわなくて、若者自らがテーマとか課題を見つけてきて主体的にやると。やらされるのじゃなくてやるというような方向に持っていくと、よりいいのかなというふうな気がします。このことはなかなか奥が深いので、次回、９月定例会で、またさせていただきたいというふうに思います。

また話は全然変わるんですけど、広報委員会で議会だよりを作っているんですけど、今回からメンバーを刷新して、新しいメンバー、そして若いメンバーが入りました。今、苦勞してされているんですけど、議会だよりも刷新しようというようなことでやっています。

そういう議会だよりというのは、なかなか文字ばかりで読みづらい、読んでくれないというようなことがあります。高月委員長、ずっと言われてきたんですけど、その指示の下で若い藤田委員を中心に刷新していくというようなことで取り組んでいます。

こういう既定のものをころっと変えるというのは、なかなかパワーも要るし、行動力も要る、アイデアも要るし、そういうことなんですけど、そういう若い力を借りる、そして、ほかの広報委員の残りの５人のメンバーもそれを支えるというようなことで、変えていこうというようなことでやっております。

そこで、また話が変わるんですけど、未来戦略検討委員会の話です。先ほど守田議員の質問の中でもありました。国の地方創生２．０の基本構想の中で、地域活性化を議論する場に若者や女性の参画を求めるというようなことが書かれています。先ほどの検討委員会の答弁の中にもありましたけど、一応、２１名の中でということで、今までのまちづくり検討委員会のメンバーを基本として考えていると。メンバーは産官学金労言ですかね。それに公募委員というような形で２１名を選ぶというようなことになっておりますけど、この中に、守田議員も言われましたけど、若者、そして女性の参画というようなこういう別枠でそこに設けるといような気持ちはないですか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 検討委員そのものは、まちづくりに対する知見とか経験とかが求

められますので、若者というのは経験値というのがちょっとというところがございます。今、議員おっしゃられましたように、別枠でということで、そういうことであれば検討はしてみたいと思います。総合戦略の検討委員の中で、自分たちが活動していることについてアピールする場とかではございませんので。

ただ、一方で、そういう活躍されているところのいろんな活動についての報告とかも、私個人は聞いてみたいとか、私も今度イベントにも参加してみたいと思うんですけども、そういうのは考えてみてもいいかなとは思っています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） 趣旨は、若者の考えている意見を、そういう計画の中に盛り込むということだと思います。若者だけということではありません。そこは全世代が均等に参画して、それぞれが意見を言い合って、出し合って、全世代が幸せになるような計画ということがとても大切だと思いますので、若者代表という別枠、若者代表、そして女性代表という２枠をぜひ検討していただいて、メンバー選出まであまり時間はないと思いますけど、検討、前向きにどうか、ぜひお願いしたいというふうに思います。

ということをお願いしまして１問目は終了したいというふうに思います。

それでは、２問目です。遊休地・遊休施設等の有効活用ということでございます。

令和４年１２月定例会において質問しましたが、たぶせ未来戦略を作成することもあり、改めて質問します。

第２期総合戦略では、基本目標１。産業振興による雇用の創出、①企業誘致の促進の中で「企業の新規立地を促進するため支援制度の充実及び適地の確保を行う」とあります。また、「光ファイバー網を基盤とし、空き家・空き店舗を有効活用したサテライトオフィス等の設置を検討する」とあります。

そこで、１、企業新規立地のための適地は確保できましたか。町有地に限らず民地の適地はありますか。これは守田議員とかぶっているということでございます。

２、サテライトオフィス等設置の取組状況はどうでしょうか。

次に、総合戦略の現状分析によれば「本町をベッドタウンとし、町外へ通勤する傾向が高い」とあります。これは、本町の住みやすさや土地の価格が比較的安価であることが原因だと考えられます。人口の流出を防ぎ、転入者を増やすためにも、さらなる宅地や住居の確保は必要であります。

そこで、１、町有地を宅地として活用する考えは。町営住宅の入居状況は。

２、民間事業者が宅地開発しやすくするための町としての取組支援は。

3、空き家等の利活用（空き家コンシェルジュの起用）についての具体的な取組状況は。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、企業誘致等に係る1点目の企業新規立地のための適地は確保できたか、町有地に限らず民地の適地はあるかとの御質問ですが、現在、企業が所有しておられます土地は若干あると見受けられますが、さきの守田議員の御質問にもお答えいたしました。誘致の土地として適地として確保するまでには至っておりません。しかし、これまでに何件かそうしたお話がありましたので、町内の用地の御紹介もいたしておりますが、まだ調整中のものもございますので、できたらそういったものが可能になればというふうに思っております。また、町といたしましては、引き続き業者等の意向を確認しながら、町内工業団地の遊休地の適地の掘り起こしには努めてまいります。

2点目のサテライトオフィス等設置への取組状況についてでございますが、令和5年度からサテライトオフィス等の誘致推進の補助金制度を創設しておりますが、現在のところ、残念でございますが、具体的な御相談や実績はございません。

次に、宅地や住居の確保についての1点目「町営住宅の入居状況については」という御質問でございますが、5月末現在、入居募集が可能な町営住宅の空き家の状態は、城南が1戸、麻郷2戸、波野南5戸、麻里府1戸、波野南特定公共賃貸住宅3戸であり、城南、麻郷、波野南については、6月の定期募集をホームページに掲載いたしました。麻里府、波野南特定公共賃貸住宅は、随時、募集を行っております。

次に2点目の「民間事業者が宅地開発しやすくなるための町としての取組支援は」につきまして、民間宅地開発支援補助金を令和5年度から実施しております。現在、補助内容等の見直しの検討も行っております。

次に3点目の「空き家等の利活用についての具体的な取組状況は」との御質問でございますが、空き家対策の推進に関する特別措置法及び国土交通省・総務省通知において、固定資産税情報の内部利用及び活用が可能となったことから、現在、固定資産台帳に記載されている住所及び家屋番号の照合作業を行っているところでございます。

今後は、その空き家データと世帯情報を突き合わせ、住居者がおられない、要するに空き家の可能性がある家屋を抽出し、空き家コンシェルジュとして採用予定の地域おこし協力隊に、各地域からの情報を得ながら洗い出し等を行っていただく予定といたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。企業誘致のための適地がないということは、先ほどの守田議員の質問の中で重々よく分かっております。

本町の企業誘致をしている場所というのは、先ほどにもありましたけど、米出の工業団地か鳥越の工業団地、そして下田布施に行くと大晃機械工業がある辺りと。主にこの3つ。あと、中央南の神和工業とかそういうところもありますけど、ここら辺りかなというふうに思います。

都市計画区域というのが定められておりますので、住居地域というか、住居に適した場所というのは住居が占めると。工場とかそういう企業誘致するのは、そういう工業地域とか、そういうところに集約するのが、適当というか、まさに当たり前のことだというふうに思います。

適地ということ言えば、工業専用地域というのと工業地域、そして準工業地域という3つあると思うんですね。それぞれ。どこの工業団地はどういう地域だということをお伺いしたいのと、ちょっとだけ適地が余っている、ありますとおっしゃいましたけど、そこはどこなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） すいません。まず、私のほうから、都市計画における工業地域、どの辺りにあるかというお話なんですけども、建設課に備え付けられている都市計画図に記載があるんですけども、口頭でなかなか説明するのも難しいんですけども、工業専用地域というのが、一般住宅等、そういうものが建てられない工場のまさに専用の地域になるんですけども、これは、田布施の中でいうと、下水道の処理場が海沿いにあるんですけども、その付近が工業専用地域となっております、その周りの鳥越とか米出の工業地帯、この辺りが工業地域となっております。先ほど議員がおっしゃいました下田布施付近の大晃機械のある工場の辺り、あの辺りが準工業地域というくくりになっております。

その地域の何が違うかという差異はいろいろ細かいものがあるんですけども、一番厳しいところは、住宅等が建てられない地域で、残りの地域も、工場等の内容、危険物の取扱いとか、そういったもので規制等がかけられております。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今、建設課長の地域の区分についての説明があったわけなんですけど、既存の用途地域の工業用地で活用できるエリアというのは限られていると。それで産業ゾーニングを数十年前にかけたときに、今のエリアで設定されたという認識でございます。

今、御相談が時折あるという土地につきましては、下水道浄化センターの隣にありまして、2筆

ぐらいで、その1筆も分筆のほうで、合計1ヘクタールぐらいの面積の土地でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 下水道処理場の付近に1ヘクタールぐらい2筆の適地があるということで、副町長も答えておられましたけど、それはもし紹介があれば、そこは答えているということだと思います。

適地がないということなので、増やせるのかどうか、可能性があるのかどうかということで質問させていただきたいと思うんですけど、まず、都市計画図の白地というか、何も無いところを例えばいきなり準工業にするとかそういうこととか、あり得ないですけど、住居地域を準工業にするとか、工業地域、例えば準工業地域というふうに塗られているところがあると思うんですけど、そこを拡大するとか、線を拡大というか、そういうことの変更というのは可能性としてはあり得るのでしょうか。難しいのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

既存で、工業地域とか準工業地域、工業専用地域とか、例えばその隣接する土地を単純に広げるとかいうことでしたら、土地の利用形態等にもよるんですけども、できるかできないかといえばハードル的には低い変更とはなります。

今、議員がおっしゃったように、白地のところ、全く何も無い住居地域等の横に、いきなりぽんと飛び地みたいに新たに工業地域を指定するとなると、これは都市計画も計画自体でそこに新たに住宅地域にすぐ隣接で工業地域を造るというのは、なかなか実際には変更のハードルは高いものとなります。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 今、比較的ハードルは低いと言われた例えば準工業地域、工業地域を、そういう広げる余力というか、本当に何も無いというようなところがもしあるかもしれませんので、そこは、一回、洗い出しというか、あればしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、準工業地域、大晃機械工業辺り、最近、あそこの元パチンコ、国際の跡地、重機が入ったりとか建設のためのプレハブが建ってたりとかしているんですが、その辺の情報というのは何かありますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 以前の所有者はパチンコを経営された所有者だと思うんですけども、

売買が多分行われて、誰が所有かというのは分かりませんが、所有者は変わっています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） まだあまり把握はしていないということなんですかね。何ができるとかそういうのは分かりませんか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 言いにくいと申しましょうか、ここで断定するような情報として私が持っておりませんので、書面が通過したときに見たものはございますが、そのとおりにされるかどうかというのはまだ分かりませんので、もう少したったらまた御報告申し上げます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） 分かりました。

では、次はサテライトオフィスということで質問したいと思います。

企業や団体が都市部等に構える本拠とは別に、地方の遠隔地に設置するオフィスのことという定義でございます。例えば、本町ですと、それはどこの施設を利用することを想定しているのかというようなことで、これも以前ちょっと質問したんですけど、私的には旧麻里府公民館辺りがいいのかなと。利用するのにちょうどいいのかなという気がします。そのほか、駅前のＪＡさんの向かって左側にある大きな建物というか、ああいうところとかはどうなんかなというような気もしますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 町有施設としてサテライトフィスとして御紹介できるというようなものは、現在のところは持っておりません。旧麻里府公民館につきましては、公共施設をこれからどうするかというワーキングチームを庁内で立ち上げて検討しましたけれども、一応、そこでの結論というのは民間団体への売却、譲渡または提案の募集というような結論になっております。民間の事業者の方からお問合せがあるということも耳にはしておりますので、そうした動向を踏まえて、これからその成り行きによって検討するということにはなっております。

ＪＡにつきましては、現在、元の麻郷のところのＪＡ、ここはオフィスとして使えるような形では残っておりますし、駅前の旧Ａコープ、こちらは、老朽化しておりますけれども、一応、オフィスとして使えるような部屋というのは、改修は必要でしょうけれども、あるというふうな情報は得ておりますので、その辺は、そういう希望がございましたら、またＪＡさんのほうとの協議・交渉ということになろうかと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） いろんな引き出しというか、たくさん持っているというのは強みですので、ぜひそういう開拓をしていただいたらというふうに思います。

サテライトオフィスに似ているような事業というか、コワーキングスペースとかシェアオフィスとかがあります。それにもっと活動の幅を広げるというか。ワーケーションというようなものもあります。普段のオフィスとは異なる場所で、それぞれの目的に応じたワーケーションプログラムや非日常の体験を織り交ぜながら仕事を行うことにより、業務効率の向上やイノベーションの創出、余暇の充実を図るといようなそういうものもあります。先ほど聞きましたけど、町内にこうした施設はないといようなことでございます。

山口型ワーケーションといような冊子があるんですけど、こういうのがありまして、これを見ていくと、山口県型ワーケーションといのは7つの類型があるといことで、ビジネス創出型とか地域課題解決型、業務効率型、オフサイト型、休暇・福利厚生・ブリージャー型、フリーランス型、ファミリー型、帯同型といようなものがあります。

この中で本町に適しているんじゃないかなという一つに、業務効率型といのがありまして、日常業務を非日常的な場所でリラックスしながら行うことにより、業務効率化や生産性の向上を目指すといようなことがあります。そして、もう一つが、長期滞在のフリーランス型。個人で地方に滞在し、生活と仕事を一体化させ、地域住民や同じライフスタイルの方との交流を楽しむといようなことがあります。

いずれにせよ、これらやるのに必要なものといのは、仕事をする環境といのが一つ。それは例えばWi-Fiが整っているとか、オフィスの机があるとか、部屋があるとか、そういうことだと思います。それから、非日常的な環境といことで、都会の方がこちらに来れば、海があるとか山があるとか、そういうのが非日常的な環境なのではないかなと。そして、もう一つ、宿泊できる施設といのが。この3つが必須といことになります。残念ながら田布施町は、宿泊できる場所といのが駅前と馬島にしかないといのが本当に現状だと思います。これはどうにかしていかにや。あと、「おいでえ」もありました。その3つですね。

どうにかせんといかんといふふうに思いますけど、これに当てはまる場所といか、今思い浮かぶのが萬屋marifuと。民間の方がやられているんですけど、それは、民泊として、民宿といか、古民家で泊まれるところといようなことでやっていくといような話も聞いております。そして、道路を挟んで海側に、カフェを併設していると。カフェがあつて、その2階にはシェアオフィスといのを造って、3社か4社か何社か分かりませんが、そこで共同でオフィスを造るといようなことを言っていりました。

本町としても、こうした環境が何もしないでもそこにすぐあるということなので、ぜひここは、いろいろ協力や提携とかができるんじゃないかなというふうに思いますので、お互いがウィン・ウィンになるような方法で、ぜひ提携していただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 光回線そのものは、田布施町、馬島を除いて全域で整備されておりますので、その環境は整っているのかなというふうに思います。その馬島……。すいません。麻里府で、数社程度、3社ですか、そういう取組をされる予定ということですが、その辺り、麻里府地域の一角が、そういう古民家でそういったオフィスが集まるというのは夢のある話だと思いますし、何かしらそういう取組が進んでいって、協力できることが何かあればさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ぜひ、一度、話をされてみていただきたいというふうに思います。

あと10分ぐらいしかないので急ぎますが、今、宿泊施設の話が出たということで、町営住宅、麻里府団地も1室空いていると。それから、そのほかのところも空きもあるということです。実際は町営住宅というのは、町営住宅の条例に沿って、入居される方の基準であったり目的というようなことで貸し出していると思うんですが、地方創生の一環というか、一極集中、都市から人を呼び込むということを鑑みて、特区的なものとか、そういうことがもしできれば、目的外でそういう利用したい人に貸し出すと、短期間とか。できるかどうかというところをお聞きしたいんですが。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

あくまでも住宅担当部署としての回答をさせていただきますが、議員おっしゃいますように、町営住宅に関しましては、田布施町の町営住宅管理条例というもので入居の基準が定められております。また、その中にも記されているんですけども、また上位法令である公営住宅法や同公営住宅法の施行令で、収入上限や同居親族の要件等も定められております。現在、入居可能な田布施町の町営住宅は、波野の高層住宅と城南住宅と麻郷住宅と麻里府住宅が現在入居対象となっております。ほかの町営住宅については、耐震基準等を満たしておりますので、現在は入居募集は行っておりません。

対象住宅は、全て国の補助事業によって整備されたものです。補助事業の申請時の設計条件とし

て、単身入居は対象としていない住宅として認可されて整備を行われている住宅になります。また、実務的に現在も、特に高齢者の単身者の方で、どうにか単身でも入居できないかという御相談がたびたびある状況です。その都度、そういった個別の苦しい生活状況等を伺いながらも、あくまでも入居条件を御説明させていただいてお断りさせていただいている状況です。

そのような中で、一般的に経済的にも単身高齢者、年金暮らしの方に比べて、余裕のある方が多いと推測されるワーケーション等の利用者の方に限られたリソースを割くというのは、現況においては難しいところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） 理由はよく分かりました。可能性としてできるかできないかというようなところを調べといていただいて、国のほうというか、地方創生に鑑みてということが前提ですけど、そこはまた調べておいていただいたらというふうに思います。

宿泊施設でいうと、その他、空き家を使うというようなこともありますので、引き出しはいっぱいあったほうがいいということで、多方面から考えていただきたいというふうに思います。

そして、最後です。今度は新たな宅地の問題ということで、宅地の開発、当然、民間の事業者が開発していただくんですけど、開発するに当たってネックになるのが開発行為というように、1,000平米以上か以内かということで、1,000平米を超えると開発行為が要るということで、今、主流になっているのは、1,000平米以下の小規模なものを、ちょこちょこ建てていっている。砂田の辺とかを見ていただければ、そういうことじゃろうというふうに思います。ほとんどそういう適地もなくなっているのかなという気がします。

そして、もう一つ、次に問題になってくるのが、道路を造らなきゃいけないということですね。道路に接道しないと家は建てられないと、建築基準法に載っていますので。町が民間に宅地を開発してもらうのに一番やらなきゃいけないというか、それは道路を1本造るということだと思います。祇園から中央南に抜ける桜橋線、まさしくそれで造ったような道路だと思います。

それを、最後の未開発の地、例えば砂田、中央南から本町の間、広い遊休地とか田んぼとかいろいろありますが、そこの真ん中に道路を造ると。難しい言い方をすれば42条1項第1号道路をそこに通すと。そして、民間の事業者が開発しやすいように「さあ、あとはどうぞやってください」というようなことで。お金もかかるでしょうし、そういう職員の買収の労力とか、そういうのはかかると思いますが、ぜひここは一考していただいて、何年後、10年、20年先にも、まだ田布施町が存続して人口減少も止まるように、ぜひここは決断のときだと思いますが、いかがでし

ようか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

今、議員の言われた42条1項1号道路というのは、建築基準法での42条1項1条と思うんですけども、そちらについてはいわゆる一般的な町道に当たります、道路法で指定された。

先行して町道を整備した場合というところですが、仮に先行して町道を整備したときに、周辺の宅地開発が想定どおりに進まずに道路が無駄になってしまう可能性というものがあります。それを避けるために例えば特定の業者の宅地開発に合わせて町道を整備するということも考えられないことはないんですけども、その場合、宅地の造成地の進入路は、通常、当然、宅地造成工事を行う事業者さんによって整備されるべきものであってこれを町が代行して行うということは考えようによっては特定の事業者への利益供与とも捉えられる行為であるとも考えられます。

しかしながら、代替案とまでには至らないかもしれないんですけども、議員御指摘の本町地区の例えば田であれば県道光上関線からの進入を考えた場合に途中に建設課が所管する下水道の雨水路がございます。中央雨水1号幹線という水路なんですけども、こちら、今、水路改良工事を行っているところです。先ほどの県道光上関線から大型車両が通行可能な工事用道路というものを今現在施工しているところです。宅地開発の際にもしこの工事用道路について進入路の一部として使用したいという御相談がもしあれば、内容にもよるんですけども、有効活用が可能であると思いますので宅地造成費用の低減には寄与するものと考えられます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 時間となりました。以上で内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を14時5分。10分間、休憩したいと思います。14時5分に再開しますのでよろしくお願いします。（発言する者あり）14時。2時。ごめん。15時じゃ。3時5分。

午後2時55分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（南 一成議員） 時間になりましたので再開したいと思います。

最初に、先ほどの答弁でちょっと町長のほうから訂正がありますのでよろしくお願いします。

○町長（東 浩二君） はい、すいません。高月議員のさっきの質問で、認可地縁団体の登記の件

で、登記書類の登記が必要だと申し上げましたが、私がやっていたときそこだったと思って申し上げたんですが、今告示をすれば、それに代わるということに変わっているようでございます。で、私が言いたかったのは、その告示事項は、毎年メンバーが代われれば届けを提出していただかないといけませんので、代わったら、2年に1回代われたら、その届出はしていただかないと告示が違いますので、その辺が申し上げたかったということで、その告示をすれば法務局の登記に代わるということに訂正をさせていただきます。

○議長（南 一成議員） それでは再開しまして、次に瀬石公夫議員、お願いします。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは、私は通告に基づきまして2件の質問を行います。質問方式は、一問一答です。

質問事項は、田布施駅及び周辺の整備についてお伺いします。答弁は町長でお願いします。質問要旨は、町民の皆様から、田布施駅及び駅周辺の整備や利便性の向上等について多くの要望や課題を聞く。また、これまでに私を含め多くの議員から、田布施駅や田布施農工高周辺の整備、田布施駅の再開発、田布施駅のバリアフリー化、本庁の玄関口ににぎわいなど一般質問がされてきました。そこで次のことについてお尋ねします。

1、田布施駅へのアクセスが、車に依存する人が多いにもかかわらず駐車場がないため、困難を感じると駐車場設置の要望があるが、対策をお伺いいたします。

2、広島行き的高速バスが運行されていたときは無料駐車場があり、通院や買物で便利だったと聞く。高速バスの再開の見通しはいかがでしょうか。

3、駅から豆尾第1踏切までは町道が拡張され安全になった。しかし、踏切から田布施農工高までの町道は狭小で歩道もなく、通学時には高校生と中学生が交錯することになり危険であるため拡張をお願いします。

4、女性の方から駅のトイレを今風のきれいなトイレにしてほしいと要望がある。駅舎外にトイレを建設する計画があったがどのようになっていますか。

5、ホームと電車の段差解消、バリアフリー化、駅舎の建て替え等の計画が以前からあると聞いておりますが、どのようになっているかお伺いいたします。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

これまでも、様々な形で議員さんから、田布施駅及び周辺の整備について御質問、また御提言も頂いており、検討を行ってきた経緯がございます。

まず1点目の、田布施駅周辺の駐車場設置についてでございます。駅東側の町有地に、月極で車を駐車して利用されておりますが、また学生が鉄道を利用する場合に、車で駅まで保護者の方が送迎するケースが70%以上と多いことが、今回、地域公共交通計画策定時に実施した高校生のアンケートで明らかとなっております。また、買物の際、交通手段として鉄道を利用される方の割合は0.4%、医療関係では1.4%となっており、これらのことから通勤、通学の際の駐車場ということが大きな意味を持つということが分かります。

先ほど申し上げました、駐車場と駅に時間制限のある送迎の際に使用できる駐車場がございますが、ほかに適地となる用地がなく、これまで課題となってきました。まだ引き続き検討いたしております。

2点目の、広島行き的高速バスの再開見通しについてですが、全国的に運転手の不足は深刻で、かつバス事業者を取り巻く状況の先行きは大変厳しく、再開の見通しはないと聞いております。

3点目の、豆尾第1踏切から田布施農工高校までの町道の拡幅についてでございますが、豆尾第1踏切から北側に向かう町道長合中央線との交差点までの区間につきましては、豆尾第1踏切の改良に引き続いて、現在も、歩道設置する道路改良事業を継続しております。町道長合中央線との交差点から田布施農工高校までの区間については、建物等の高額の補償物件が多く、現時点では事業化いたしておりませんが、対象となる建物の更新時期等に合わせるなど、適切な時期に事業化できればと考えております。

4点目の、トイレの建設計画についてでございますが、JR西日本が実施する老朽化した駅構内の跨線橋の改修工事を待って、現在の駅トイレの東側の空きスペースに新たなトイレを町で設置する計画といたしておりました。しかしながら、JR西日本からその改修工事計画自体が滞っているという連絡があり、今後の対応について改めて協議を行う予定といたしております。

町といたしましては、利便性、防犯性を考え、駅舎より近い場所、また、新たな駅舎と一体的な設置を見込んでおりましたが、先ほどの跨線橋の改修を含めた駅舎の建て替え時期が遅れるようであれば、町で先行して現在の位置で仮設トイレを造って、現在の古いトイレを、新築を町のほうでせざるを得ないかなと思って、その辺について、JRと今交渉を、協議を進めたいというふうに思っております。

最後、5点目の、駅ホームと電車の段差解消、バリアフリー化、駅舎の建て替えについてでございますが、田布施駅の1日平均乗車人員も、ここ数年980人前後で推移しており、国が進める段差解消、バリアフリー整備の対象から外れていることから、非常に厳しいものと言わざるを得ません。

本町といたしましては、駅舎の建て替え計画と合わせて、情報収集に努め、しっかりと協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 先ほど答弁でありました駅東駐車場の件ですが、そこへ、看板を見ますと、問合せ先は田布施町商工会、田布施町役場となっておりますが、この土地の所有者は誰かということと、この駐車場は月ぎめと思われませんが、何台駐車できて、今契約がどのぐらいで、どのぐらい空いてるのかと、このように思うわけですが、分かれば。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、駅東駐車場の所有者は、まあ、町有地でございます。それと、駐車可能台数は59台で、現在契約台数が41台というふうになっております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今空いちよるっちゅうことですね、18台ぐらい。その辺も空いているところを有効活用して、駐車場、先ほどいろいろ、るる述べられましたが、通学や通勤で使う方が多いと。田布施駅では、その出張とか、買物とか、通院とかというのはかなり少ないようでしたが、さきの答弁では、交通手段とで鉄道を利用される方は買物で、医療機関が1.4と、このように書いておられますが、私が聞いてびっくりしたんですが、広島へ行くのに駐車場がないと、ここに。だから岩国駅まで行って、あそこには何か400円か何ぼかで停められると、それで新幹線で広島へ行くという人が非常に多いと。それはなぜかということ、あんまり停車賃に300円しか変わらんちって言いよったです。そこまで行くのにガソリン代も要りや駐車料も要るけど、あんまりガソリンは入れちゃったら、ただみたいと思うて使うのかもわかりません。まあ、そりゃ私が言うたんですがね。それでもあそこまで行くのにガソリン代がかかるじゃないかと。いや、もう一つの方法もあると。玖珂のインターのところに車を置いてバスで行く、高速バスが走りよると。まあそのようなこともあるんで、無料駐車場をやれば、その辺がここから乗ってもらえると。これは買物等で少ないっちゅうのは、そのように皆さん知恵を使われて、よそから乗っておられるっちゅうこともあるんじゃないかと思うわけです。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。今の防長バスも、なんか再開のめどはないというが、あの頃は便利でしたけど。終わり頃にやコロナの後であまり乗っている人はいなかったんで、このようになったんだろうと思うんです。とにかく駐車場をどうにか確保してほしいと思うんですが、お考えを。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃるとおりですね、田布施の特徴といえば、線路が通っていて真ん中に駅があるというのが、地域活性化にするときに、ほかの市町に、平生、上関、周防大島のほうにありませんので、よく、田布施はいいですねと聞かれますので、ぜひとも、できれば駅舎をきれいにして駐車場を造りたいというのが本当本音なんですけども、なかなかあそこの地形上、道路もすごい変形で走っておりまして、瀬戸バイパスも駅の前を通ってくれたらよいよえかったんですが、そうじゃないということで、交通のちょっと離れ小島のような形に駅になってしまっておりますので、今まで実現できなかったんでしょうけど、ＪＲさんの整備計画が遅れておりますので、ちょっとそれは想定外なんですけど、本当この５年以内にできると私は踏んでおって確信をしとったんですが、ちょっと全然、１０年ぐらい遅れそうなという話も出てきておりますので、ちょっと、先ほど申し上げましたように、トイレだけはもう先行してやらさせていただいて、駐車場用地もＪＲさんの用地とか含めて、結構お金がかかったりしますので、少し議会とも御相談しなきゃいけませんけど、駅を磨いていくということは、いろんな工業団地、住宅用地を造ると同じ、もしかしたらそれ以上に価値があるのかも分かりませんので、また町としてもしっかり検討をしてみたいです。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（７番 瀬石 公夫議員） 中学校の北側に何か町有地がありますね、アパートとアパートの間に。あれを駐車場にしたらどうかと思うわけです。

それで、ちょっと情報が入ったんですが、この５月２４日に柳井市議会の人口問題特別委員会が主催されて、市議会が皆さんの声を聴く会を開催されました、柳井市です。その中に、柳井駅周辺の整備ということで、市役所、病院、ショッピングセンターへのアクセスを容易にし、改札口や乗車券売場などの駅機能の簡略化が可能となる橋上化を推進すると。これは柳井市のことで、このようなことも提言されております。そしてその次に、ＪＲ利用者や買物客の利便性の向上のため、無料駐車場を開設すると。柳井のほうでもいろいろと、買物客やＪＲの利用者の利便性のために無料駐車場をこのように提言、そのような話合いの中で出ております。その辺もあるんで、特に無料の駐車場は早急に考えていただきたいと、このように思うわけです。先ほど言われたように、駅はもう１０年かかると。今までは、もうすぐのような話でありましたが、戸田駅は何か新聞に載っていましたが、このたび、プレハブみたいなのを造るらしいですが。その辺りで、今のどのぐらい面積があるんですか。テニスコートか何かを造るために確保したですもんね。それでどのぐらい簡単に停められるんか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 元キッショウ印刷の跡地のとこの、アパートとアパートの間の土地な

んですが、約1,600平方メートルの面積でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 1反450坪、そのぐらいあればかなり停められるんじゃないか。砂利でも入れてから、事故は使用者の責任というぐらいで、解放されてあげると非常にいいんじゃないかと思うんです。私もちょっとよそ行くときは、家内に駅まで連れて行ってもらうわけですが、家内がどうしてもいない場合なんかは非常に困るんで、下るときは光の駐車場に入れる。今度、広島の方に行くときは困るわけですね、なかなかない、駐車場が。そんな関係でひとつその辺をお願いしたいと、このように思うわけです。今の1,500平米のそこに簡単に駐車場をやって、看板立てて、自己の責任で置いてくださいっちゃんわけにはいかないんですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 昨年、先ほどから若手という話が出てますが、若手職員による町有財産の利用活用ワーキンググループというのが、町長に町有地における課題を整理して報告をしております。そういう中で今のその土地については、先ほど1,600平方メートルと言いましたが、約、駐車場で言えば60台ぐらい停めれるというふうに今試算されているところです。それが、ワーキンググループでは、そのコインパーキングにしたかどうかという提案を頂いていますが、それが有料なのか無償がいいのかというのはまた別議論にしないといけないと思いますが、今のところ、現在この具体的にどういうふうに活用していくかというところは決まったものはないというのが実情でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） ちょっとインターネットで見たんですが、光市が、私はそこには置いたことがないんですが、ちょっと駅から歩いて300か400メートルぐらいあるか、虹ヶ浜の海水浴場に無料の駐車場があるらしいですね。なんかインターネットで見たら、その辺出たんで不可能じゃないと思います。無料にして空き地がありゃそこへ置きなさいと、その代わりあなたの責任ですよと、それじゃけどロープぐらい、下に停めるところのスペースぐらいは仕切りを入れてあげんにゃあ、どこ入れていいか分からなくなると思うんで。そういうことで、ぜひ検討していただきたいと、このように思います。

それともう一つ、朝夕あそこへ行くと、家内なんかでも迎えに来るときがあるが、農協のこっちのほうから、混むときは入れんのなんですいいね、車が駅前に。生徒を迎えに来るんがおる、出張から帰った人を迎えに来る、いろんな人でごった返して、駅前に送迎の車が混むわけなんですいいね。それも一つの理由は、今の駐車場がないっちゃんことなんですいいね。私でも家内に送って行ってもら

う、また迎えに来るっっちゃうことですいいね。駐車場がありゃあ、私も家内もめんどくさいのに、送り迎えせんでもええと。ぜひそういうことを考えていただきたいと、このように思うわけです。

それから、豆尾第1踏切から田布施農工までの町道ですね、先ほど言われた。住居も建っているし保証が大変なんで、なかなか前に進まんのではないかと。そういうところ、まあ、豆尾第1踏切は広くなって、向こうは生徒さんが、あそこは中学生も高校生も交差するわけですいいね。朝、逆になるから。朝は中学生は学校へ行く、田布施農工の生徒は学校へ行く。交錯して非常に、自転車なんかが通ると非常にごたごたするというような感じがありますんで。あそこは令和8年の4月1日から田布施農工高校に熊毛南と熊毛北高校が再編統合されると。これは県の進めで5校を2校にすると。5校を2校にするんですから、必ず生徒が増えると思うんです。そのあたりもあって、県の施策で、そのように再編統合されるんで、県に町道拡幅のそういう支援というか補助等、やはり田布施農工高校に通う方が、歩道がないっちゃうのが、あれだけ人が行き来する、そういうことで非常に危険だということで、どうなんですかね、そのあたり要望できんものなんですかね。ちょっとお聞きして。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 現在の道路状況よりも、交差点というか、曲がり角までは拡幅をする計画があって、それは町で進めております。だから、正規な歩道というわけにはいきませんが、現状の道路状況よりも、2年間ぐらい待っていただければ、カーブ辺りぐらいまでの拡幅は計画してますので、現状よりもかなり改善されると思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） これは先ほどの答弁でありましたね。あその角までが町道の名前が違うんですいいね。それで、そこまではやる。私が言うちよるのはそっから先の話で、これもぜひ進めていただきたい。私はあの近くですから、あそこをよく通ることがあるんです。まあ、自転車も通るし、中学生の、なかなか危険であって。高校があるのにあんな狭い、2車線ない、歩道がないですからね、あその、さっき言うちやった角から広がる向こうは、歩道もないんで非常に危険なんで、ちょっとそのあたりは県とも……。県が5校を2校にするっちゃう再編計画でやって、非常に、熊毛南を残してくれというような、我々もそういう陳情もしましたが、なかなか難しゅうて、生徒数が減るということで押し切られたような形でございますんで、そのあたりを、何かのあれがあれば町道ですから、なかなか補助を頂くというのは、よっぽど何か理由付けをせんと難しいとは思っております。

そして、駅前は、先ほどからいろいろ出ておりますが、駅前には田布施の玄関であって、非常に田

布施は駅があるからいいね、町がいいというようなことも言われておりました。たしか、夕方等、家内なんかを迎えに行くと、車で迎えに行くとイルミネーションが明るく照ってきれいになっております。

田布施町は、先ほどのようにＪＲの駅があり、通勤や通学などに大変便利で、住宅も増えており、人口の減少も少なく、駅周辺の再開発で田布施町のイメージアップをしていただき、本町に一人でも多く住んでいただきたいと、このように思うわけです。それで、いろんな大人、サラリーマンの方に聞くと、非常に電車も通っちゃってといいと、それを何で、勤めちよるといろいろ飲み事もあると、いろいろ車を使えない場合もあるし、出張等があると非常に駅があるということは助かるということで、よそからもたくさんの人が来て住宅を求められるんだろーと思います。その辺も考慮されまして、非常にあそこの道はごちゃごちゃしておりますが、その辺りも整理をされて、岩田の駅前なんかはきれいになっております。相当時間はかかると思いますが、将来を見据えて、田布施が発展するためにいろいろとやっていただきたいと思いますが、これから先、１０年２０年先を見据えて、そういう青写真を作ってみられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私もそういうふうに思います。先ほど駐車場の瀬石さんから御提言ございましたが、みんなからすると、ちょっと遠いんじゃないかという意見がありましたので、そうじゃなきゃあ、役場に置いて歩いて行くよりは近いですから、確かにそうかなと思いますし、整備費もそんなにかからないのであれば。

しかし、東側に有料の駐車場があるんですよね。あつちは有料でこっちは無料だったら何かおかしいことになる。そういうことをいろいろ考えると、わけわからんようになって、今答えが出ないんですが、また議会とも御相談していただいて、そりゃあそれ、こりゃあこれと、駐車場の利便で駅をクローズアップしなさいということであれば、また検討はさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（７番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。

ＪＲの山陽線のワースト１５の中に、兵庫県が１駅と、岡山県が２駅と、広島県が２駅入ってるということは、山口県が、まあ、この辺全部入っちゃるんじゃないかと思います。ぱぱっと見たんでよく分からんのんじやが、由宇やり岩田やり島田なんかもみんなワーストの１５、悪いほうの。その意味も含めて、少しでも乗客が増えるように無料の駐車場、まあ、決してＪＲの回し者ではございませんが、そういうことで無料の駐車場でもやると少しでも乗客が増えると。ワーストに入らないように、消滅可能自治体に、そのように落ちてからじゃ、なかなか人からいろいろと、とやかく

言われるばっかしで面白いんで、早く手を打っていただきたいと。

以上で、次の質問に移ります。

それでは、次の質問は、町道の安全対策についてお伺いします。答弁は町長でお願いします。

質問事項は、町道西山中西線、矢蔵浜城線の交差点で事故が多発するなど、町道の安全対策の充実が要望されている。地域全体で協力し、安全、交通安全に取り組むことが大切であります。そこで次のことについてお尋ねします。

1、町道西山中西線と大田線の交差点、また矢蔵浜城線と県道光柳井線の交差点は、事故が多発し信号機の要望があるが設置可能か。

2、減速標識や一旦停止標識などの適切な道路標識で事故防止になると思うが、適切に設置されているか、またどういう基準で設置されるのかお伺いします。

3、交通安全対策として、夜間の視認性を向上させるために危険箇所に街路灯を設置してはいかがでしょうか。

4、交通安全上、道路の状況を良好に保つための定期的な点検と維持管理を行い、亀裂や穴や草木の成長による障害を防ぐ必要があるがどのように対応されているか。

5、安全運転サポート車の普及により、車線逸脱警報、車線維持支援装置など安全対策が進んでいるが、道路中央線や路肩の白線が消えている場合は作動しないので適切な対応が必要では。

以上質問をいたします。ちょっと2番で、道路標識や一旦停止の表示ですね、表示などの適切な表示、標識標識と言いましたが。

以上よろしく申し上げます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

お尋ねの1点目は、町道西山中西線と大田線の交差点、そして、矢蔵浜城線と県道光柳井線の交差点の信号設置についてでございます。当該交差点における信号機の設置につきましては、周辺地域の皆様からも、交通量が多く危険である、事故也多発している、何らかの対策を講じてほしい等々の要望は頂いております。

しかしながら、信号機の設置については、御承知のように道路交通法に基づき、山口県公安委員会の判断で設置されるもので、町といたしまして、地域の皆様からの要望を柳井警察署に出向き、一旦停止表示及び信号機の設置の要望もしているところでございます。今後も警察等とも連携し、危険交差点の安全性向上に向けた要望は継続してまいります。

次に、2点目の、交通標識の設置基準についてでございます。

先ほどお答えいたしましたとおり、減速表示や一旦停止表示についても、山口県公安委員会の判断で設置されることとなっておりますので、要望の多い設置の必要な箇所につきましては、今後も要望を続けてまいります。

そして、注意喚起看板やカーブミラーにつきましては、町の判断で設置可能でございますので、交通事故多発状況や地域の皆様からの御要望を頂きました危険箇所につきましては、交通量や危険度を考慮し、今後とも優先順位を定めて随時設置をさせていただきます。

次に、3点目の、危険箇所に街灯を設置してはについてでございますが、町道における夜間の視認性確保は、歩行者や自転車の安全確保、また防犯の観点からも重要な課題だと認識いたしております。

本町では、これまでも交通量の多い路線や通学路、また、地域の皆様から御要望いただきました危険箇所に対し、防犯灯として設置を進めてまいりました。

また、年2回開催される田布施町通学路安全推進会議で、国、県、警察、教育委員会及び町内小中学校が、通学路等の危険箇所について情報を共有し、対策を講じてきております。

また、防犯パトロール隊とも連携をいたしまして、危険箇所の把握、点検を行っております。

今後も引き続き、危険箇所への街灯または防犯灯の設置については、関係機関と連携し、必要な箇所から設置をしてまいりたいと思います。

次に、4点目の、道路の状況を良好に保つための定期的な点検と維持管理の対応についてでございますが、町道の亀裂や穴等の危険箇所につきましては、定期的な点検は行っておりませんが、建設課職員が通行する際に、舗装の状況等を随時目視して対応いたしております。

また、通行者の皆様から通報があった場合等には速やかに現地を確認し、損傷を確認した場合には随時修繕を行っております。

なお、令和6年度より田布施町公式LINEによる通報も利用できるようになっており、位置情報や現場写真の送付も可能となっており、速やかに担当職員に通知されるようになっております。

また、町道の道路橋につきましては、原則として5年ごと全ての橋梁の点検を行っており、修繕が必要な場合は適宜修繕を行っております。

また、草木の成長による障害につきましては、道路等の維持管理を専属で行う会計年度任用職員を2名雇用し、草木が頻繁に繁茂し、通行に支障が出る区間を中心に、通年で対応に当たっております。

その他の区間についても、職員による目視、通行者等からの通報により通行支障箇所を確認次第、適宜伐採等の対応を行っております。

最後に、5点目の、道路中央線や路肩の白線の再塗装についてでございますが、道路の中央線や外側線などの路面標示につきましては、走行位置を明確にし、特に夜間や悪天候時の認識性を確保することで、交通事故の防止に大きく寄与するものだと思います。

本町では、町道における白線等の道路標示の再塗装について、住民の皆様からの要望や担当職員による道路パトロール、警察からの通報等により把握し、安全確保の観点から速やかに対応するように努めておりますが、全ての町道を一度に整備することは財政的にも困難であるため、交通量、危険度、通学路の有無等を考慮し、優先順位を定めて、段階的、計画的に実施をいたしております。

引き続き、住民の皆様が安心して道路を利用できるよう、計画的かつ効果的な道路標示等の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 信号機の設置については、道路交通法に基づき、山口県公安委員会の判断で設置されるということで、地元から、先ほど、まあこの件は聞いておられるでしょう、矢蔵のところと大田のところ、あそこ、矢蔵のところの町道と県道とのところが死亡事故も起きており、大田のところは両側が高くスピードが出て、真ん中の町道とぶつかるんで、事故が多いんで、信号を設置してくださいというのがあるんですけど、このあたりは公安委員会っちゅうが、実際はそういうのはどこが判断するんですか。公安委員会というのは警察の政治的中立やり、どういんですかね、公平な警察業務ができちよるかつちゅうことをやるところで、そこをゆうていったってどうにもならんですいね、そういうところ。実際どこがこの信号機がつけられるかどうかちゅうのは、どこが判断しよるんですか。住民も分からんわけえね。それは実際、公安委員会が設置するにはなっちよるです。なっちよるが、それは名前だけで実質的な管理とかそういうのは、こういうのを判断するのはどこですか。住民に公安委員会がやりますと言ったら、よう分からんが難しいんじゃの、はあやめたちゅうようになるんですいね。ちょっとそれを教えてもらえれば。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今の2つの交差点について、特に大田のこの交差点、私の記憶ではほんと10年ぐらい前からもうずっと言われてて、瀬石議員さんからも要望も頂いてて、その都度柳井警察署のほうに出向いて協議しているわけなんですけど、たしか七、八年ぐらい前に白線を引き換えて、交差点の中優先のように、点線じゃなくて実線にしたりとか、一旦停止の白線を引いたりとかっていう対策を取って、一旦その場では地元の方も納得されたんですが、やはりそれでも事故があるということで、今議員おっしゃるように、信号機の設置、一旦停止の設置などの要望があ

るのは、もう2か月ぐらい前も私ちょっと呼ばれて、地元の方、周辺の方と協議をさせてもらったところなんです。

で、今議員御質問の公安委員会っていうところで言えば、窓口は柳井警察署になります。まずはそこで相談をするということになると思いますが、あくまでも道路交通法上第4条というのがあります。そこでは、信号機の設置に関する指針というのが、警視庁から各県警察のほうに通知をされているわけなんです、その信号機の設置に関する指針、この必要条件とか択一条件とかいろいろあるんですが、そういう条件に当てはまれば設置できるわけなんです、いずれのこの2つの交差点については、その設置条件に当てはまらないということを聞いておりますんで、まずちょっと難しいんじゃないでしょうか。で、窓口は柳井、まあ役場で結構なんです、柳井警察署に持って行って、そこから上申されるというふうな流れになると思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 信号機はなかなか難しいというのはよく聞いております。特に町道なんかでつけるちゅうのは、基準が何かあるちゅうのも何かちょっと聞いたことがあります。それで無理と言うんなら、それはなかなか難しいんで、地元にもそのあたりはちゃんと言ったほうがいいんじゃないですか、こういう基準でと。期待をあんまりされちよと、なかなかずっと……。それに代わって道路表示、さっき言われた道路表示ですね、この先交差点ありとかスピード落とせとか、ゼブラ模様、そういうことで注意喚起をすると、やっぱり相当減ってくるんじゃないかと思います。

それで、車で走っておると、この間ちょっと、何かよそへちょっと行ったら、広島の入りの辺に道路にこういう真っ赤に塗って、そこへ追突注意とか書いてあるんです。誰でもちょっとびくっとしますよね。おお、これはちょっと気をつけんといけん、この先何か車が止まるような状況が起きるんじゃないのっちゅうみたいな。その辺もあって、大竹の辺か、あそこは道路の横に何か緑と白のブロックみたいに見えるようなペイントをやっておるし、緑やり青、いろいろとペイントがやってあるんで、そのあたりはできるんなら、この2か所だけはちょっとよく研究していただきたいと思うんですが、ペイントは、まあ、横断歩道をつけたり、一旦停止禁止なんかは、それは警察に届けて、公安委員会の許可が要るんでしょうけど、そのあたりができるものですかね、道路の管理者として。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 一旦停止の標識もそうなんです、一旦停止の白線にしても、例えば一般的に45センチぐらいの幅があるものは、道路交通法上の基準に基づいてやらないといけない。

30センチぐらいの、幅のないものは町のほうで線が引けるとかっていうのはあります。そういった中でも、先ほど瀬石議員が言われましたけど、矢蔵浜城線と光柳井線、事故とか死亡事故とかもありました。そういう中で舗装に、あそこはちょっと赤いゼブラみたいなのがやってあったりとか、そういう工夫もされて、やっぱり死亡事故があったからでしょうから、やられてると思います。

議員言われるように、ちょっとびっくりするような、そういうペイント舗装っていうのも、これもやはり道路交通法上の基準に基づいてやっていくんだろーと思います。

ちょっと柳井警察署とも、今の大田のほうは、やはり事故もあるんで、少し協議をさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） ここ事故が多いんだと県議に言うたら、何とか言った、点滅みたいなので交差点ありとか、こう出るんが、よう道のへりにやっちゃあるじゃないか、あねえなのつけりゃええじゃないかとかって言いよったが、こうぴっかぴっかする道路表示の、ああいうのはどうなる、簡単に町でつけてええもんじゃろうか。まあ、それはちょっと今すぐ分からんですいね。

いろいろあろうから、そのペイントとか今の道路表示ですね、電気でぴっかぴっか光るような感じの。今、電気を引っ張らんでも、太陽光みたいなんで、こうつくんがありますいね。分かる、大体。そのあたり研究してください。今つけるともつけんともよう言うてないです。まあ、答えてもらえりゃありがたいです。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） いろいろ御提言ありがとうございます。

できるかできないかというのは、ちょっと柳井警察署とも、また話しさせていただきたいと思いますが、これまでずっとこの2つの交差点は、協議して要望もしてきたとこなんです。見通しとかもいいんで、つかないというのものもあるんだろーと思いますし、御期待に添えるかどうか分からないですけど、お話はさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 頑張ってください。よろしくお願いいたします。

それで、道路維持管理の会計年度の方が2名いらっしゃると、今、建設課のほうへ言うていくと、よくやっていただけるんですいね。ここがこうだとか言うたら、まあ、穴があるよって言ったら、二、三日したら直してもろうちよったりするんで。

先般ちょっと、宿井団地から瀬戸に抜ける農道があるんですよ、それ竹がこう覆いかぶさって、道路に支障がもう出るようになって、まあそこは農道なんです。農道の場合じゃったら、ま

あ、そこもやってもらったです。それは職員がやっちゃったんじゃないと思うんじゃないけど、それはやっぱり職員がやるんですか。どうなるんだろうかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 農道の種類にもよりますけど、大規模な農道は委託で管理をしたりしていますけど、今言われるように、(コズルナ)あまり多くない小規模なところで、管理上、今みたいに危険がある場合は職員が対応しています。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 会計年度職員の方が2人ぐらい、あそこでいつもトラックに乗っちゃあ出ておられるが、もうちょっと管理をしっかり、農道も含めて、そういう草木が繁茂したり、木が倒れかかったりするの、もう少しでも人員を増やして、様子見られて増やしていただくと助かると思います。なかなか手が回っちゃらんのかのというような気もいたしますので、その辺の状況を見て。

それと、ちょっとこれ、交通安全の関係ではあるんですが、町道見田線というのがあるんです、三宅に。その起点付近の町道ののり面が、舗装ぎりぎりまで崩れて落ちちよるんですいね。そういうことを建設課のほうに言うと、その路肩に土のうを積んでくれて、かなり走りやすうなった。車が通るところが、ちょっと寄ると土のうに当たるんで、下に、のり面に転落するということはないかなと思うんですよ、おかげで。それだけど、そのまま放っておくっちゃうわけにいかんと思うんですよ。私も先般行ってみて、ちょっとのり面を歩いてみて、ずるずるずるんですいね。それで、そのまま放っておくっちゃうわけにはいけないと思うんで、これは三宅の自治会長さんも文書で陳情を出されていると思うんですいね。その辺で、私が、素人が見ると、あのまま放ってたら、ずんずん崩れるばっかしだろうちゃう気がするんです。それでその横に、消防——防火なんかっちゃうんがあるんですいね、標識があるんじゃないが、はあそれが泥が崩れて、基礎のコンクリートだけになっちゃうような状態なんです、まああの辺りはどのように考えちゃってですか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） お答えします。

今、議員さんおっしゃられたのは、恐らく三宅の町道見田線という町道に当たると思います。総合支援学校の裏側にあるんですけども。先日、自治会長さんから御連絡があってお話もさせていただきました。で、現地を確認した際に、今年度、降雨による道路のり面の損傷を確認したので、先日なんですけども、のり面の応急復旧を行いました。今、議員さんおっしゃられた土のう等ついていたり、一体その路肩のほうの補修がそれに当たります。

今後につきましては、次年度以降に予算を確保でき次第、のり面の本復旧及び崩壊対策を行いまして、併せて、道路舗装面の損傷を防ぐために——今、路肩がほとんどない状態なんですけども、路肩を造るような形で、のり面のほうも構築させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 見られたら分かると思います。それでまあひとつよろしく。地域の方もなかなか心配しておられますんで。私も、今、建設課がちゃんとやってくれちゃったからよかったんですが、まあそれまではね、通るんがちょっとね、こう、のり面に車が落ちそうで、ちょっと怖いと思ったんで、三宅の自治会長さんがどう思うかちゅうて言われたんで、相談しながらおたくへ要望に行かれたと思うんですが、ひとつよろしく願いいたします。

それと、さきの繰り返しになりますが、農道ですいね。農道も、宿井団地から瀬戸のほうへ抜けるんじゃから、かなり舗装もやって、ちゃんとした広い道なんじゃけど、ああいうのは今の会計年度職員さんじゃあやれんのですか、ああいうところを見て歩くちゅうわけには。やっぱり農道は農道として、あの辺をやってもらいたいんですが。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 会計年度任用職員だからやれないということはございません。今、2人、言われるように雇用していますけども、いろんな課が1年間を通して、2人でできる範囲の、メニューというか、協議しながらやっているんですけど、目いっぱいなんです。すごくいい職員で、見られたら分かると思いますけど、本当に一生懸命やってもらっています。本当に余裕がなくなればちょっと考えなくてはいけないんですけど、今ちょうど目いっぱいやっていますので、その状況を見ながら今後考えさせてください。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 私もこの間、うちの辺りを刈ってもらったんですけど、よくすぐ役場がやってくれちゃったからいいんですけどね。地域の中で、あれは誰々さんの竹がこう来ちよるんじゃから、刈ったらええというわけいね、所有者に。まあそれはそうでしょう。そうだけど、さっきからずっと話出て、高齢で、もうできんのですね、現実的には。それで、私も役場に言うて行ったわけです。そりゃあ、部落の人は、あの土地やからやらしゃあええって言って、まあ言うが、現実的にはできん人がおってわけですいね。それで、もう一つの所有者がおってのは、最近お父さんが亡くなっちゃって、若い人一人なんです。ほいたら、もう勤めよるんで、朝早う出て夜遅うに帰って、土日は——土日もあんまり見たことがないよね。そういう人が所有者になっちゃう

と、これは、刈れと言うたって難しいわけですね。その30ぐらいの人で、独身で、その人に言うたって。そういうことを言いよったら——うちの辺りでも部落でみんなで草を刈ろうって言いよったら、アパートを借りてよそへ出た人もおるみたいになって。その辺は、これは時代がずんずん変わってくるんで、町長も言われるように、やれる範囲内で、協力できることは町も協力するということに言うてもらって、非常にありがたいんで、そのようにしてもらわんと、本当、現実問題として、あ、これは道にちょっと木がかかりゃ、所有者が切れじゃなんじゃ、ちょっと、ああ、こねえなところには住めんと。それで道を造るときは、その所有者っちゅうのは土地を売ってくれ、売ってくれっちゅうて、まあ20年ぐらい前はまだ土地が値打ちがあった頃じゃから、頼まれて、道を造ってしもうたら、管理までやれちゅわれたら、それはたまったもんじゃないと。それで、地域が住みやすくなるために言いよるんですよ。そういう人を増やしたくないと。

そやから、昔みたいにもう農業で生活しちよるときは、自分かたの周りはみんな木でも切ったりするけど、なかなか難しくなっているというのを認識していただいて、会計年度職員さんもそれに応じて雇っていただくと助かると思うことを、何かあれば。要望です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりだと思います。

全て会計年度職員でやろうとは思っておりませんので、職員も行きますし、副町長も行きますし、私も行きますし、土日ほとんど山行って、竹切ったり。言われるように、おじいちゃんおばあちゃんやでやれないところがもうあるんですよ。地域として、私、役場の職員でしたから、やりよったから、お前やれということになっていますが、そういう地域でできる人がいらっしゃれば、やっぱり地域のためにというのがあって、もう一つは、どうしてもできんところは役場のほうで対応する。その辺がミックスして当面は行かざるを得ないし、もう全部役場が、会計年度職員で切れっちゅう話になると、まあ何十人おってももう足りやしませんので、地域の協力も頂きながらやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 分かりました。ひとつそういう事情もありますんで、どうしてもお年寄りやり、あの若い人一人しかおらん、その人も朝早く出て勤めよるというような人は、なかなか、それで現実的に部落から出た人がおりますからね、若い人で、これやっちゃおれんって言って、アパートに知らん間に、あれ見んのって言ったら、どっかアパートに入っちゃった。田布施おられるんか、柳井におられるんか、町外に出られたかどうかは知りませんが、ひとつそういう事情も考慮していただき、応援していただけることは応援をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） それでは今日最後になります。

農業政策についてとまちづくりについて２問、どちらも一問一答の答弁を町長お願いいたします。

それでは農業政策について。近年、米の販売価格が上昇し、小売店でも品数が減ってきております。原因は多岐にわたりあると思います。高齢や収入減による離農、後継者不足にも一因しております。

昨年度、提出された地域計画、これは田布施のホームページに地域計画載っております。タブレットで、田布施町地域計画と検索してもらえば出てきます。後継者がいない農地の面積の比率が、中四国で60.1%、田布施町の農家は何件で何%でしょうか。地域計画での農家、49経営体は専業を対象にしているのでしょうか。田布施町内の農家、49件というのは非常に少ないと感じております。以前800件とかあったと聞いておりますので、その辺ちょっとお願いします。

また、10年前と現在の兼業農家を含めた離農率は分かるでしょうか。今後、後継者を増やすためにはどのような施策をするのでしょうか。農地中間管理機構、いわゆる農地バンクですね、これはちゃんと機能しているのでしょうか。水田活用の直接支払交付金とはどんなものなのでしょうか。町内のは場整備もかなり進んできました。今後の作物生産計画はどのようなものなのでしょうか。米以外の特産品は生産できるのでしょうか。

また、米価高騰対策としてお米券の配布をしている自治体もあります。田布施町もしてはどうでしょうか。

また、山口県産米引換券——やまぐち子育て連盟がやっておりますが、これはどんなものなのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

本町の農業施策について御質問いただきました。

皆さん御承知のように、連日のように新聞等で、テレビもそうでございますが、物価高騰、米問題についてニュースが取り上げられておりますことは皆さん御承知のとおりでございます。議員がおっしゃるとおり、原因は多岐にわたるものと認識をいたしております。御指摘の農業従事者の高

齢化、後継者不足も米の生産量低下の要因の一部であると考えられております。

このことを踏まえ、全国で作成が進んだ地域計画により、目指すべき将来の農地の利用が明確化されましたので、本町におきましても、10年先を見据えた担い手確保の取組を進めていくことといたしております。

まず、地域計画における将来の後継者が定まっていない農地の比率、また、その農業者の件数は幾らかとの御質問でございますが、国が公表しております数値は、65歳以上の農業者の農地面積を対象としており、本町が策定した地域計画では、後継者が定まっていない農地の比率は10.5%となり、農業者の件数は12経営体となっております。しかしながら、農用地全体の農業者では、後継者が定まっていない、または不明の割合は31.5%となっております。

次に、地域計画に記載している農業者についての御質問ですが、地域内の農業を担う者として、認定農業者、認定新規農業者などを位置づけており、基本構想に定める年間農業所得と労働時間の一定の目標を掲げておりますので、おおむね専業農家と言えます。

次に、10年前と現在とで農業者の推移、また、今後担い手確保の対策、農地中間管理機構の機能性についての御質問ですが、前回の調査に当たる令和2年の農林業センサスでは、農家世帯数は467世帯であり、現在から10年前の平成27年調査では657世帯となっておりますので、率にして25.9%減少しております。

本町では、現在、企業参入の促進、規模拡大意向のある担い手への集積及び新規就農者の育成、確保を進め、農業経営改善に向けた支援を県農林水産事務所、JAなど関係団体と連携して取り組んでおります。

また、今年4月に従来の利用権設定から、農地中間管理機構を利用した農地貸借へ移行することが法制化されたことで、効果的に担い手への農地の集積が行われることとなっております。

次に、水田活用の直接支払交付金、ほ場整備田での作物の生産計画、また米以外の特産品についての御質問でございますが、本町の農業法人を中心とした担い手の方は、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の産地づくりのための交付金制度を活用しており、ほ場整備田では、作付のための暗渠排水工事が進められ、それらを米以外に大規模に取り組まれる作物として営農計画に位置づけております。

ほ場整備田では、特産品と呼べる作物の生産には至っておりませんが、昨年度から地域おこし協力隊員が中心となり、田布施農工高校、企業、農業法人で若手農業者などと連携し、生でも食べられる甘くて白いトウモロコシ、「純白（ピュア）すぎるトウモロコシ」のブランド化に向け、動き出し、米以外の特産品として生産を開始しております。

現在、ほ場整備田を含め、高収益が見込める畑作物、また、イチゴ、イチジクといった地域振興園芸作物の産地化に向け、本町の地域農業の持続的発展のために何が有効であるか検討を進めております。

最後に、お米券の配布についてでございますが、県こども・子育て応援局こども政策課による、第3子以降のお子様が生まれた御家庭にお祝い品として山口県産米引換券を贈呈する事業を行っておりますが、現在、本町独自のこうした取組は予定しておりません。

本町といたしましては、農地の有効的な利用に向けた実効性のある地域計画を実現していくために、真に本町の地域農業に必要な施策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

まず、今回の地域計画の中で、いわゆる専業農家と言われる方ですね、認定農業者ですね、認定新規就農者、この方が今回の地域計画の対象者ということになっておるんですけども、いわゆる兼業農家さんも結構いろいろ作っておられると思うんですよ。その方の意見とか計画とかは、その辺は反映されていないんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 議員おっしゃられるとおり、地域計画で担い手と地域内の農業を担う者として、49経営体、認定農業者、認定新規就農者、また基本構想到達水準者、そういった方は、ある一定の基準をクリアしているものですので、就業時間を考慮しまして、専業と言えるんですが、その他の兼業をされている農業者というのは、地域内の農用地で農業されている、そこまで幅広く、意見を吸い上げているといったことはいたしておりません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） となるとあれですよ、今回の令和2年度の農林業センサスの農家世帯数が467世帯、これは、いわゆる兼業農家を含めた農家でしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 販売兼業農家を含めたものでございます。いわゆる二種農家といって、農業の所得のほうが高い、総所得の方の兼業農家も含まれております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） こういった計画は、専業農家、認定農業者だけではなくて、いわゆる兼業農家で一生懸命農業されておられる方もいらっしゃいます。その辺の意見も含めて、こう

いった計画を立ててもらったほうがいいのではないかと思います。

で、今回の未来戦略、今までは人、町、仕事、この中でいろいろ計画を立ててきましたが、この農業も人、仕事に入るわけですね。ということは、未来戦略の中にもこの農業政策、地域計画、これは当然入ると思います。ということは、結構よそから入って来られた農業一生懸命やられておられる方も、この未来計画にちょっとメンバー入れて、いろいろ御意見を聞いたりしてもいいんじゃないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 先ほども若者代表、女性代表を入れたらどうかという、そういう御意見もありました。いろいろそういったことを踏まえて、先ほど申しましたように、21人以外の意見を聞くこともできますので、その進め方についてはまたちょっと考えていきたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） よろしくお願ひしたいと思います。

あと、今、ほ場整備もかなり進んできて、今8割くらい済んだんですかね。今後の生産計画ですよ、米以外、麦、露地野菜、いろいろ田んぼでも、ほ場でも、いろいろ今度できると思います。今、ファームスといった排水もよくできて、いろんな野菜もできるように聞いております。今後、田布施町の特産品として、農産物、これはいろんな野菜もできると思いますが、計画上、何か特産品作る予定はございますか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 現状は、ほ場整備田は、水稻と土地利用作物の麦、大豆、それとまた、畑の園芸作物、こちらのほうで進めていくという計画でおります。品目につきましては、今までキャベツだとかタマネギ、また、そういったものに取り組んでいるんですが、なかなか定着しないというところがございます。

今後は、真に定着できるような作物、また、それで収益が上がるような作物を関係機関と連携して取り組めるように、今、協議のほうを始めているところでございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 田布施は、以前はイチジク、ほいで、今はイチゴですね。イチゴも以前、結構イチゴ農家さんがいらっしゃったんですけども、最近が高齢化で以前に比べてかなりイチゴ農家が減っております。だけど、イチゴって結構人気なんですよ。その辺を含めて今度計画に、イチゴも含めた計画、また、先日ちょっと聞いた話では、さつまいもを、ほ場整備した後に

作付するという話も聞きましたが、その辺いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） イチゴに関しては、もう、かなり前から地域の振興作物として定着しております。おっしゃられるとおり、なかなか生産者の方が高齢化とか、そういった要因で生産のほうが増少しているという状況ではございます。

新規で始めるとなると、なかなか初期投資という部分で、ハウスの建設とかそういった部分でなかなかハードルが高いという部分で、県また町といたしましても、中古の部分の有効活用するという事業も進めておりますし、次世代の方につなげるような事業で取組を継続していきたいというふうに考えておりますし、当然イチゴも今後の計画の中に盛り込んでいく予定としております。

で、ほ場整備の企業参入も促進しておりますで、その中で、本町地区でサツマイモを生産する企業の方が参入ということでもありますので、引き続き企業参入の促進のほうも行っていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今、企業参入というちょっとお話があったんですけども、今、大波野地区で、マイランドですかね、企業が入っているいろいろ昨年からは営農されておられます。その辺が、担い手がない、今、中間管理機構で、いろいろ担い手を探しておる状態ですけども、こういった企業参入によって、これから担い手ですね、この対策として有効なんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） この国営緊急ほ場整備事業では、企業参入を積極的に呼んで、経営をしていただくというのを掲げておりましたし、大波野地区でも米の、今、既存の法人さんの事業承継として進めておりますので、そこら辺の支援をしながら、あそこも平場のほうのほ場整備田も、今後展開していくというふうに聞いておりますので、引き続き支援のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今の企業参入の場合、地元こういった企業が入ってきて、こういったことをしたいとか、そういった、何ていうんですかね、国か県かその辺から地元へ対して説明会とか、そういったのをしたらいいと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 国営のほ場整備事業でしたら、換地委員会から営農部会に進む中で、地権者の方に計画のほうは示しながら行っていると、こういった担い手さんが参入する予定がある

とか、そういった部分も、お話のほうはさせて進めておりますし、これまでの県営のほ場整備につきましても、そういったお話のほうは進めて、合意のほうを図りながら進めていければというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） 田布施の皆のためによろしくお願ひしたいと思います。

お米券というのはさっき答弁あったんですけども、田布施町では予定はないということなんですけども、今非常にお米が高くなっております。５キロでいっとき４，０００円くらいまでになったんですけど、今、備蓄米が出だして２，０００円とか——まだこの辺には届いておりませんけども、交流課でも以前出ておりましたが、ほとんど今見かけない、売場の棚もないなったとか、そういう話も聞いております。本当に生活に困った方が、お米が手に入らない、そういう方もおられると思うんですよ。その辺、町として何か対策をお持ちですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お米券は、私、米持っていますので、お米券もらっても誰かにあげるしかない。結構、縁故米とか、もらったり安く買ったりという、こういう——農業ですから、東京のようにはほとんどというところじゃないから、その辺、米をお持ちの方の対応がちょっとどうなのかなと思ったりしますし、まあ今、物がありませんのでね、ない時にどうなんかなという気はいたします。

田布施も本当は、冷蔵庫があれば、お米を集めて冷蔵庫に入れて夏を越せて、お米がなくなる時に売れば、商売になるんですよ。でも冷蔵庫がないんですよ。ですから今、農家の方が出しちゃ売る、出しちゃ売る、それは農家の冷蔵庫から持っていったらあということですから、まあ、こんなになると思うちょりゃあ、大きな冷蔵庫を持っちゃったら大もうけできたのかなと思うんですが、今から思うてもちょっと遅いから、でも、将来的にはやっぱり、交流館とか地域の田布施の冷蔵庫とか冷凍庫とかいうものも、産業的に見ても必要じゃないかなという気はいたしておりますので、また、そういった検討もいたしておりますが、まあここに及んで冷蔵庫を買って大失敗するような気がしますから、成り行きを少し見ておりますが、まあ冷蔵庫があれば、交流館もお米を多分持っていたと思うんですが、それがありませんので、ちょっと今、残念なことになっております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） この辺の低温貯蔵庫、これも未来戦略でちょっと考えてくださいね。ということで１問目終わります。

次に第２問目、まちづくりについて御質問します。

町にとって今、人口減対策、まちづくりは早急の課題であります。今年度予算案では、田布施町総合計画と田布施町まち・ひと・しごと総合戦略を統合し、たぶせ未来戦略を策定します。策定検討委員会を行います、今までと何が違うのでしょうか。中の内容は何をやるのでしょうか。

また、まちづくりの一つに道の駅が有効であります。地域交流館周辺は休憩機能——24時間トイレ、駐車場がありますね。2番目に情報発信機能、観光協会があつて、そこに情報が入ります。3番目に地域連携機能、これ、河川公園、地域交流館、5番にも出ますけど、あと4番目に防災機能ということで、今、整備しましたコンテナホテル、この辺も整備されております。⑤で地域センター、交流館等があり、登録するための条件、これはほぼそろっております。ということは、登録すれば道の駅になるのではないのでしょうか。一応登録しとって、今後徐々に多世代交流施設、これも造っていてもいいんじゃないかと思います。

先日、県内の移住者数が発表されて、県内移住が4,578人、田布施町は32人でありました。転出は何人でしょうか。また、転入者を増やすためのアイデア等、未来戦略で検討してはいかがでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、第1点目の御質問でございますが、これまで策定してまいりました総合計画につきまして、平成23年の地方自治法改正により、策定の義務はなくなったことは御承知のとおりでございます。

一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法の中で策定が求められており、今年度策定するたぶせ未来戦略につきましても、基本的にはこの法に基づいた総合戦略の位置づけとして策定するものでございます。

しかし、未来戦略という名前とすることといたしておりますように、本町が未来に向けて何に重点的に取り組んでいくのかというのを明確にして、総花的なものではなく、町の戦略として分かりやすい具体的なものにしたいと考えております。

2点目の、交流館周辺の施設をまちづくりの一つとして道の駅に登録してはとの御提案でございますが、令和3年度に道の駅の登録に関しまして、議員の皆様方と勉強会を実施させていただき、検討を行った経緯がございます。西本議員も御承知のとおり、結果としては、要件を満たす施設を整備すれば登録は可能ということでありましたが、施設位置や運営に関する課題が残り、道の駅に登録することは現時点では困難であるとの結論に至っております。

しかしながら、道の駅ではなくとも、田布施地域交流館は農林水産業または地場産業の振興と交流の場として定着し、広く親しまれておりますので、出荷者の高齢化による農林水産物の出荷量の減少といった現在抱えている課題を解決していけるよう、引き続き支援を行っていきたいと考えております。

3点目の御質問であります、先日発表されました県内移住者数4,578人、田布施町につきましては32人でしたが、県内の行政、関係団体、企業等が連携し、山口県への移住促進や若い世代の県内定着に向けた県民運動を推進していくために、「住んでみいね！ぶちええ山口県民会議」が設置されており、移住支援や情報発信の取組が進められております。

今、申し上げました移住者数につきましては、5月に開催された会議の中で報告されたもので、各市町の住民異動窓口でのアンケート等により把握された数から、就学と転勤を除いたものと聞いております。したがって、転出、転入の意味とは異なっております。令和5年度の本町の転出は395人、転入は340人で行いました。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） はい、ありがとうございます。まあ今回のたぶせ未来戦略ですね、今日の一般質問で、たくさんの方がこの未来戦略について質問されました。皆さんすごい気になっておられます。本当に田布施のことを皆さん思いが有ると感じております。

今回、私は道の駅ということで、これは一番の、まちづくりにするには大事ではないかと感じております。よその自治体も結構道の駅に力を入れておられて、道の駅登録すると、観光案内パンフレット、これに町の紹介がされます。いろんなところからたくさんの方が来られます。そうしたときに、今おっしゃったように、農産物、売るのが、不足して売ることがないとか、あと、作物を作る方が高齢者で大変とか、反対に売れると分かったら、若い方が農業に従事していろいろ作られるんじゃないかと思うんですよ。さっきの農地計画にあったように、あんだけは場整備して畑で作物ができる体制にして、これを利用しない手はないですよ。売れると分かったら、どんどん売場があるのであれば、いろんな方に参入していただいていたらいいいと思うんですよ。今、田布施町内の生産者にちょっと限定したり、よそからも入ってこられますけども、その辺ちょっと枠を広げてすれば、まだまだ余地はあると思います。ほいで、交流館だけでなく、駐車場が広いですからね、キッチンカー、その辺を呼び込んで、店を出してもらえば、そういうのも補えると思うんですが、その辺どうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 道の駅の位置づけでございますよね。どういうふうに位置づけるんかという事で、よくある県道、国道のそばにある、道路施設として造って、24時間、365日、車が止まって、どんどんという、結局その買物で売るとなると、結局商売ですから、いろんなお土産とかいうもの、ですから、今の地域交流館というのは、もともとですよ、高齢者の方が作られた農業を支援して、町内で売って、そうした方の生活を支援するとともに、農業もサポートしていこうということですから、例えば、外資が入って、ここでマーケットをやれというようなものになるとですよ、結局キャベツでもいつでもなきゃいけんと。ハウレンソウもいつでもなきゃいけん。苺も絶対なきゃいけんと。

そうすると、今の農業の状況というのは、高齢化でずっと進みますから、やっぱりいいものを作ってということはやっていきますけども、量的な確保というのは非常に、やっぱり大きなJAさんとかマックスバリュさんとかそういったものの中で物流を考えないと、今はできるかも分かりませんが、5年、10年たつと、もう本当に道の駅って名乗って物が何もないというふうなことになるかねないし、それを農家の方にプレッシャーをかけたくないと、私が今直接思っているのはそういうことなんです。

ですから、もう少し、ほ場整備の中でどういうふうにできるんかということが、その姿が見えてからやりたいというのが本音ですが、西本議員おっしゃるように、そうするとタイミングを逸して遅くなるということも当然考えられますが、どっちを選択するんか。ここに、そのすごいマーケットで、いろんなその商売をする人を持ってくるのか——地元の人は多分入れないと思うんですよ、その中に。そういうそのほかの人がもうけて喜んで、地元の人は貧乏になる、農業やめたとか、そうなったらいかんから、お互い、何て言うんでしょうかね、田布施も頑張って、田布施のものを大切にしようやという今までやってきたことが崩れないようにというふうに思っておりますんで。

道の駅もいろんな位置づけがあると思うんですが、地域交流館は少しほかの道の駅とはちょっと違った経緯と、組合の皆さんの熱意でまあ持っておりますので……ちょっとですね、今すぐということにはまあ考えておりませんが、今後、柳井・平生バイパスとかできますと、当然あの辺りでできるかなちゅう気はしますので、その前に作っちゃうっていう手もあるかも分かりませんが、柳井のほうに道の駅ができて競り負けるということもあるかも分かりませんので、まあそのときに責任を持って、私も、こうやったら勝てる、こうやったら町のためになるというものをまだ持っておりますので、もう少し時間頂いて、また必要であれば議会の皆さんと勉強会等して、地域のこの町内の生産の状況、将来の地域計画なりの役割を見てやったほうがいいんかなというふうに思っておりますので、いろんな御意見あると思いますので、また議会でも御論議いただけたらというふう

に思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） 道の駅もですね、大きいものから小さいものまでたくさんいろんな種類があるんですよね。あつこの、うり坊の郷、あつちの須佐に行くときにありますよね。あれ小っちゃい道の駅です。それでもまあ一応成り立っておるということで。今はやりの、第３ステージといいましてから、いろんな機能を持った道の駅にする必要は全くないんですよね。あるものを使って、小ぢんまりということも可能なんですよ。今、例えばあの交流館で今売っとる物、これを増やす必要も全くないし、キャベツが欲しかったら隣のスーパー行ったらあるんですからね。じゃけえ、交流館独特のあの売り方でいいし、昼行ったら売るのがない。確かに何もありませんけどね。それは、まあそれで特色としていいと思います。

ほいで今、詩情公園に向けて河川工事ずっとやっております。これは完成したら、今の交流館から詩情公園までずうっと歩いて行ける、広域の河川公園になるんですよね。今日の質問でもありましたあの河川、この辺の整備ですね。これも含めて、ここ全体を公園化して来てもらう。ああ、田布施いいところじゃなというふうな、そういったまちづくりをしたら、私はいいと思っております。

いろんな考えがあるんですけども、今すぐというわけじゃないと思うんですよね。今の河川工事でもまだもう何年かかかりますし、それができてからでも、まあ、遅くはないと思うし。今後の計画として、どうでしょうかという話ですが、どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうですね。もう５年ぐらいかな、１０年ぐらいかな。そんなかかるんですよ。本当に気の長い話で申し訳ございませんが。ですから、今、私とすると、もう本当に最低でも二、三年のもので種をまきたいんですけどね、なかなか１０年平気で言われるとですね、ＪＲもそうですけど、なかなか付き合い切れんなというのが実態で、その中でも、今西本議員おっしゃったようにいろんな考え方ができると思いますので、もう少し生産が増えて、評価が——やっぱりね、お客さん減ってるんですよね、すごい。それは物が無いということもありましょうし。まあ、それお客さんは正直に見られてますから、あれだけお客さんが減っているということです。それがこう止まるような対策をやっていかにやいけんと思いますので、それがその、西本議員がおっしゃるようなものであればいいと思うんですが、なかなか現状も厳しいからですね。もう少し分析して、西本議員も農業の専門家ですから、アドバイスいただいてですね、一緒にプランニングをしていけばと思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） いろんな御意見があると思います。

道の駅の一ついいところは、人が集まるということで、ここを田布施町の拠点にして、いろんなものづくりとか、そういった施設ですね、ほかの道の駅行くと地域交流施設、こういったところがありまして、皆さんが集まっているものづくりしたり、話し合いしたり、そういった場があるんですよ。じゃけえ今、田布施もいろんなところにあるんですけども、ここを拠点として、ここに人が集まる憩いの場をつくって、そこでいろんなことをできるような施設。それとですね、今の「のりーね」がありますよね。ほいで、のりーねも道の駅、ここに今来てるんですよ。のりーねはね。来ているけど、どうせなら道の駅に連れてってとか、そういった格好で地域の御高齢の方も道の駅を目的地として来れるような、そういったまちづくりしたらいいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういう考え方、大変ですね、ありがとうございます。あの「のりーね」を使ったりですね、いろんなことも当然あると思いますが、あそこ限界が私あると思うんですよ。駐車場とあと施設、トイレがちょっと小さいですよ。外へ出して、あの花壇のそばへ作ってやろうと相当みんなと考えたんですが、駄目だったんですよ。ボツになりましたですね。トイレがね、欲しかったんですが、まあトイレ作ってですね、そういう道を通ってくださる方が楽しんでいただけるような施設ができれば、いろんな目的で使えばいいと思うんですが。

やはり当初作ったとき知ってるんですが、ふれあいプラザ田布施という名称だったんですよ。寺田町長が作られたときのイメージが。それは、本当に小さな直売所と、高齢者いきいき館があって、ちょっと高齢者があそこへ集まって物を売ってボランティアをやってという、本当に小さな絵だったんですよ。で、それを皆さんが評価されたんでしょうね。本当にこう、売れ出して、売れ出して売れ出して、3億円、4億円と上がってきたから、本来の身の丈というのはもう少し小さくて、みんなが無理のない範囲でということだったんでしょうけど、その商売の話にここ変わってきましたからね。売上げが売上げがと、こうなってくると、物がなくなるとかですよ、本来うちじゃない大島のほうからミカン持ってきたりですね、ブドウ持ってきたりということが、お客さん呼ぼうと思えば当然そうなるんですが、本来それでいいのかというのはね、ずっと見てて思うんですよ。お弁当がおいしいっていうのは、やっぱりね、安全で食べたら分かりますよね。お米食べたらこの弁当おいしいな、その評価がですよ、たくさん売れるから、それがちい、セブンとかバリューが弁当が悪いとは言いませんが、そういったほかの仕出し屋さんと同じような弁当になるとですね、評価は反対に落ちると思うんですよ。ですから、量が少なくても、本当に安心できるものだということを作っていくためには、なかなかそのたくさんのお客さんが来られると、私困るのかなというのがちょ

っと本音で、考えておるんですが。まあ、それは違うかも知れませんので、またアドバイスを頂きたいと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 人がたくさん来て困るというのはちょっと困ると思うんですね。

で、あのトイレもですね、今コンテナホテル、あっちのほうに、下水道管ですか、これ埋設しと思うんで、その辺利用すればトイレももう1か所できると思うんですが、どうですかいね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） トイレの御要望はですね、駅と今の交流館のところ、この2か所はよくお聞きをします。で、まあ優先順位は、先ほど町長も答弁しましたけれども、もう駅を最優先、で、その次のステップが交流館ということで御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 先ほどですね、ここの河川工事が10年後にできるっていうんですかね。何か当分先の話なんですけど、まあそれにちょっと前倒ししてですね、いろんなこの辺の周辺整備、その辺をしていただきたいと思います。

で、この辺の、前回道の駅の協議会行ったんですけども、また機会を見て、こういった協議会していただければいいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

----- . ----- . -----

○議長（南 一成議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了し、明日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問から行いますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日はこれをもって延会といたします。

（ベル）

午後4時47分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 松田規久夫

署名議員 内山 昌晃

令和7年6月12日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和7年6月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第38号
令和7年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第4 議案第39号
田布施町防災会議条例の一部改正について
- 日程第5 議案第40号
田布施町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号
田布施町下水道条例の一部改正について
- 日程第8 議案第43号
財産の取得について（簡易ベット及びパーテーション）
- 日程第9 議案第44号
財産の取得について（避難所用簡易トイレ）
- 日程第10 議案第45号
財産の取得について（学校給食用食器）
- 日程第11 陳情第2号
「公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第12 陳情第3号
物価高騰地域支援対策費を活用した学校給食費支援に関する陳情
- 日程第13 陳情第4号
核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 38 号
令和 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 4 議案第 39 号
田布施町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 40 号
田布施町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 41 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 42 号
田布施町下水道条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 43 号
財産の取得について（簡易ベット及びパーテーション）
- 日程第 9 議案第 44 号
財産の取得について（避難所用簡易トイレ）
- 日程第 10 議案第 45 号
財産の取得について（学校給食用食器）
- 日程第 11 陳情第 2 号
「公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 12 陳情第 3 号
物価高騰地域支援対策費を活用した学校給食費支援に関する陳情
- 日程第 13 陳情第 4 号
核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情

出席議員（１２名）

１番	落合 祥二議員	２番	西本 篤史議員
３番	谷村 善彦議員	４番	守田 達也議員
５番	高月 義夫議員	６番	高見 英夫議員
７番	瀬石 公夫議員	８番	小中 進議員
９番	藤田枝里香議員	１０番	松田規久夫議員
１１番	内山 昌晃議員	１２番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	手島 千晶君
書 記	弘津 考一君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
企画財政課長	山田 浩君	税 務 課 長	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	松葉 譲児君
教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君	社会教育課長	福田 幸治君
会 計 室 長	江良 和美君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、西本篤史議員、高見英夫議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。藤田枝里香議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） おはようございます。藤田です。

今から一般質問をさせていただきます。質問方式は3問全で一問一答でお願いいたします。

1問目の答弁は町長、教育長にお願いいたします。

質問事項1、「こども議会を開催してはどうか」という質問です。

年々、投票率の低下や、若い世代の政治への関心の薄さが問題視されています。田布施町も例外ではありません。また、議員の成り手不足も課題です。

生活と政治は密着しており、誰もが無関係ではいられないのですが、投票に行かない多くの人は無関心です。政治が自分の生活に関係している、それを実感する機会がないからだと思います。

本町では、小学生に議場の見学をさせたり、高校生と田布施View会議を行ったりと開催されているようですが、こども議会を開催し、子どもたちの意見をしっかり伝えてもらう機会を設けてはいかがでしょうか。

子育て真っ最中の方の悩みが違う世代には分からないように、世代が違えば悩みも変わります。子どもたちの声や意見は大事と言いながら、実際は学校の規則や大人の都合で軽視されがちです。しかし、それらは時代に沿っていないことも多いです。

近隣では、周南市や萩市でこども議会が行われており、町の中の危険箇所についてや観光面、福祉面など多様な視点がありました。よりよい暮らし・田布施にしていくためには、子どもたちの声を聞くことも必要ではないでしょうか。

全国町村議会の中では、こども議会はまだまだ少数派です。この町は総理大臣を2人輩出した政治の町だからこそ、率先して取り組んでみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

こども議会は、平成11年と12年に開催したことがございます。

平成11年は「明るい住みよい町づくり」を基本テーマとし、町内5つの小学校の5、6年生の代表者33名が執行部側と議会側に分かれて演台に立ち、大変活発に意見を交わされたことを覚えております。

一般質問では、馬島の開発、ごみを減らすこと、身体障害者やお年寄りの住みやすい町づくり、遺跡や古墳の整備、健康づくりの施設の整備、伝統行事や楽しい祭りをつくること、挨拶運動の徹底、和やかな家庭づくり、ボランティア活動の実践、自然が豊かで人の心も温かい町づくりなどの提言があり、多くの傍聴者が熱心に耳を傾けられた当時の資料が残っております。

また、翌年12年には、中学生が行ったこども議会では「美しいまち、明るいまち、豊かなまち」を基本テーマに、住民みんなでつくる個性豊かなまちづくりについて、15名の代表者が各学級で討議した提案と質問と発表を行いました。

こども議会は、次代を担う若者にとって議会の仕組みを理解することのみならず、政治や社会の仕組みを実際に体験し、まちづくりへの関心を持つことなど、自分の将来を考えることにつながるなど、学ぶ場として非常に有意義なことだと思います。

また、こうした取組を通じて、高い社会意識と問題解決能力を培うことも期待されると思います。さらに、こども議会を通じて学んだことを、学校や家庭、地域に持ち帰って広く共有することで、教育現場全体に波及効果をもたらすことも期待されると思います。

そうした貴重な場とするためには、教育機関との連携が不可欠と考えており、学校のカリキュラムや活動と調和する形でプログラムを構築することが重要だと思います。

しかしながら、十分な準備も必要であり、学校側の御負担、先生の御負担は大変ではないかとも思われますし、また、参加できますのも一部の児童・生徒に限られてしまうという問題もございます。開催する場合には、教育委員会や学校と十分協議する必要があると思います。

町といたしましては、子どもたちに事前の学習機会を提供し、議会での議論が有意義なものとなるようサポートしていく仕組みを考えていく必要があると思いますし、具体的には、先生方と協力して討論の技術や議会の活動の基本を学ぶワークショップの実施、また、議員の御質問にあるように、子どもたちやその保護者の視点を反映した議題の選定にも力を入れていく必要があると思います。

す。

私といたしましては、学校や子どもたちにも大きな負担を負わせることなく、学校の一環として、学校側のカリキュラムに沿ってお申し出いただければ、町としてはいつでも対応はさせていただきたいと思います。

私が思いますのは、ここ２年間で麻郷小の子どもたちが２回、ここで防災についての発表会や、素朴な質問を私や教育長にインタビューするというような会が行われました。子どもたちも本当に、議事堂に入ったことがない、で、帰るときに町長室も見て、すごいねということで喜んでおりましたし、そうした意味ではあまり形にとらわれることなく、そうした学校側の、こうした形でしたいんだがということがあれば、私はいつでも時間を割いてでもお受けする気持ちはありますので、また部内でも検討したいと思います。

詳細につきましては、教育長から補足させていただきます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） お答えをいたします。

子どもたちは、こども議会を通して、政治や地方自治の仕組みを具体的に学ぶことができます。また、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担うことができる力を身につけるなど、主権者教育を推進していく上でも、こども議会は有効な機会の一つになると考えております。

一方で、こども議会に参加できる人数には制限がありますので、全ての子どもを参加させることに課題が残ります。

また、こども議会の開催や運営に向けましては、事前に意見や考えを集約したり、質問の仕方や質問書の作り方などを学習することなどが必要であり、準備に多くの時間を要します。児童生徒や学校の負担がどうしても増えてまいります。

したがいまして、こども議会の開催につきましては、教育委員会といたしましては、学校の要望等を踏まえて、今後検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 御答弁ありがとうございました。

町長と教育長とも、全てのお子さんに参加していただくのは難しいのではということがありましたのと、あと、学校の現場ではいろいろ、今も先生たち、働き方改革ということでたくさん業務をされておりますのに、そこにさらに負担があつてはというのは私もすごく納得できる内容でござい

ました。

一方、各小学校、中学校では熟議という授業がありまして、熟議がアンケートを取ったりした内容から、自分たちがどのようにしたらよりよくしていけるかというのを地域の方を交えてお話しして、その内容を発表するという授業があるんですけれども、その発表、去年私参加させていただいたんですが、とても堂々と発表されておりまして、田布施の子どもたちは、そのこども議会をできる土台が十分にあると考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） お答えさせていただきます。

熟議というのは学校運営協議会等々でやられます。最近の子どもは我々のときと違いまして、堂々と自分の意見が言えて集約できておるというふうに私自身も感じております。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、昨年、麻郷小学校の、今現5年生でございますけれども、学校のほうに行って、いろいろと、先ほど言われました観光や環境、その他いろいろと御意見いただいております。そうした中で、しっかり子どもたちは学校の中で教育できているというふうに感じていますので、先ほど教育長も言いましたけれども、学校が主体的に考えて、そういうことがあれば、できるだけ教育委員会としても協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。

熟議の内容で、麻郷小学校のほうでは、その自己肯定感の向上や学力の向上、あと挨拶をよりよくしていくためにはというような話だったんですが、今、山中課長から出たお言葉の中には、町のことについてもお話があったということなんですけれども、それを受けて、何か、その町が変わったということはあるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） まだ御意見を頂いたところでございます。昨年も防災の関係でも提案ございましたし、それはまた町政の中に、少しでも生かせるような形の中で進めてはまいりたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） では、見える形でぜひ、何か行動、変化が起きる場合は、この子どもたちから頂いた意見でこういうふうになりましたっというのがしっかり見える形でしていただけると、その意見を出した子どもたちも、あっ、自分たちの意見がしっかり通ったっていうこと

が伝わっていくと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

一方で、この主権者教育なんですけれども、田布施はいろんな形で取り組んでおられる、といいますか、昨日高月議員のお話の中でも、生徒会のほうから消滅可能性自治体の話が出たとか、そういう話を聞きましたけれども、総務省のほうの主権者教育アドバイザーの林大介准教授の研究資料を、こちら確認させていただいていたんですけれども、内閣府令和元年度子供・若者白書、各国満13歳から満29歳までの男女1,100人前後によるインターネット回答なんですけれども、日本人は自己肯定感が低いとよく言われますが、自分自身に満足しているかという項目について、日本人でそう思うと答えたのは僅か10.4%、諸外国と比較すると韓国が36.3%、アメリカが57.9%、イギリス42%、ドイツ33%、フランス42%、スウェーデン30%というような感じで、どちらかと思えばそう思うというのを含んでも日本は45.1%、ほかの国は一番低くても73%、50%を切った国はないということなんです。

なので、日本の13歳から29歳までの男女は、最も自己肯定感が低いということが分かるんですけれども、同じ白書の中のデータで、自分の考えをはっきり相手に伝えることができる者ほど自分自身に満足している者の割合が高いということが分かっています。

で、この教授は、小さい頃からの主権者教育が大事だというふうに言われているんですけれども、ドイツのほうでは保育園の近くの公園の改修に当たり、行政職員がその日常の利用者である園児4歳らにヒアリングをして、この公園の中の好きなところに緑のポールを置く、嫌なところに赤いポールを置くなどとして視覚的に教えてもらったり、投票率8割を超えるスウェーデンでは、小4から民主主義の反対は独裁政治だと民主主義を教えてもらったり、小学5年生、6年生の教科書にはルールは変えるものというふうに学ぶそうなんです、田布施町でも子どもが関係する場所については子どもにヒアリングしたり、社会科だけでなく教科の枠を超えた学校全体で主権者教育を行ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御提案ありがとうございます。

主権者教育が注目されるようになったのは御案内のとおり、選挙年齢が18歳になってから、今、学習指導要領の中では小学校、それから中学校、それから高等学校、それぞれの段階に応じた主権者教育を推進しているところです。その特徴としては、やはり社会の一員として、自分たちの責任とか果たす義務とかを培っていかうという取組をしております。

その中で、今、議員さん御指摘のありました熟議もそうなんですけれども、これは方法論になると思いますけれども、実際には教科の枠を超えて地域の課題について課題を探究するような、そう

いう学習が今、町内の小中学校では行われています。その特徴は、やっぱりその課題をつかみ、地域の方と一緒に課題を解決していくために、自分たちにできることは何だろうかということを、総合的な学習の時間というのがありますが、これは教科の枠を超えて別のカリキュラムとして実施をしているものです。

そのほか、小学校には児童会、中学校には生徒総会というのがありまして、そこで校内とか生活についての課題を見詰めて、自分たちでどうやってその課題を解決していったらいいだろうかということを、子どもなりの知恵を出し合って決めていく、その中で社会の一員としての資質、こういうものが育ってくるのではないかなという取組を進めているところです。

先ほどもありましたが、実際には、一昨年だったと思いますが、西小学校さんのほうで、町長さんにこういうふうなまちづくりを進めてほしいというような提言をされて、それを踏まえて、今、詩情公園のテニスコートがありますけれども、あの裏側がちょっと暗いということで、すぐに中学校の美術部が絵を描いて、壁面に。そして、そういう子どもたちの提案が具体的に形になっていくということは、今の多くの子どもたちは実感しているんじゃないかなと思います。

こういう取組を、徐々にではありますけれども、無理のない範囲で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） ご回答ありがとうございます。

テニスコートの裏に絵を描かれたというふうな回答で（聴取不能）

町が聞いてくれたんだという（聴取不能）

一方ですね、低い投票率で、若い方たちが投票に行っていないというのがあるんですけれども、令和７年度２月の田布施町議会議員選挙、３月議会でも取り上げられていましたが、２０代の投票率が２１．７％、１９歳の投票率は２２．８％。令和５年の山口県議会選挙では、田布施は無投票だったんですけれども、（聴取不能）１８歳は２０．７７％、１９歳は１５．６６％、２０歳は１２．３９％、２１歳は１０．０５％ということで、１８歳から選挙に行けるということで２０％、まあ２０％でも低いんですけれども、（聴取不能）すごくこれは、何か対策をしないとイケないのではないかと思っているんですが、田布施町では、若い世代に投票に行ってもらうためになにか仕掛けていますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 若い方の投票率が非常に低いということがあります。いろいろポスターを、子どもに募集してポスターをつくったり、いろんなことはやってるんですが、根本的に、昔はもう

7割、8割選挙に行っていましたけれども、今頃はもう3割行ったら多いほうというふうな感じで、その実態がどうなのかなというのは気にはなりますが、十分若い方に行ってもらおうと思うと、例えば、農工高校とか具体的に言って期日前投票するとか、その辺の取組とか、今、大学なんかはよくそういう投票のことを考えようということで山口大学もやられておりますが、そういうふうな取組を、若い方へ、いろんなツールがね、あります。

なかなか広報とか新聞とか見られませんか、うちの孫とか子どもも、新聞も取ってない、テレビも持ってない、本当にスマホだけです。だからもう新聞は見ない、テレビは見ない。だから投票があること自体を分かっていない。

で、あの、ちょっと愕然としたことがあるんですが、自民党の総裁選挙のときにテレビでこうやってたから、ある若い方に聞いたと、これ何やってるか知ってるって言ったらね、いや、知らないって言うんですよ。何やってるって言っても、新聞でもすごいですね、石破さんがどうだっっちゃうて、こう盛り上がってるんだろうなと思ってたら、若い方は、これ何やってるんですかという回答が返ってきまして、本当に興味がないんだなという。

それと、情報が足りないということがありましたので、もう少し情報を若い方にも伝わるように、選挙があるんですよとか、こういったことのルールになってるんですよというのは、町だけでというのもまあ限界がありますので、やっぱり国全体で少し考えていかないといけないかなと思います。改善する余地は、低いっちゃうことは上げられるっちゃうことですから、何とか、いろいろ選挙もありますのでやっていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） （聴取不能）意見をしっかり聞く場を設けることで、町政が自分たちの身近である、政治が身近であると感じられる機会になると思いますし、本気度を見せていただくことを期待して1問目を終わります。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。ずっと入れちよってください。

○議員（9番 藤田枝里香議員） もう一回言ったほうがいいですか。

○議長（南 一成議員） いや。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 大丈夫ですか。

では、質問の2つ目をさせていただきます。

「若者・子育て世代の集いにも補助を、多世代の集える居場所づくりを」。答弁者、町長にお願いいたします。

高齢者いきいき館は、町内在住者60歳以上が4人そろえば施設使用料が無料になります。若者や子育て世代への集いに補助がある施設はありません。また、多世代が交流できる拠点もありません。

麻郷にお試し暮らし住宅「おいでえ」がありますが、稼働率の低さはもったいないです。駐車場や庭も広い「おいでえ」は大勢で集うのにちょうどよく、子どもを庭で遊ばせるにもとてもいい環境です。過去には観光協会でマルシェの開催をしたこともあります。以前は観光協会の事務局が入っていましたが移転し、会議の利用も少なくなっています。「おいでえ」をお試し暮らし住宅だけではなく、地域の居場所としても活用してはいかがでしょうか。

人は本当に苦しい立場になったときに、ヘルプを出しにくいです。安心できる居場所の中で困ったことや相談を小出しにできるとガス抜きになります。本当に困って極限状態になってから、その人を助け出すには技術が必要です。居場所はそれを防ぐものであります。

こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」では、子ども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点は「居ることの意味を問われないこと」「過ごし方を選べること」「くつろげる環境が整っていること」「気軽に行ける、一人でも行けること」などとあります。

子育て世代や若者と、子育てが一段落し余裕のできた大人や、退職後の元気な方の組合せは非常にいいと思います。官民連携して、誰でも、いつでも行っていい、居心地のいい居場所づくりをしてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

議員御質問のとおり、若者や子育て世代が気軽に集える場所や多世代交流の促進の場としては、現実的には各地域の集会所や公民館等の既設施設を利用いただいている状況でございます。

また、こども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」でも示されておりますように「居ることの意味を問われないこと」「過ごし方を選べること」「くつろげる環境が整っていること」「気軽に行ける、一人でも行けること」などは大切な視点であり、本町としても、これからこれを尊重し、こども家庭センターを中心に、子どもや子育て世帯など、誰もが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいきたいというふうに思います。

また、お試し暮らし住宅と地域の居場所の2通りの利用促進——「おいでえ」のことでございますが——「おいでえ」の利用活用につきましては、移住を検討されている方への使用のほか、地域コミュニティを支援する目的でも貸し出しております。町有施設と同額の使用料はかかりますが、スポーツ団体や伝統文化を広める団体の方でミーティングなどでの使用実績がございます。

しかし、議員おっしゃいますように、活用は全く本当に十分ではないと思っておりますし、在り方を含めてやっぱり根本的に少し見直しをしていかないといけないかなと思いますので、今、御提案いただきましたことも検討していきたいというふうに思います。

また、御指摘のとおり、人は苦しい状況に追い込まれますと、なかなか助けを求めることが難しくなると思います。そのため、気軽に集える居場所を提供し、困り事や悩みを少しずつ相談できる環境を整えることで、極限状態に陥ることを未然に防ぐことが可能になります。現在、そうした施設はございませんので、今後広く検討したらと思います。

今後も、住民の皆様の御要望をお聞きする中で、子どもから高齢者の方まで、誰もが安心して過ごせる町づくりを進めていきますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 今、御答弁いただきました内容に、公民館、集会所が既にあるということだったんですけれども、そちらは気軽に利用できるといいますか、各部屋を予約しないといけないであったり、時間に合わせて利用料を払わないといけない。また、気軽に友達、家族で集まろうと思ったときには、「せーの」では行けないというところがデメリットであります。

こども家庭センターが新しくできまして、この間保健センターにイベントじゃないときに行きましたところ、ホールの中に子どもたちが過ごしやすいような設備が整ってしまして、すばらしいなと思いました。

私、その前日に、赤ちゃん連れのお母さんと御飯を食べようと思ったのですが、田布施町内に、よちよちして動き回るかもしれない、こぼすかもしれない子どもを連れて行ける飲食店がないことに気がつき、柳井まで行ったんですけれども、その家庭センターの中に、私たちは高いランチを食べたいわけではなくて、お弁当でもいいので持ち込んで、どこか室内で食べただけだったんですけれども、その家庭センターができたことに当たってお尋ねをしてみたところ「対象は困った方である、お弁当を食べることはちょっと想定していない」というふうに言われたんですけれども、そうすると、今あるこども家庭支援センターと、おんともとポコ・ア・ポコというのは、施設と対象者が似ているように感じるんですけれども、どのような違いがあるのでしょうか。

こども家庭センターは、そのように気軽に行ける場所になり得ると思うんですが、困った人だけを居場所にするのはちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 議員御指摘のように、気軽に行ける居場所ということで、検討し

ていきたいとは考えております。ただ、今の時点でちょっと——まだ4月に立ち上げたばかりで、なかなかちょっとそこまで達してないという状況でございます。

将来的には、議員御指摘の、御提案の、気軽にランチができたり、まあ、ランチができるところまでやれるかどうか分からないんですけど、気軽に行ける場所というのを目指していきたいとは考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） こども家庭センターは、18歳までのお子さんをお持ちの親子の居場所になると思うんですけども、ランチがしたいわけではなく、お弁当を持ち込めるだけでもいいので、御検討いただけたらと思います。

一方、多世代が集える拠点っていうのがないなというのを私は思っているんですが、第3次田布施町地域福祉計画を見ておりましたら、単独世帯1,685世帯ありまして、全体の28.5%、そのうち高齢者の単独が941世帯、核家族が3,655世帯で86.9%ということだったんですけども、そのアンケートの中に、地域の支え合いというのがありまして、支援を必要としている人の手助けをしたいというのに、回答者の433人のうちの4割が支援をしたいと考えているという結果がありました。

一方、介護・福祉や子育て等に関する情報の入手状況。約50%の人が、そういう情報入手できていないと感じているというのがありました。どんなところに相談、相談先はどこですかという質問に関しては、知人、友人49.7%と一番多く、いないと答えた方7.4%いたんですね。

で、災害時における地域の支え合いに必要なことというのが、一番多かった回答が、日頃からの近所の人との交流が65.8%だったんですけども、それらのアンケートから、私はやっぱり、その多世代が気軽に交流できる場所が必要ではないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、施設に行っても、子どもたちが訪れると入所者もすごい喜ばれるしということもありますので、昔はやっぱり三世代というのが当然家の中で成立しておったんですが、それがもう一世代ずつになってくると、今問題になっている子育てのサポートとか、老人に対するサポートというのが、やっぱりお互いにこう連携してやってたのが、分断をされているような形にどんどんなってきております。

ですから、町で新たに施設を設けるというのは非常に難しいかも分かりませんが、常時こういった場がありますよっちゅうことで、少し検討はさせていただいて、老人クラブとか社協とかそういったところと、どういったことができるのかというのは、お試的に少しこうやってみて、その利

用の状況を見てやらさせていただきたいと思いますし、こども家庭センターは、開設イベントをやったところはほとんどないと思うんです。うちだけぐらいしかないと思いますよ。4月から当然のようにやっていますが、議員おっしゃるように困ったときに来いという施設ですからね、そんなに周知する必要もないし、ですからやっぱり、日頃、行きよるから初めてこう相談ができるんじゃないかなという気がしたんで、わざわざ職員大変だったと思うんですが、母推さんも大変だったと思うんですが、開設イベントをやって、こういうところがありますよというのは周知をさせていただきました。

そのときに、やっぱり子どもさんが遊ぶところとか、居場所というのがやっぱりそこにないと…。こども家庭センターはそういう施設ではありませんので、ですから保健センターとこども家庭センターとプレイパークが一緒になったように、いつでもおいでという形になっておれば、議員おっしゃるようにちょっと子どもと食事がしたいとか、遊ばせたいということも可能だと思いますので、少し部内の中でできることからやってみて、そういうランチとか御飯食べたいという方がいらっしやっても、十分な対応はできませんけども。

本来あそこ作るときに、裏をカフェにしようかというのがあって、人工芝もひいたんです。それでパラソルをやって、あそこに理想、最初の思いはあそこにパラソルがあって、イタリアとかフランスの喫茶店じゃないですが、何かああいうふうにして、子どもさんを連れて、そこで1時間ぐらい自由に楽しんでいただけるということにしたんですが、なかなかその土地と制限上の都合があって、なかなかうまく使えておらんのですが、できればまあカフェとかもやっていただいたらと思うんですね。

ママカフェも随分提案はしたんですが、なかなかやりましょうという方がいらっしやなくて難しいという、お母さん方が集まっていたいて会議もしたようなんですが、なかなか無理なようなので、少しこうお試的にやってみて、これはいいねということがあればやってみてもいいと思いますが、ちょっと今、すぐというわけにはいきませんが、10年も待てとは言いませんので、すぐにでもできる方法を考えて、できることからやりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 今、町長の答弁の中にママカフェという単語があったんですけれども、それは一体ちょっとどのようなものか教えていただけますか。

また、そのときの人材では難しかったかもしれませんが、今の周りにいる方で、何か関われそうな方がいるなと思いましたので、教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 以前は、買物に行きます、で、子どもがそのときに預けられるようなところを場所として、今の図書館辺りに何かあったらいいなということできいろいろ協議をしたんですけども、先ほど言いましたように、なかなか難しかった。それはまあ、やっていこうという意欲がある方がいらっしやらなかったのもあるんですけど、やり方としてどういうやり方がいいのかという的確な案がなかなか出なかったというのがあって、何回ですかね、ずっと検討したんですけど消滅しました。

で、周南市に、駅の近くに何かそんな感じのがあって、それをモデルにそのときはやれたらいいなというのがあったんですけど、都市部とここの地域のニーズが多分違うんだろなということがそのときあって、都市部では成り立つニーズが、田布施町の、例えば今ショッピングに行ったときに預けてその時間が過ごせるニーズと、町場でできているニーズとですね、まあ、時間も違いますし、要求も違うんだろなというのがそのときの皆さんの意見があって、なかなかその、田布施町で成り立つその壁が難しいなという。

だから、藤田議員さんも含めて、その田布施町としてこういうニーズがあってこういうママカフェなら多分やる人もいるし、継続性もあるなというのがあれば御提案いただければ、一度頓挫しますが、十分前向きに考えていいと思いますけれども、その当時はそういう形で一応消滅をしてみましたけど。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 教えていただき、ありがとうございます。

ではちょっとどのようなニーズがあるのか集めてみたいのと、そういう人材がいるのか、仕組みというのがそろっていれば、もしかしたらかなうかもしれないということをちょっと胸に秘めておきたいと思います。

では、居場所支援について、今、お尋ねしているんですけども、居場所についての支援以外にも田布施町は子育ての支援、たくさんされていると思うんですけども、昨日、高月議員もちょっと触れておられたんですが、情報発信がすごくできていないというところがあるんですけども。

先週でしたかね、この庁舎の1階に来られた方で、産後3週間の赤ちゃんを抱っこされてた方がいらっしやったんですね。片手に抱っこしながらお財布を出そうとされてたので抱っこさせていただいたんですけども、その方に、産前・産後サポートっていうのがあるんですけど知ってますかって聞いたら、知らないですっていうふうに言われたんですね。

あと、私が議員になってから、福岡ではこんな産前・産後サポートがあるよっていうのを、田布施でもあればいいのにねっていうふうに言われたんですけど、実は田布施でもあるんですよ。そ

れが知られていないというのは、ないというのと一緒っていうのがすごく問題があるなと思いで、昨日、母子モの話、高月議員は母子手帳がないのでログインできなかったということだったんですけれども、母子手帳、母子モ見てみたところ、その子育て情報っていうのがあまり充実していないのと、公園情報っていうのも詩情公園のことしか書いていなくて、地域にある各公園を載せていただきたいなと思ったんですけれども、職員の数も限られておりますから、情報発信が難しいのであれば母子モをやめて公式LINEと一本化してはと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 母子モにつきましては、山口県の東部のほうでかなり利用があるんですけれども、今、母子モの内容等できることについては年々拡充を、今、進めているところではございます。

いろんな情報提供というのが、どこまでできるのかというのは詳細承知しておりませんので、この場でちょっとお答えはいたしかねますが、載せられる情報、提供できる情報が拡充できるように、また保健センターと協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。

産後のサポートについても、対象者が心や体の不調がある人、育児に対する不安が強い人っていうふうな、かなり困った人じゃないと利用できないような印象を受けますので、もうちょっと前向きなPRをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 産前・産後サポート事業等については保健師とかがお母様方のところに行ったときにとかも、お話はされておるんじゃないかとは思いますが。もう少し皆様が利用しやすいように、できるように、伝えていきたいと思えます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。

田布施町、居場所支援、ハード面はしっかりいろんな場所があると思えますので、もっと活用ができるように、ソフト面をしっかり整えていっていただきたいと思います。

2問目を終わります。

では、3問目なんですけれども、新しい空き家バンクの形を導入してはということで、答弁者町長でお願いいたします。

不動産会社や空き家バンクに登録するには至らない物件が多々あります。家具や物がある状態で思入れのある物件、年に1度帰省するため売買・賃貸できない物件など、それらを、従来の空き家バンク制度ではなく、新しい枠組みをつくって空き家を募ってはいかがでしょうか。住みながら空き家を貸す賃貸併用住宅として、転勤や海外赴任などで一時的に自宅を離れる期間に、家財はそのまま自宅を賃貸に出すリロケーションという方法など。

それから、地域の空き家や空き室を福祉拠点として活用する社会貢献型空き家バンク事業という例もあります。居住目的だけではなく、若者たちの居場所やサークル活動、こども食堂や学習支援、遊び場、多世代の集える居場所づくり、ヨガ教室や英語塾などの事業に活用できるのではないのでしょうか。

今、移住者が募集対象になっているんですけれども、二地域居住希望者も対象にしてはいかがでしょうか。町民活動の活性化と関係人口の創出につながり、さらに使われない空き家の老朽化も防ぐことができるのではないのでしょうか。

町内で家を探していたが、見つからず転出された声も聞きます。一方、この物件があるんだけど活用しませんかという情報もあるので、より利活用されるよう、対象の空き家や人を拡充してはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

空き家バンク制度に関する様々な御提案を頂き、ありがとうございました。

議員御指摘のとおり、家具や仏具がある、または一時的に自宅を離れるという理由で、思うように空き家バンクへの登録が進まないことが多いことが事実でございます。

また、本町に限らず、兼任業務の中、不動産の専門家でない自治体の職員が現状を分析し、個別の様々な事案に対応する方策を持ち合わせていないことも現状でございます。こうしたことがございますので、現在、募集を行おうとしております「空き家コンシェルジュ」の任務として、まさに、こういった地域の空き家に関する諸課題を解決するための役割を担っていただき、本町で取組可能なものを調査・研究していただくことを期待しているところでございます。

御提案の賃貸併用住宅では、自宅の余った空間を積極的に活かすことで、収入を生み出すことが可能となります。

また、リロケーションでは、一定期間のみ貸し出すことで、家の劣化を抑え、防犯効果も期待できます。社会福祉法人や民間企業との共同体ではございますが、社会貢献型空き家バンクの実証事業に取り組んでおられる自治体もございます。そこでは、イベントの場やこども食堂とNPO法人

とシェアハウスなどの活用事例があると聞いております。こうした取組を進めていくためには、行政と専門的に業務に当たる人材、不動産業者、そして、地域それぞれが連携して取り組まなければならないと思います。

町といたしましては、この取組を進めることにより、移住・定住が進み、地域の活性化が図られればというふうに考えております。また、議会からも積極的な御提案・御協力をお願い申し上げます。

また、二地域居住の御提案もございましたが、本町でも、現在、国が検討されておりますふるさと住民登録制度の創設に関しましては、関係人口の取組に向けて、あらゆる施策を展開していきたいと考えております。現在、たぶせ未来戦略の策定に取りかかっているところでございますので、計画の中で課題や今後の対応を示し、具体的な方針に仕上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9 番 藤田枝里香議員） 空き家コンシェルジュの方に期待されているということだったんですけれども、募集されていて、もし、その方が募集がなかった場合は、どのようにこの空き家対策を取り組んでいかれますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

募集ですから、申し込みがないということも想定できます。ですが、1 回の募集でないからもう、それは頓挫するとか諦めるということは想定しておりません。粘り強く募集のほうをかけていき、また、どうしてもこれが長期化するようでしたら、また、別の方策も考えないといつまでたってもこの課題は解決できませんので、ちょっと当面は推移を見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9 番 藤田枝里香議員） 分かりました。自身も地域おこし協力隊だったもので、求められるものが強過ぎる、重過ぎると、やはり募集・応募しようかなという気持ちがあり湧いてこないかもしれないんですけれども、空き家コンシェルジュの募集は、たしか1 人だったかと思うんですが、1 人じゃなく5 人、6 人、多くいたほうが、仲間がいて動きが取りやすいと思うんですね。で、移住してきた当初は、あの人は誰なのかというので、まず自己紹介をしたり挨拶したりするのにやっぱり1 年かかりますので、そう考えると、3 年の任期の中で何かを成し得るというのはすごく難しいことだと思いますので、定員を増やされたりというのは考えておられますか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 現在の募集メニューとしましては、空き家対策、移住・定住の地域活性化コンシェルジュと農業分野の2分野でメニューを提示して、2名程度ということにしておりますが、偏ったり優秀な人材が豊富にっていう喜ばしい事象が生じた場合は、そこは臨機応変に定員のほうをどちらかに偏らせてというのも想定はしておりますが、それぞれ課題がある中で、いづれも募集をかけておりますので、それぞれ満遍なく採用のほうをしたいというのが実情でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 分かりました。ということは最大でもそれぞれ1名ずつで、2名というお考えでお変わりないということによろしいですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今、予算化では2名分の予算を計上しております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） はい。では別の質問になるんですけども、空き家バンクについてちょっと勘違いされている方が周りの方に多かったんですけども、家財が処分できてないと貸せないという認識の方が多かったんですが、この間、経済課にお電話して確認させていただいたところ、そうではありませんということだったんですね。で、家財が残ったまま貸すというのは、あまり借り手がないのではということだったんですが、私たち自身も馬島の家、家財が残った状態だったんですね。貸す側は家財が残っている場合、負担が少ないです。借りる側は安く借りれて家具など必要なものが使える場合があるんですけども、家財が残っていても貸せますよというようなPRはされていないような気がするんですが、されてはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） この件に関しましては、むしろ家財があるので貸したくないという、持ち主の方の御意見が多くございまして、そういった、大丈夫ですよという方が実際にいらっしゃったら、その部分の発信は当然させていただこうかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私の周りの方では家財が残っているから、空き家バンクには登録できんよねっていうことだったので、まずは情報として「家財が残っているままでも登録できます」というような文言を一言入れていただくなどすれば、その貸したい側は、うちは家財が残っているから貸したくない、うちは家財が残っていても貸せるんだったら貸したいというふうを選べると思いますので、ぜひご明記いただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 参考にさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 空き家の対策なんですけれども、空き家バンクの新しい形はちょっと難しいかもしれないということで、今、田布施町で空き家の活用を、A i r b n b（エアビーアンドビー）という形で民泊——民泊っていうんですかね、泊まっていただけるようにしているのが２件で、中古物件を活用してワークスペースとかにされている方、個人の方が２人おられるんですけれども、町は把握されていらっしゃるのでしょうか。町で所有されていなくても、企画財政課で前、作られていたT A B U S E T r i pみたいに、田布施町ではこんなふうにワーケーションできますよ、泊まれる家がありますよ、田舎暮らしがお試しできる場所がありますよっていうふうに、町がP Rされてはと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今、御指摘の物件が空き家バンクの登録物件でその後の活用という御趣旨であれば、ちょっとそこまでは追いかけておりませんので、こちらでは把握はしていません。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 把握をされていないということなんですけれども、まあ、その町で所有していなくてもP Rされてはと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） そのあたりの追跡が可能であれば、そういった事例も御紹介できるかなと思いますので、今の制度、形の中では、なかなか不明な点というか、成立というか、この物件を業者さんにお任せすれば、もう町のほうから手が離れることになっておりますので、その辺はちょっと再考のほうさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） あとは、空き家について興味を持っておられる方たくさんおられると思うんですけれども、その空き家活用もしくはその相談会というのを町が開かれたら、空き家バンクの登録物件なども増えるのではないかなと思うんですが、説明会など行われたりいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 出前講座のほうも開設のほうを予定しております。御要望がござい

ましたら、そういった部分を説明のほうをさせていただこうかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 出前講座ということなので、町民のほうから申し出があったら来ていただけるということで、町のほうから大々的に、この期間は空き家ウィークというか、何か取り組んでみられるというのは今のところないということによろしいですか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 空き家につきましては、いわゆる財産です。活用についても利活用できれば非常にいいと思ってますので、御提案ございましたように、いろいろ今後どうしたらいいかというのは検討してますので、その中で、言われるように、いい提案があれば、今言われるようなことも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。昨日、高月議員の一般質問の中で、出生数の低下のときでしたかね、町長が２０年前に取り組んでおけばよかったというふうに嘆いておられましたが、空き家問題も刻一刻と状況が迫っているものでございますので、早い対策を講じることを強くお願いして、一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、藤田枝里香議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、高見英夫議員。

○議員（６番 高見 英夫議員） 高見です。１問目は自衛隊の住民４情報提供について、町長に答弁を１問１答でお願いします。

○議長（南 一成議員） ちょっと声が聞こえないんで、マイクを持っていただけますか。すみません。

○議員（６番 高見 英夫議員） １問１答でお願いします。

自衛隊は今、自衛官への応募が減少する中で、募集について地方自治体に協力を要請しています。田布施町は、２０１８年までは１８歳住民の氏名、住所、性別、生年月日、これ４情報といつも言っていますが、これを名簿にして提供していました。２０１９年からは、住民基本台帳の抽出閲覧に切り替えました。しかし、これも当人の同意のない個人情報の第三者への提供であり、憲法の保障するプライバシーの権利の侵害に当たるおそれがあります。そこで質問します。

１、過去３年間、田布施町が自衛隊に抽出閲覧させた１８歳住民は、それぞれ何人でしょうか。

２、自衛隊法には自衛隊の主たる任務は、我が国を防衛すること、つまり武力行使であり、隊員

は事に臨んでは危険を顧みず身をもって責務の関数に努める、いわゆる賭命義務ですね。また、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない、という服従義務があります。自衛官が単なる職業ではなく、命がけが求められる職業であることを、町長は認識しておられるでしょうか。

3つ目に、文科省や厚労省は、その通知で新卒者の就職について「応募の受付は学校または職業安定所を通じて行うこと」とし、山口県教育委員会も自衛隊に対し就職ルールを守るよう要請しています。山口県では、自衛隊が18歳住民の4情報を収集する意義はないのであり、抽出閲覧に应付する必要性・公益性は山口県ではないのではないのでしょうか。

4つ目に、本人の同意もなしに町民にも知らせないうちに、町が4情報を、個人情報自衛隊など第三者に提供していることを町民が知ったら町政への信頼が揺らぐおそれはないのでしょうか。

以上、質問します。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

自衛隊は、我が国の平和維持という崇高な任務を遂行される一方で、国際貢献や大規模災害時の救助活動など、様々な分野で国民の安心・安全に大きな役割を果たしておられます。まずは、その使命感に深く共感し、自衛隊の皆様、隊員の皆様に心から敬意を表したいと思います。

それでは、お尋ねの1点目は、過去3年間、自衛隊が抽出閲覧された人数でございますが、令和5年度が157名、令和6年度が133名、令和7年度が129名となっております。

この募集事務に関します法的な根拠について、御説明させていただきますと、自衛隊法第97条第1項の規定において、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とされており、これを受けて自衛隊法施行令において、募集に関する事務が定められております。

募集に関する事務は、地方自治法施行令第1条に規定される「第1号法定受託事務」に当たります。

このうち、自衛隊法施行令第120条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提供を行っているものでございます。

また、募集対象者情報の提供につきましては、令和2年、地方からの提案等に関する対応指針を受け、令和3年2月に、防衛省及び総務省から各都道府県宛てに通知があり、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報——4情報でございますが——に関する資料の提出は、自衛隊法

第97条第1項に基づく市区町村長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村長に対し求めることができること」及び「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないこと」の見解が示されているところでもございます。

このことは、令和4年10月に防衛省から各市区町村長宛てに改めて通知されているところでございます。

さらに、自衛隊の募集事務は職業安定法の適用除外となっており、新規卒業者は、厚生労働省の職業紹介取扱い要領等についても適用されないこととなっております。

なお、本町では、自衛隊への募集対象者情報の提供について、令和元年7月8日、田布施町情報公開・個人情報保護審査会にお諮りをいたしております。

この審査を受けて、町と自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所が協議し、3点について確認いたしております。

まず1点目でございますが、昭和56年の山口県の教育委員会との取決めにより、山口県内では募集案内の郵送等を行っていないこと、2つ目は、入手した募集対象者情報の管理について、陸上自衛隊の保有する個人情報の安全確保等に関する通達に基づき管理していること、3つ目は、個人情報の管理については、市町村から取得した募集対象者の情報に関する使用及び管理要領の通達に基づき、入手した募集対象者情報を保存する場合、その保存年限を1年未満とし、用済み後、速やかに廃棄することを確認いたしております。

これらを踏まえ、防衛省におきましては、閲覧により知り得た情報について、個人情報保護に関する法規等を遵守し、厳正に管理されているものと認識をいたしております。

次にお尋ねの2点目は、隊員には賭命義務、命令服従義務があり、自衛官が単なる職業ではなく、「命がけ」が求められる職業であることへの認識についてでございます。

自衛隊法第52条では、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託に応える」とされており、同法第57条では、「職務の遂行に当たっては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と、服務の本旨及び命令服従義務が規定されております。

自衛隊法における服務の本旨とは、自衛官が国家と国民を守るために、自らの命を危険にさらす可能性があるということも意味しているものと思います。

また、命令服従義務は、自衛隊は階級制度に基づいて運営されており、上官からの命令には確実に従うことが求められます。これによって、組織としての統制と効率的な運営が可能となり、命令の重要性は、自衛隊の任務が迅速かつ効率的に遂行されるための基本的な要素だというふうに認識

をいたしております。

私は、国防の最前線で活動する自衛官にとって、その職務は強い覚悟と責任を有することだと思いますし、このため厳しい訓練や法令遵守、倫理観の涵養が自衛官には求められると思います。これは、意味は違いますけれども、警察官や消防署員、消防団員も程度は異なりますが、同じ、そういった責任を持って臨んでおるというふうに思います。

3 点目のお尋ねの自衛隊が収集する 4 情報の意義や必要性及び公益性と、4 点目の本人の同意なくして 4 情報を提供していることは、町政への信頼が揺らぐのではないかと御質問でございますが、御質問にありますように、高等学校新規卒業予定者を対象とする自衛官の募集・選考については、昭和 56 年 6 月 5 日に交わされました山口県教育委員会と自衛隊の取決めで、就職ルールの要請が自衛隊に対して行われているところで、現在においてもそのルールは適正に運用されているものと、このように思っております。

町が募集対象者を抽出し、4 情報を自衛隊に提供する意義や必要性及び公益性についてと、町政への信頼については、先ほど申し上げましたとおり、法令上の明確な根拠をもって、募集対象者の 4 情報を提供しているというふうに考えております。

また、住民基本台帳法上の閲覧制度において、制度上要件が定められることから、閲覧自体に住民の許可を得ることがないという前提がないため、除外申請制度の対象にはならないものと考えております。

本町といたしましては、今後も、自衛官または自衛官候補生の募集につきましては、地方自治法及び自衛隊法及び同法施行令に基づく法定受託事務として理解いたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6 番 高見 英夫議員） いろいろ法令等の説明がありました。最初に、自衛官については、災害等でお世話になっているというふうに、大規模災害等の救助活動などと言いますが、自衛官の本来任務は国土防衛武力行使ですので、そのところは災害活動は複利的な業務ですから、そういう意味でこの任務は、先ほど言いました賭命義務とか命令服従義務とか、それは崇高なものだというふうに言われました。それはそういうふうな見方もあるでしょうが、私が強調したのは、それはまず普通の職業とは違う、非常に重要な——重要なというか命をかけなくてはいけない、そういう職業であるということをまず、町、執行部の皆さんには認識をしていただきたかったということで、②の質問をつくりました。

さて、今まで今の答弁を見てみると、毎年 157 とか 129 とかいうのは、本町の 18 歳の男女

の住民の全てののだと思いますが、その氏名や住所、性別、生年月日を自衛隊に教えられたということですね、これは法令に基づくと言われました。で、確かに自衛隊法や施行規則にそういうふうなことが書いています。

しかし、これはこの法律ができた当初は募集事務について、今、本町では何人の生徒がいるとか、また、募集のパンフレット、ポスターを掲示するとか、そういうふうな、最初は立法趣旨はそうであったわけです。ところが、自衛隊員の募集がずっと満たない。そういう中で徐々にそれを名簿提出、そういうふうなものに要請を強めていったんですね。

で、お伺いしますが、これは法定受託事務であって、応じなくてはいけないんだと言われましたが、法定受託事務というのは、本来国がやるべきことを市町村に代わってやってもらうということなんですね。しかし、これに対して自治体が判断をして断った場合、それにおいてもペナルティーはないというのも地方自治法に書いてあります。必ずこれを従わなくてはいけない、そういうふうな事務ではないと思いますが、いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 地方自治法の改正で法定受託事務と自治事務というふうに法改正がされて、現在の法体系になっているわけでございます。議員がおっしゃいましたように、できるということが前提で、従わなきゃいけないというペナルティーがあるとは考えておりません。

しかし、まあ、日本という国を考えますときに国と県、地方というのは連携して事に当たらないと、そこがそごになったりすると、うまくいかないのかなということがありますので、多くの自治体で法定受託事務として理解して対応してきている。議員から最初、いろいろ変化してきているという話でしたが、国防とかそういった事務に関しては、国が責任を持ってまず論議するということが前提であろうと思いますし、私ども地方自治の中では、そうした防衛とか自衛隊に関して業務を行いますのは、募集に関する事務ということでございますので、その範疇の中で国に対して法定受託事務として協力させていただいているということでございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 町長が言われるように、国防は国の事務です。しかし、それを本来国がやらなくてはいけない、防衛装備とか人的な基礎とか法的な基礎とか、3つ重要なことがありますが、それを地方に募集事務については協力をお願いしているということですね。ただ、国が言うから全て国の専権事項だからといって、この地方がそれを全部飲まなくてはならないというものではない。だから、施行規則に募集事務をやることはできるというふうに書いてありますね。できる規定なんです。やらなければならないとは書いてないわけですね。

これは、今、総理大臣の石破さんが防衛大臣になったときに、防衛大臣であったときに、もうはっきりそのことはお願いする立場であって、それができないと言えれば仕方がないんだというふうに、そういうふうにも国会で答弁をしています。だから町長はそういうお気持ち、国防に対する熱いお気持ちがあるというのはよく分かりました。

しかし、私が質問することは住民のプライバシーに関することである。しかも、それは命をかけなくてはいけない仕事に関することである。そういう点で私は町長の姿勢をお聞きしているんですね。いかがですか。住民のプライバシーのことについて、いくら国防である国からの要請があるといっても、住民の福祉増進という地方自治の基本は、前回の3月の議会でも町長自身が言われたことです。そういったときに、そんなに住民のプライバシーよりも国の意向、これを重視されるわけでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 非常に大きな問題でなかなか答えにくいところもあるんですけども、今は請求されていると。昔はペーパーとして出していたようでございますけど、今は住民票の閲覧という形にしております。まあ、それは同じことのように見えますけども、住民票閲覧というのはどなたでもできるわけですね。あんたはこうだ、こうだ、あんたは請求がありましたよというのを戸籍とか違いますね。住民票というのはそういうものでございますので、現在は請求という形をされてきておりますので、それに基づいて閲覧を認めさせていただいているということでございますので、結果的にそれがプライバシーにつながると言えばあまりいい気持ちはせんというのは、私も理解いたします。

しかし、現在の法定受託事務として、そういうふうな4情報ということが言われておりますので、現在のところ提供しているということでございます。高見議員がおっしゃいましたように、随分法律が変わったり変わらんかったり、随分変遷があると思いますので、今後、どういうふうな状況になろうかというのは、まあ、積極的に使われているというような根拠は、私あまり、ダイレクトメールを送られているわけでもないし、何に使われているのかなという疑問は若干持っておりますが、やはりいろんな就職とか応募の活動の中で確認をされたり、いうときに使われているぐらいじゃないかなと思いますので、今後はどうなっていくというのは分かりませんが、現在繰出しになりますけれども、法定受託事務として言われれば、まあ、戦争するということだけじゃありませんので、東日本大震災のときも自衛隊と警察が東日本の原子炉を冷やしに行ったというのはテレビで見えておりましたけれども、御巢鷹山ですかね、あの爆発している山に取り残された人を救助しに行くというのは自衛隊がやっておりました。それは命がけで石が飛んでくるところに行くわけですか

ら、自衛官として責任を持って国民を守ることがございますので、本当にこうピストルを持って人を殺すだけの職業だと私は思っておりませんので、やはり今の国際関係上、非常に日本全体を守ってもらわなきゃいけないという私の気持ちもありますので、今したものは協力はさせていただきたいと思うのが今の現状でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（６番 高見 英夫議員） つまり、自衛隊の任務については災害救助等、私も大変尊敬をしているわけですが、私も高校の教員でして、高校生の進路のときに、こういうふうに特別に、いくら国の機関ともいってもプライバシーを伝える。しかも、その職業というのは、町長災害のことを盛んに強調されましたが、本来はやっぱり命をかけて戦わなくてはいけない、それが任務なんです。

で、特に最近是集団的自衛権ということで、アメリカと一緒に、アメリカの国防長官は台湾有事のときに日本が最前線に立つとか、恐ろしいことを言っておられますし、そういったところに子どもたちを送り出すことになるかもしれないということで聞いているわけなんですけれども、あくまで法定受託事務であるから、言われれば出すというふうに言うんではなしに、町長自身が住民のプライバシーの問題、命の問題と国側の要請、法定受託事務との関係をどう考えておられるかをお聞きしたいんですね。

で、少し変わったことを言いますが、先ほど町長は１８年までは名簿で出していたけれど、１９年から閲覧にしたと、住基法の法律に従ってと言われました。なぜ変えたのかと、これはもう１８年前のところは名簿を出すところって今でもありますが、これは住民基本台帳法に名簿で提出するというのが書いてないわけですね。これは１８年前の本町の名簿で提出したというのは、法に触れる違法な行為ではなかったのか、それどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） その当時の町長でございますので、何とも言えませんが、ですから閲覧に変えているということでございます。ずっと提供で押し通すという気は田布施町にはありませんし、閲覧という住民基本台帳法の法に基づく閲覧制度がありますので、そちらのほうで請求をお願いしますというふうに変えましたので、変えたということは、議員おっしゃるように適切ではないということがあったようには思います。いろいろ問題が複雑でどう答えていいかわかりませんが、絞って御質問していただけると……。すいません。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（６番 高見 英夫議員） 先ほどから聞いているのは１点だけなんですけれども、それでも

う一つこれに関連して、先ほど町長が山口県では自衛隊が名簿を集めています。集めているけれども、教育委員会が高校生の就職については、募集については学校を通じてやるように要請しているので、自衛隊もそれを守っているわけですね。

そこで疑問になるのはね、じゃあ、なぜ自衛隊の人は募集事務にも使えないのにそういうのを集めているのか。何のために集めているのか、不思議なわけです。ほかの県ではダイレクトメールとか家庭訪問とか、そういうことが行われていますが、山口県では聞いたことがありません。そういうふうに、はっきりしないのに住民基本台帳法を閲覧するにしても、その使用目的を必ず書かなくちゃいけないんですよ、申請時にね。それどういうふうに書いておられるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほど来、町長言ってますけど、住民基本台帳法上の一部の閲覧の請求について毎年出てくるわけなんですけど、その募集は自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務としてということで、法令根拠も記載されて請求をされております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） まあ、そういうふうに書いておられるんでしょうけども、実際には使っておられないわけですね。

実は私2019年ですね、山口の宮野にある自衛隊の協力本部の部隊長さんとお会いしてお聞きしたことがあるんですよ。この山口県ではダイレクトメールも家庭訪問もしてないと言われると。じゃあ、なぜ名簿を集めておられるんですかと聞いたら、答えられないんですよ。で、町長も先ほど、町長ともその頃お会いしましたが、そういうの使ってないよ、だから名簿じゃなしに抽出閲覧に変えたと言われました。これは本当にね、何に使ってるか申請理由と違う、実際にやってないのに違う嘘の一言で、うその申請理由を書いて名簿、個人のプライバシーを集めてると。いよいよこれは恐ろしいことだなというふうに思ったわけです。そうじゃないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 募集の担当者に私が聞いたのはその情報というのは、まあ、いろんなイベントで自衛隊に今度試験受けてみたいとか、そういったのはどうなんだろうかというのがあったときに、募集事務所がその方のところに送るときに、住所とか正確なものを確認しないと送付先が違ったりということがあるから、まあ、そういう資料の請求とか受験の資料の申出があったときに、こちらの自衛隊の募集事務所から送るときに、それは使わせてもらってますよというのは聞いたことがございます。それは使ってないというのではなくて、そこはいろんなイベントとかでやったりがあります。それとか募集事務所のほうに電話があって、ちょっと資料が欲しいんだとかという親

御さんとかいう方から連絡があるときに、どの方の情報ですかということを確認するために、やみくもにも送れませんので、そこは慎重にするために使っているんだというのは聞いたことがございますが、そのほかとしては使われてないというのは、高見議員がその部隊長さんに聞かれてお答えなかったようですから、そんなに本部として使われているという形跡があるようには思いません。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（６番 高見 英夫議員） 申し訳ないんですけども、今、募集の申出があったときとか、親御さんから請求が聞かれたときに確認するためと言われましたけれども、普通送ってほしいというときには、自分から名前も住所も言いますよ。うそを言うことはありません。確認をする必要は全くないわけですね。そういうのは、まあ、自衛隊の方が言われたのかもしれませんが、全く理由にならないと思っています。だからこういうふうにしても、何の役にも立っていないはずなのに、住民のプライバシーの情報を集めると。なぜそこまでするのか、というのが本当に疑問なんですよ。なぜこんなことまでされるんでしょうか。どういうふうを考えておられるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ずっと昔からあるけども、今、自衛隊の募集も多分半分ぐらいしか、退職自衛官と入ってくる自衛官の差は埋まってないというふうに私も聞いております。事実はよく分かりませんが、多分そうだろうなと。やっぱり新卒なり、就業される方の人数がもうどんどん減っておりますので、自衛官というのはやっぱり、候補生もそうですけれども、ある程度の組織としての人数が必要となる。そのギャップは埋めたいということですから、今の就職のことを考えると、昔のように黙っちゃっても向こうから来るという時代ではありませんので、自衛隊の方から見たら、その辺は一生懸命やりたいということがあるんじゃないかなというふうに思います。自衛隊のこと、私は別にその崇高に思うとかですんじゃないんですが、現実論として、やっぱり今の国際情勢を見ておきますと、そうしたものにも協力していかんといけんという形でやっておりますので、別に特段の意味があるわけではございません。法定受託事務として対応させていただいております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（６番 高見 英夫議員） 先ほどの質問に答えておられないんですけども、なぜ募集事務を使っていないのにプライバシーを集めるのかということですね。これはまあ、ある学者の意見によると、ああ、実際にはほかの県でも、こういうのは集めて情報によるダイレクトメールとか家庭訪問によって、入ってこられる自衛官の数ってほんの僅かな数%ですね。ほとんどは学校を通じて応募されると、または自ら応募されるというのがほとんどです。それでも随分足りてない、言われるように半分にも満たしてないというふうな状況なんですね。それでも一生懸命、この内閣を挙げ

てやっているというのは、これはある学者の意見によると、いざというときに住民を動員すると、そのときには地方自治体の協力が必要だと。日本の国防計画にも地方自治体との協力というのを強く書いています。つまり、いざというときの練習を自治体の方々にやってもらっているんじゃないかと。

昔戦前、役場の兵事係の方々は住民を把握し、動員するために赤紙を配って回りました。そういうふうな練習ではないかと。それ以外に何でこんなね、こう非公式なことをやっているのか分からないと。ですから町長さんは国との関係もあるでしょうし、立場もあるでしょうし、法定受託事務と言われればやらなくちゃいけないかなというふうに思われているかもしれません。

しかし、本当は国際情勢を見ると私も心配してますし、それは国を守るために崇高な理想を持っている若者がいるというのは本当に頼もしいことです。しかし、そのためには、この仕事はこういうことですよと、海外にも出んにゃいけません。しかし、そういうふうなこともちゃんと分かった上で、きちんと、本人が希望するならその希望をかなえてあげると。そういうふうにしなないといけないと思っているんです。皆さん、今連続テレビ小説の「あんぱん」を見ておられるかどうか分かりませんが、戦前のようにならないことを私は願っています。

1つ最後にお聞きしますが、奈良県では18歳の高校生が、この情報提供について国と奈良市を相手取って国家賠償請求訴訟を起こしているんですね。これはまだ地方裁判所の段階ですけども。これがもし——プライバシーの権利は憲法上の権利です。国は法律をつくっているとはいえ、通知によって何でもできるというふうに行政の通知でやってきました。本当に国民の人権を保障するということについて、これは大きな裁判になると思います。

最後に聞きたいんですけども。もし町長さんが——町長さんは理想が高いと思うんですけども、子どもさんやお孫さんのプライバシー、田布施町におられるから、私の子どももそうですけれども、自分、親が知らない、本人も知らないうちに生年月日まで全部自衛隊に行っていたというのについて、先ほど気持ち悪いと言われましたけれども、やっぱりやってほしくないと思われるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういうふうにおっしゃればやってほしくないなと、当然思います。親としてはですよ。思わない親はおらんと思います。

しかし、何回も言いますが、国としてやっぱり欠かせないものに対する、高見議員のやっぱりその徴兵制度とかにつながるんじゃないかということもありますけども、その辺も、まあ、日本は全然ありませんけども、やっぱり韓国なり、アメリカ、フランスとかイタリアでもですね、まあ、徴

兵制を復活して、今の国際情勢の中ですね、日本はそういうところにはなってほしくないんですけども、そういったことにならんようにですね、祈っておりますけども。

プライバシーということから見ればですね、そういう、御家族の気持ちもですね、十分理解はできます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（６番 高見 英夫議員） 地方自治体の目的は、住民の福祉増進です。住民がどういうふうにしたら幸福になるのか、そこをですね、ぜひ考えていただけたらと思います。分かりました。

では、次の質問をさせていただきます。

子育て支援・少子化対策についてです。町長と教育長に一問一答をお願いします。

昨日も、県の出生が昨年 7,000 人を切ったというふうにありましたが、全国的にも、年間で出生数が 70 万を切ったと。まあちょうど 100 分の 1 っていうのは本当にそのとおりでなと思いましたが、この 3 月の田布施中学校の卒業生は 123 人でした。

一方、昨年 1 年間に田布施で出生した赤ちゃんは僅か 60 人でした。まあ 15 年で半減ということですね。消滅可能性自治体という指摘もあります。少子化対策は、まさに町の最重要課題です。

そこで今、経済的な負担や価値観の多様化により、結婚や出産を選ばない人が増えていますが、保育料や教育費等の経済的負担は行政でも支援できるものです。県内の市町が第 2 子からの保育料を無償化している中、柳井市は昨年 9 月から第 1 子からの保育料を含め完全無償化しました。その成果は、柳井市の今年 4 月の 0 歳から 2 歳までの乳幼児の保育所入所申込者は、昨年の 52 人から 106 人に 2 倍となりました。柳井市では若い夫婦の定住・転入が増えているというふうに聞いています。

また、若い世代の定住・転入を促進するには、子どもが育つ学校教育も大事です。

全国的に今、小中学校でのいじめ・不登校が増大し、不登校はこの 10 年間で 3 倍となり、小中学校では 34 万人を超えています。これが原因の転校や転居も聞いています。

田布施町の第 3 期子ども・子育て支援事業計画は、田布施町は子育てがしやすいと感ずることができるようにするというふうに宣言をしています。そこで質問します。

1、共働き家庭を支援し、出生数を増やすために保育料の負担を軽減することが必要だという認識はありますか。また、このままでは田布施の若者が柳井に転居しかねないという認識はありますか。

2、柳井市と同様に第 1 子から保育料を無償化するには幾ら予算が必要ですか。また、それを捻出するためにはどのような方策がありますか。

3、子どもを褒めて自己肯定感を高めるという、ワールドワイドPBS（学校規模ポジティブ行動支援）、これは大変よい取組だと思っておりますが、今年度から町内の全小中学校で実施するということについて、これに応じた教職員の負担の軽減また研修は十分なされているでしょうか。

4、スクールワイドPBSをさらに発展させるために、児童会や生徒会を活性化し、子どもたちに自分の通う学校運営に参加させ、教職員、保護者、児童生徒が参加と共同の学校づくりを進めることが今必要ではないでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、1点目、2点目についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、少子化対策は本町の最重要課題であり、今後の町の発展においても重要なテーマと考えております。

このため本町では、限られた財源の中で、所得制限なしの高校生までの医療費の完全無償化、1歳までのおむつの無償提供、学校給食の無償化など、他の市町に先んじた施策を展開してまいりました。

それでは、1点目の、共働き家庭の支援と出生者数増加に向けた保育料負担軽減の必要性等についてでございますが、町では、こうしたことは保育料のみだけではなく、総合的な子育て支援の充実が肝要であると考えております。

本町の子ども・子育て支援事業では、目指す姿として、「田布施町は子育てがしやすいまち」と実感できる環境づくりを掲げており、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援、教育・保育の充実、子育て世代の定住促進に取り組んでおります。

御質問の保育料の軽減につきましては、今後、必要に応じ支援策の強化を検討し、経済的負担の軽減だけでなく、教育・保育環境の整備、子育て世代への伴走型支援を充実させ、田布施町で安心して子育てできると感じていただけるまちづくりを推進してまいります。

次、2点目の第1子から保育料を無償化する際の予算、経費についてですが、現在、保護者が保育料を負担しているのは、3歳未満の第1子のみでございます。ほかは全部無償化となっております。

令和7年度において、この第1子の保育料徴収額を1,589万円見込んでおります。これを無償化する場合、町がその費用を負担することになりますので、現時点では国や県からの補助が全くありませんので、全額を町費で賄うということになります。こういう1,580万円でございますので、高見議員全く検討しちょらんじゃないかと思われるかも分かりませんが、やろうかやるまあか、部

内で本当に喧々諤々何時間も論議したことでございます。

余談になりますけども、保育の現場が、今の未満児さんがもうぎりぎりの状態で、これを無償化してしまうと、本当に保育の現場がちょっと立ち行かないという現状があります。柳井市さんも同じだろうと思いますが、そういう保育料の無償化と保育の現場というのは、よくバランスを考えないといろんな方に御迷惑をおかけすることになろうかと思いますので、今のところこういったことになっております。

財源確保のためには、結果的には基金の活用が現実的な選択肢となりますけども、長期的な財政運営を考慮いたしますと、持続可能な財源の確保について慎重な検討が必要であると考えますし、今後の財政状況を考えつつ、町民の皆様の御意見を伺いながら、最適な施策を検討してまいります。

柳井市もそうでありますけども、全国的に少子高齢化が進む中、共働き世帯の増加や保育需要の変化に伴い、保育の必要性はどんどん高まってきております。しかし、保育士の不足は深刻な課題であり、処遇改善や職場環境の整備などを町単独でできるものではなく、国、県の支援、さらには保育業界全体の取組が不可欠と思います。

これらの課題につきましては、機会を捉え、国や県に引き続き働きかけてまいりたいと思います。

町といたしましては、自治体としての役割の範囲内で総合的に判断し、保育施設の整備や財政支援に継続的に取り組んでまいりたいと考えますので、どうか御理解御協力をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 3点目のスクールワイドP B S（学校規模ポジティブ行動支援）これらの取組に関する御質問にお答えをいたします。

スクールワイドP B Sは、子どもの望ましい行動を促したり、教えたり、価値づけたりすることなど、ポジティブな行動支援を学校全体で組織的に増やしていくという取組に特徴があります。

これまで先行して2か年取り組まれた小学校からは、その成果として、子どもたちの分かる、できる、やりたい、そういう望ましい行動が徐々に増え、児童の自己肯定感が、この高まりが感じられるようになったという報告を受けておるところであります。

こうした取組を町内の学校に広げていく上での教職員の負担増や多忙化に関しましては、各学校の実情に応じて、これまでの取組を見直すとともに、スクールワイドP B Sと関連づけたり、統合したりする必要はありますが、校務分掌や会議、研修などを見直す業務改善と合わせて行うとともに、子どもへの支援の在り方をチームで検討したり、I C Tを活用して効率化を図ったりするなどにより、大きな負担を感じることなく実践できると、そういうふうに向ってまいりまして、働き方改革が求められている現在においても実現可能な取組であると考えております。

4点目の、参加と共同の学校づくりを進めることに関しましては、既に取り組んでこられた小学校では、その成果や課題等について、保護者や地域にも広く情報発信され、着実に理解が深まるとともに、スクールワイドからコミュニティワイドへと、そのP B Sの取組に広がりが見られるようになり、学校・保護者・地域が協働して子どもを地域で育てていこうという雰囲気が醸成されつつあります。

教育委員会といたしましては、こうした取組の広がりを期待し、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） まず、町長にお聞きしますが、私は質問のところですね、このままでは田布施町の若者が柳井に転居してしまいかねないという認識はありますかという質問しています。これ答えておられない。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういう認識は持っておりません。

やっぱり子育て、今柳井はですね、企業が来られましたし、やっぱり周りが、柳井は過疎地域で指定されて、田布施は過疎地域ではございませんが、柳井市は過疎地域です。

それはですね、やっぱり周辺の地域が本当に人口減少がもう著しいということでですね、上関、大島、平生ですか——平生は違いますね。過疎地域に指定されて、全域がですね、市が全域が過疎地域に指定されております。

ですから、まあ、特段ですね、そういう施策を打っていかなきゃですね、当然いけないということで今やられているというふうに思います。

しかしですね、本町には本町のよさがありますし、1子の保育料だけでですね、転出されれば、それはまた帰って来れるんじゃないかなというふうに思いますので、本当に田布施を愛していただける方がいらっしゃったらですね、自信持って田布施町に住んでいただけるというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 私はですね、危機感を持っているんです。若い世代がですね、結婚しようというときに、どこに家を作ろうかとかいうときにですね、それは柳井市に住んでおればですね、柳井市に住民票があれば、田布施の保育園に預けようと平生の保育園に預けようと無料になるわけですね。無償になるわけですね。すぐ近くであるし。残念ながら私ごとで申し訳ないです

けど、うちの息子がそうでした。けしからんと思ってますけど、でもやっぱりですね、背に腹は代えられないというのがやっぱりあるんですね。だから私は危機感を持っていただきたいと思うんです。

であるからこそ、第3期子ども・子育て支援事業計画というのもあると思うんですし、子育てしやすい町だと思える保護者の割合をですね、2029年には70%、80%以上とかそういう数値目標を挙げとられると思うんですよ。

私はこれは非常に大事だと思うんですけども、その具体策は、先ほどもいろいろありました、具体策は何を考えておられるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先日、高月議員さんの御質問にもお答えさせていただいたかと思うんですけど、本町においてはですね、経済的な負担の軽減だけではなくてですね、教育、保育環境の整備、子育て世帯への伴走型支援の充実をですね、総合的に進めていくことが重要だというふうに考えております。

まず、教育、保育環境の整備についてでございますが、保育士への研修の強化ですね、それと、幼保・小・中連携の推進、小中学校の少人数指導、地域の居場所づくりなどを進めてまいりたいというふうに考えております。

こうしたことで、子どもが安心して学び、成長できる環境を整えていきたいというふうに考えております。

次に、子育て世帯への伴走型支援としましては、先日から何回も申しておりますが、子育て・子ども家庭センターを中心にですね、産前、産後サポート事業を充実し、相談、情報提供体制の強化を図りながらですね、妊婦、出産期から子育て期までですね、切れ目のない支援を提供していきたいというふうに考えております。

最後に、仕事と子育ての両立の支援といたしましては、保育サービスの拡充やワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） それでいいんだと思うんです。私が聞いたかったのは、もっと具体的に、このために何をやるか。先ほど藤田議員からも、いろんな制度があるのに、いい制度の周知がまだ不十分ではないかという指摘もありました。そういったことをですね、総点検していただいて、ぜひこの目標を、本当に田布施が住みやすい町だというですね、そういうふうな、それこそ

柳井市の保育料にも負けない、いやそれでも田布施に住みたいんだと思うような具体的な施策を打ち出して、またPRしていただきたいと思います。

この問題はですね、まあ1,600万円で、先ほど戻りますが、柳井市と同じようにね、第1子から保育料を無償化して、完全無償化するというのはですね、今、物価高で収入の少ない若い世代にとっては、大変魅力的なわけですね。そういう意味では、本当に近くの町でこういうことが行われたら、それこそ田布施にとっては非常に危機感を持つべきだと私は思ってますし、1,600万円、基金からでもですね、何とか工面して、私は、この9月の補正予算にでもですね、考えていただきたいというふうに思ってます。

先ほども、高月議員からも、この子どものいない国に未来はないとか、時を逃さず実行しなくちゃいけないんだという話も出ました。東町長は、就任した6年前から子育てに重点を置く、もっと20年前から対応していたらというふうなことも言われました。ぜひとも、一刻も早い対応が私は必要であると思ってます。

ちなみに、上関町は、もう2020年から、5年前から無償化しているんですけども、ところが昨年生まれた子どもの数は2人なんですね。手遅れになっているんです。まあ、そう言ったら失礼ですけども。いろんな事情があると思います。でもこれはですね、経済的な負担の軽減、これはぜひとも本気で取り組むべき時期、時期というか、遅きに失してはいけないというふうに思ってます。

さらにもう一つですね、これ、上関の方からも聞いたんですけども、原発とか中間貯蔵施設とかでいろいろ揉めました。そのことはですね、子育てする世代にとってはですね、非常にマイナスになったんだというふうなことを聞きました。私は、中間貯蔵施設の問題がもしあそこにできるならば、田布施にとってもプラスになるかマイナスになるか、これはマイナスになると思っているんですけど、子育てについてですね。町長はそれはマイナスになると思っておられるでしょうか、プラスになると思っておられるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういうプラスかマイナスかという御質問であればですね、プラスにはならないですね。誰が考えましてもマイナスにしかならないと思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 分かりました。

では次に、教育委員会にお聞きします。

この田布施町の教育については、非常に頑張っておられるというように私も敬意を表したいと思

うんですが、先ほど言いましたように、いじめやこの暴力や不登校というのは全国的にはピークになっています。

町内の状況についてですね、またこれが原因の転校とかそういうふうなことは、このここ一、二年の状況はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中教育次長兼学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） まずは本町の教育につきましてお褒めいただきましてありがとうございます。

今言われましたように、暴力行為、いじめまた不登校、全国的に非常に問題になっております。特に暴力行為、いじめにつきましては、特にいじめは認知件数というふうになっておりますけれども、暴力行為につきましては、小中合わせて約年間20件程度でございます。また、いじめにつきましても、小中合わせて年間50件程度の報告を受けておるところでございます。50件、はい。

不登校につきましては、これはしっかり定義が決まっております。病気や経済的な特別な理由で欠席した以外で、年間30日以上欠席したものというふうになっておりますので、令和5年度につきましては小中合わせて28、令和6年度につきましては小中合わせて18の報告を受けておるところでございます。

それから、このいじめまた不登校でですね、他の市町に転校というのは、今のところ報告は受けておりません。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） いじめ不登校の50とか20という数は、これは令和6年度ですか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） はい。5年度も6年度も平均してですね、20件程度。はい。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） これを多いと見るか、少ないと見るかというのは、なかなか難しいと思いますし、いじめとか、これをどこまでをいじめとするのかということのも難しいのでですね、参考という数字だと思うんですけども。

こういうふうな中で、スクールワイドPBSというのは、非常に期待ができるものだと思います。しかし、これを、新たなことをやるには、先生方の研修が必要ですし、また負担を軽減しないとどんどん負担が増えてくると大変になると思います。

先生方の精神性疾患は、この20年で6倍に全国的になっているわけですね。この間、国会聞い

てましたら、石破総理も、教師のストレスを減すことが子どものストレスを減すことになるとかです
ね、教師の負担軽減、これが大事だというふうなことを言っておられました。

国からどうしてもやれと言われていた全国学テとかですね、そういうふうな現場で非常に不評な
政策もあると思いますが、これについては働き方改革はちゃんと進んでおるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○学校教育課長（山中 浩徳君） スクールワードP B S、メディアでいろいろと報道されて、
本町、県内外からですね、いろいろ視察が来ておるといふふうに聞いております。当然、新たなも
のを導入するということになりますと、少しやはり教職員に負担はかかっているのが事実でござい
ます。

ただ、これが2年経過してようやく順調に乗ってきているというのが現状でございます。当然、
教職員の協力なくしてはですね、これはできない。ただ、これがはかどることによって、本来の教
職員の仕事が子どもが帰ってからできるということでございます。

従来であれば、やはり放課後、いろいろと保護者対応、地域対応等々多くあったというふう
に聞いておりますが、それがすごく軽減してきたということで、教職員の働き方改革には十分役立っ
ているのではないかとこのように感じております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） それは、うまく順調になったときはそうですね。それまではす
ね、働き方改革をですね、ちゃんとやっていただかないと取り組むのが難しいと思いますね。

私ですね、いろいろ聞いて、校長先生ともいろいろ話をしたんですけども、例えば、ある学校の
目標に、廊下は――褒める目標ですね――廊下は黙って整列して歩こう。これが進んで考えるこの
目標ということなんです。廊下は黙って整列して歩こう。私は子どもの頃ですね、もう遊びに行
くのが一生懸命で走って行きよった。でもぶつかってもすぐよけるとか、子どもだから、敏捷だっ
たから何で歩かんにゃいけないのかと思ってましたが、そういう、並んで歩いたら褒めると。それは
それでいいかもしれませんが、褒められてうれしいかもしれませんが、なぜこれを走ってはいけな
いのか、整列しなくちゃいけないのかというのを理解されないと、褒められるからやると、褒める
人がいなくなったらやめると。それでは自立になりませんね。その辺は大丈夫でしょうか、目標設
定。

○議長（南 一成議員） 時間が来ましたので手短かに回答をお願いしたいと思います。最後の質問
です。鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 議員さん御指摘のようにですね、意味のなく褒めたり認めても、それが

子どもに伝わっていなかったら、本当の力が伸びたと言えないということはありません。

それで今の廊下の話ですけれども、やっぱり、教育はなぜ必要なのか、なぜそれが大切なのかということに合わせて教えながら育っていくということが大切だと、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 以上で、高見英夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を 1 1 時 1 0 分再開します。よろしくお願いいたします。

午前 1 0 時 5 8 分休憩

.....

午前 1 1 時 0 8 分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、落合祥二議員。

○議員（1 番 落合 祥二議員） 先ほど議長が言われましたように最後です。何遍も経験しましたけど。

それでは、通告に従い 2 件の質問をいたします。

まず、1 問目の高齢者等のごみ出し支援についてです。

高齢者や障害のある方などの世帯で、指定されたごみステーションにごみを出すのが困難との申出があると聞いています。こうした状況は、今後も高齢化等の影響で増加することが予想されます。

本町には、社会福祉協議会に、困ったときにはお互いさまの気持ちで支え合う「あいサービス」なる制度があります。その中で、ごみ出しについては有償で、3 0 分以内 2 0 0 円、3 0 分以上 6 0 分以内 4 0 0 円で利用できるようになっています。

しかし、利用する人とお手伝いできる人とのマッチングが課題と聞いています。

これらを踏まえて、次についてお尋ねします。

1 点目。あいサービスの登録及び利用状況は。

2 点目。あいサービスを町としてもっと P R するとともに支援——まあ後押しですね——ができないか。

3 点目。岩国市で高齢者等のごみ出し支援事業、周南市で高齢者等のごみ出し支援実証事業が実施されています。どう受け止められますか。

4 点目。本町においても、あいサービスが利用できない世帯について、自宅までごみの収集に向

かう戸別収集ができませんか。

1 問目は以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

1 点目の、あいサービスの登録及び利用状況でございますが、令和 7 年 6 月時点での利用会員は 8 名、そのうちごみ出しの利用者は 4 名でございます。

一方、支援する側の協力会員は 27 名となっており、昨年度のごみ出し利用状況は 234 回でございます。

こうしたサービスへのニーズは、地域の高齢化の進行に伴い、今後、さらに高まると考えられます。

次、2 点目の PR 及び支援についてでございますが、本町では、社会福祉協議会のあいサービスに加えて、大田・川西地域においては、町の介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みの中で、日常生活の困り事への支援を提供いたしております。

これらのサービスをより多くの方に利用していただくため、広報誌やホームページを活用し、周知活動を強化するとともに、社会福祉協議会や関係課が連携し、地域の実情に応じた効果的な支援策を検討してまいります。

3 点目の、岩国市や周南市の取組に対する——どう考えるかということでございますが、岩国市や周南市では、一部の高齢者等を対象に行政主導のごみ出し支援事業が実施されております。これらの施策は、それぞれの市の社会状況や行政方針に基づいたものと認識をいたしております。

町では、地域コミュニティの自発的な支え合いを促進することで、持続可能な支援の仕組みを築いていくことが重要だと考えております。特に、あいサービス、地域のつながりを育む重要な制度であり、住民が自主的に助け合うことでお互いの生活を支え、地域の結束力を維持・向上させる大きな役割を担っていると考えております。

こうした住民主体の支援は、単なる利便性の向上にとどまらず、地域のつながりを強め、長期的に安定した支援の仕組みへと発展する可能性を持っております。

行政が過度に介入することは、一時的な利便性は向上するものの、地域の助け合いの精神が希薄化し、結果として、持続可能な地域支援の在り方に影響を及ぼす可能性があるとも考えられます。

こうしたことから、本町では、行政による直接的な支援を拡充するのではなく、あいサービスの利用促進や、特に提供会員の増加とマッチングの改善に向けた支援を図ることで、地域の助け合いの仕組みを維持しながら、持続可能な解決策を追求していきたいと考えております。

最後に、4点目の本町における戸別収集の可能性についてでございますが、本町では、現在、可燃性粗大ごみに限り、自己搬入が困難な世帯を対象として、月に1回有料で戸別収集を行っております。

今後、可燃ごみの戸別収集につきましては、先ほど申し上げましたが、まずは、あいサービス等の地域の助け合いや支え合いに根差した活動への支援を充実させ、課題を整理し、対応策を皆様と検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今の町長の回答をお聞きしまして、結局、自宅までごみの収集に伺う戸別収集は、まだ今のところは考えていないというか、とにかく今のあいサービスを利用するということで、考えていませんということよろしいですかね。

確認します。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたが、まずはですね、地域の支え合いというものを前面に出して、そういったものを進めていきたいと思います。

今そういうことがやられているさなかで、行政がもうごみを取りに行きますよということで、その取組を否定するようなことにもなりかねませんので、まずは地域での支え合いとか、あいサービスを使っていただきたいと思います。

で、介護予防とか、その制度の中で、どうしてもこれはもうかなわんねっちゃうのがあれば、また別の話。それはまた社協と話をして相談していきたいと思いますが、基本的にはこういう形で考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 先ほど、岩国市と周南市の例を出しましたが、周南市で利用できる世帯というのは、世帯員自らが決められたごみステーションまで出すことが困難で、かつ親族や近隣住民等の協力が得られない世帯というふうになっているんです。

だから多分、岩国も同じような形ですけども、そういう人がこれから出てくるということなので、今、先ほど町長の再質問の中でありましたけども、そういう世帯が出てくればまた考えるというふうに解釈したんですが、それでよろしいですかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それを認めるとですね、それはうちもって言われたら、そういう家庭がど

んどん出てくるかも分かりませんので、基本的には今のあいサービスとか、地域の支え合いですね、対応していく町の方針ということで御理解いただいたらと思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 今の件、ちょっともう少しお話して聞けばよかったんですけど。今の、結局、親族とか近隣住民、ホームヘルパーやボランティア等の協力によりごみ出しが可能な場合は、対象となりませんというふうに周南市には書いてあります。

そして、対象になる世帯というのは、全ての世帯員が、例えば介護保険要支援やまたは要介護認定を受けている人、身体障害者手帳の１級または２級の方、療育手帳Ａの方、精神障害者保健福祉手帳１級の方、障害者総合支援法対象となる難病の方、それとか地域包括センター、支援センターがですね、必要と認める、先ほど言いました介護保険の認定の問題から言いましたけど、それらと同等の者というようなことになっています。

私もですね、もしやるとしたらですね、大変、周南市や岩国市はひょっとしたら一部事務組合でなくて、単市でやっているのではないかなと、そこまで詳しく調べておりませんけど——そういったところもあります。

そういったことが今後増えるということは予想されるので、検討していただきたいと思うんですけども、先ほど言ったように全部ね、そういうふうに行くというのは、ちょっと考えが広がり過ぎというんか、今のような条件をやって、岩国市も周南市もやってますので、先ではそういった方が出られる、家が極端に言えばごみ屋敷になったりとかですね、もう田布施には住めないから、もし息子さんがですね、よそにおられたらそっちの家に移るとか、そういう形になってくる可能性もあるんで、全てそうなるというふうには私は思っていないで、そういったことも含めて、今後検討していったいただきたいと思います。その辺についてはどうですかね。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） そうですね。サービスを考える上でですね、自助、共助、公助の考え方がやはり基本になるのかなというふうに考えております。

当然、ごみが出せないというので自助は難しいというところで、次、今あいサービスという共助の考え方で活動されていることがございますので、できることであればですね、これを支援して充実していきたいというのが、まず第一歩かなというふうに考えております。

このサービスでですね、どうしようもない状態が発生するようであればですね、実態と状況を踏まえた上でですね、施策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 私が、あいサービスが無視してそういうのをやれって言ってるわけじゃないんで、その辺は理解していただきたいと思います。

質問でもですね、４点目に、あいサービスが利用できない世帯についてというのに書いてますので、それはすぐそういったことができるとは思ってませんが、そういった状況をですね、私の身近からもどうにかできんだろうかとというふうに聞かれて、この質問に至ったんですけども、その方には、あいサービスというのを知っているかというふうに聞きましたら、それは知ってないっていうような感じでした。

ですからね、それは私も第一的には、そのあいサービスを利用してやればいいし、あいサービスというのに関係なくですね、近所の助け合いで、それを利用しなくて、近所の方がごみ出しを手伝っている方もあると思うんですよ。

だけど、だんだんこういう高齢化がどんどん進んできたら、今のよう形になるんだからということで、そういった——覚悟と言ったらあれですけど、準備も進めていただきたいというふうに思います。

件数がですね、今聞いた範囲では、利用会員は８名、令和７年６月時点ということで、去年から始められているんですよね。その確認と、利用会員は８名、利用者が４名ということで、支援する方が２７名。この辺はちょっとよく分からないところもあるんですが、もし分かればちょっと説明をしていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 社会福祉協議会の事業でですね、ちょっと詳細までは存じてはいないんですが、先ほど答弁させていただいた数字はですね、昨年度の利用実績です。

協力会員——支援する側のほうなんですけど、これは２０歳以上の方でですね、いろんなことに協力してあげるよというお気持ちを持たれている方が登録されている人数になります。

ですので、この２７名全部が全てのサービスに対応できるわけじゃなくて、掃除であれば協力できるよとかですね、ニーズによってマッチングができる場合とできない場合があるので、このあいサービスの課題といたしましては、この協力会員のもう少し拡充していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） これは去年から、前年度から、６年度から始めた制度なんですかね。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 昨年度ではない、もっと前からやられている事業だというふうに認識しております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 分かりました。

それとですね、先ほど町長の答弁にもありましたが、燃えない粗大ごみについて、直接持ち込みができない方などを対象に、予約制で月１回燃えない粗大ごみを収集して、町がしておりますけれども、その利用方法とか利用状況についてもちょっとお伺いします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 粗大ごみの回収についてなんですが、実績といたしましてはですね、令和５年が年間で５６件、令和６年が６０件となっております。

利用の方法につきましてはですね、事前に環境係のほうに申込みをしていただきましてですね、利用券というかシールになっているんですけど、それを買っていただくようになります。——すみません、粗大ごみの回収の利用方法でよろしかったですね。粗大ごみの回収についてでよろしかった——すみません。それでですね、環境係のほうで利用券を買っていただきましてですね、それを指定の日に、粗大ごみに貼って玄関前に出していただければ、職員のほうが回収して回るというやり方になっております。

値段としましてはですね、１人で抱えられる程度のものが１口で５００円、２人以上になると１，０００円ですね、となっております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 分かりました。

どっちにしてもですね、今の資源ごみの、粗大ごみについては、毎年１年に１回配られる回収スケジュールですね、収集のですね、それに僅かですけど載ってます。だけど、私はまあ知ってますけど、やっぱり町民の中には知らない方も多いし、今のあいサービスについてもですね、先ほど私にそういうふうに、出せないんだがと言うてく方も知らないって言われたんで、もうちょっとね、ＰＲをしていただきたらと思います。

それと一方ですね、この高齢者のごみ出しの関係につきましてはですね、環境省で、高齢者ごみ出し支援制度導入の手引や、高齢者のごみ出し支援制度導入の手引事例集というのをホームページで公開しております。

それについて御存じだったのでしょうか。お聞きします。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） そういったものがあるというのは存じております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1 番 落合 祥二議員） 環境省のほうもですね、そういった手引や事例集を出して進めているわけですが、手引の目的にはですね、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じており、既に一部の地方公共団体においては、高齢者のごみ出し支援、ふれあい収集等が開始されていると。そういった傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれ、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていく必要性が生じていると。以上のような状況を踏まえて手引を作ったというふうに書いてあるわけですが、これについては、どういうふうに認識されますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先ほども申しましたように、本町におきましては、まずは共助でありますあいサービスの充実を図っていくこと、で、議員御指摘のように、将来的にはこういったことも想定して準備しておく必要があるという認識はございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1 番 落合 祥二議員） 了解しました。

私も、今答弁がありましたように、あいサービスをまずね、PRしてちゃんとやっていくというのが大事だと思いますし、まあこういった問題が今後出てくるということで、近所でもそういった方がおられたら助けてあげるような、助け合いの精神というのが大事だろうというふうに思います。

それでは、1 問目は以上で終わります。

続いて、2 番目の地域おこし協力隊の定住・定着についての質問です。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組とあります。

また、隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年となっています。

これらを踏まえ、次についてお尋ねします。

1 点目。今まで本町に何人の隊員が何年間迎えられましたか。そのうち何人が定住、定着しましたか。また、任用、まあ、雇用形態ですけど、任用形態はどうだったのでしょうか。

2点目。本年度は10月から来年3月までに2名分として約500万円の予算措置がなされ、地域活性化（空き家対策、移住定住）コンシェルジュ、そしてアグリチャレンジ隊員、そしてイチジクアンバサダーの3つのメニューで募集すると聞いていますが、現在の募集状況はどうなっていますか。

3点目。隊員の副業、これは兼業も併せてですけども、認めるほうが募集に有利と思いますがどう思われますか。

4点目。迎え入れた隊員の定住・定着が重要と思いますが、作戦はありますか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず、地域おこし協力隊員の定住・定着についての御質問でございます。

1点目の、本町で活動された隊員の概要についてですが、平成25年からこれまで7名の協力隊員を迎え入れております。そのうち、定住・定着された方は2名ですが、周東町に居住し、町観光協会に会員として活動されている方や、現在現役で活動を継続されている方の意向等を考慮して含めると4名となると思います。

また、協力隊員は、地方公務員法に規定する会計年度任用職員の身分となりますので、任用形態は単年ですが、3年が限度となっております。

次、2点目の今年度の募集状況についてでございますが、若干、募集告知が遅れておりますが、現在行われております大阪・関西万博での相談コーナーや、夏に開催予定のお試し暮らしツアー、秋に開催予定の「ひろしま広域都市圏移住フェア」に積極的な募集活動を行っていく予定といたしております。

3点目の、隊員の副業についての御質問ですが、その業務に支障を来さない範囲であれば、必要に応じて柔軟に対応しております。

4点目の、隊員の定住・定着に向けた取組についての御質問ですが、まず、協力隊員は任務の着実な遂行が求められ、その上で、議員御指摘の任務終了後の定住・定着できるよう、任期中においての生活を立てていく活動も大変重要と認識しております。

このことを踏まえ、今年度募集の農業関連の隊員では、法人就業、独立就農が可能となるメニュー、空き家対策関連隊員では、地域との関わり合いを通じた、まちおこしに資する起業を行えるような支援を行っていきたいと考えております。

また、同時に複数人の募集を行うことで、それぞれの隊員が連携、共同して取り組める形も見据

えていきたいと思います。

いずれにしましても、田布施のよさを実感できる移住者が増えていくきっかけとなるよう、地域活性化に向けての体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 地域協力隊は、総務省が１６年前の平成２１年、西暦では２００９年ですけど、そこから始まった取組です。住まいが確保され、仕事が見つかるというものだというふうに認識しておりますが、また特別交付税の財政措置もあります。

ポイントとして、自分の経験・能力を生かした地域活性化の仕事に就きながら、理想とする暮らしや生きがいを見つけることができる、じっくりと時間をかけて、仕事や住居等の定住に向けた準備ができる、国、自治体等によるサポートが充実している、まあこういったことが、総務省のホームページに書いてあるわけですけども。

隊員数も、平成２６年、１０年前から５倍増加しています。そして昨年は、令和６年度は、過去最高の７，９１０人というふうに増えております。隊員の約４割は女性です。そして隊員の年齢は、１９歳までというものもありますけども、主には２０歳から２９歳が３３％、３０歳から３９歳が３１％、４０歳から４９歳が２０％というふうになっています。

そして、最近５年に任用を終了した隊員について、およそ７０％が同じ市町村、任務に就いた同じ市町村か近隣に定住している。田布施の場合は８名のうち、それを入れると４名ということになるので、７０％にはなりませんけど、それに近い数字になっていると思います。

山口県では、任期終了した隊員は１２２人で、そのうち任期終了後７３％の隊員が同じ市町村か近隣に定住しているというデータが公表されています。

これについては、人が都会から地方に動いて、仕事生まれて、コミュニティーが活性化するというふうに思いますし、卒業後も定着が進む好循環を期待しているところでございます。

それは当然、町のほうもそういうふうを考えていらっしゃると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） これまでの任用された協力隊の方々に、定住、定着に残念ながら至らなかったという部分に関しましてはですね……

○議長（南 一成議員） ちょっと待って。補聴器が……。はい、止まった。オーケー。どうぞ再開してください。

○経済課長（長谷 満晴君） 続けます。

それぞれですね、御事情がいろいろあるかと思います。思い描いてた形ではなかった部分もあったと思いますし、御家族の事情でやむなく帰らざるを得なかった。また、議員おっしゃられるとおりですね、ここでの生計を立てていくつという、なかなか形が整わなかったという部分もあるかと思います。

今回に関しましてはですね、その辺は十分、検討の中で生かしながらですね、そこまで一応道筋という部分はつくってはいるんですが、そこにきちっとはめようというふうには思っておりません。そこから派生してですね、いろいろ展開は御自身なり、皆さんの、我々も含めてサポートの中でですね、支えていながら、支援のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） まあそういうふうに考えていらっしゃるということで、よろしいんですけども。

最近ですね、特に自治体による企業支援が全国で広がりを見せています。稼ぐ場所がなければ来られても出ていってしまうということになります。

その中で、たまたまちょっと４月のテレビ、ＢＳテレ東のテレビを見たんですけど、そこにですね、２点ほどありまして。

奈良県の曽爾村っていうのは人口１，３００人の村ですが、そこにですね、福永さんという３７歳の元銀行員ですが、そこに来られて、移住を考えて家族４人で来られたということです。この方は、５，０００㎡の耕作放棄地を耕し、今畑に変えていると。

起業型地域おこし協力隊、応募するときに事業アイデアをプレゼンし、合格すれば起業支援金として年間最大１００万円が村から支給される。村はアドバイスや人脈づくりなど起業のサポートプログラムを用意して、３年以内の任期中に事業化を目指す。

福永さんはですね、１日１組限定で収穫、調理体験ができる農家民宿を考えているというふうに聞いています。今年の１０月から自宅をオフィスにして、かまど付きの民泊施設を運営予定と。

もう１件ですね、北海道の島牧村。これも人口１，５００人ぐらいですけども、今月４月にその島牧村で３人の新規隊員として赴任した——先ほど町長の答弁にもありましたけど、複数人を採用する方向でというのがあったと思うんですけども、３人というふうな形でやればですね、その採用された隊員同士で情報交換もできるし、いろんな話も、まあ極端に言やあ田布施町の悪口を言うてもらってもいいですしね、そういうことが大事なんじゃないかなと思うんですけども。

この方は藤村さんという、これも男性です。３６歳です。３月まではですね、先月のですね、こ

れ4月ですから、採用されたのが。広島県の高校の教師をしていた。子どもを対象にした職業体験や旅行業などで起業が夢で短期留学、インターンシップみたいな自然をテーマにしたツーリズムを今後展開したいと。

このですね、北海道の島牧村がやっているのは、ビジネス関連の大学の講義を受けることができるということなんです。当村では去年、企業人材の育成を専門とする事業構想大学院大学と連携して、昼は隊員、夜は大学院生として講義を無料で受講できる制度を、今年4月から開始しているというふうに聞いております。

とにかくですね、募集するときに来るほうの側がですね、なぜ田布施をどうして選ぶのかということは、物すごく大事なことだろうと思うんですけども、競争が多分かなり激しいと思うんですよね。そのときに、いろいろ田布施のですね、自然とか気候とか交通条件、新幹線も徳山では新岩国もあるし、岩国空港から東京にも行けるという交通条件等ですね、よくPRしてその募集を募っていただきたいというふうに思っております。

今のホームページにもいろいろありますけども、採用募集に関してはですね、深掘り、もっとですね、内容をですね、どういうふうにして募集すればいいかというようなこともですね、いろいろ検討されて、いろいろその辺をマッチングがうまくいくようにしていただいたらというふうに思います。

その辺についてはどうでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 議員おっしゃられるとおり、なかなかこちらの、まあ、全国的に奪い合いというか、そういった部分でですね、なかなかよりよい人材に巡り合えるというチャンスが、なかなか厳しい部分は当然ございます。

ただ、私も10年ほど協力隊の部分を見させていただいた中で、結構こう充実した部分は求めているんですが、熱意だとか意欲というのが、さほど感じられないっていう御相談もたまには受けてですね、なかなか苦慮している部分も、まあ、決まった方ではなくてですね、まあ、そういったこともありましたし、まあ、往々にして、贅沢は言ってもらえないこちらの採用する側としてもですね、まあ手を挙げてくれるだけでもありがたいというような、そういった部分がありましてですね、その辺のさじ加減というかバランス、支援と本人の意欲、熱意、そういった部分が、かちっとマッチするような形を望んでおります。そうでないと御本人さんも、我々含めて関係者もですね、まあよい形にならないのではないかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 募集に関してはね、やっぱり努力していらっしゃると思うんですけど、より深掘りをお願いしたいというふうに思います。

また、その総務省のデータを見たらですね、直近５年間に任務を終了した隊員のうち、活動地と同一市町村に定住した隊員というのが約４６％が起業をしているんです。起業というのは、飲食サービス、例えば古民家カフェとか農家レストランなんかですね。それとか美術家、工芸を含むデザイナーとか写真家とか、映像撮影者とか。そして宿泊業はゲストハウスとか農家民泊ですね。小売業もあります。観光業もあります。６次産業もあります。

今のが、４６％がそうですけども、約３４％が就業しています。就業はですね、行政関係、自治体職員になる。協力隊で来た隊員が、年齢とかいろいろ採用条件に合えば、職員採用を受けるということも考えられるわけですね。そして、議員になっている。田布施町もありますけども、議員になっていらっしゃる方もいらっしゃるし、私が３月に提言した集落支援員になっているという方もいらっしゃいます。それとか観光業とか農林漁業ですね、そういう農業法人とか森林組合等に就職された方もいらっしゃるという形になってますし、あと、就農、就林——まあ林業ですね、農業とか林業に携わる方も、まあ農業なんか結構多いんですけど、これ１２％になりますけどもおられます。あと、事業継承、これは少なくとも１．２％ぐらいですけども、伝統工芸の承継、民泊の承継というような形でですね、田布施町にも、あと、後継者がいないとか、いろいろそういうのがあるんじゃないかと思うんですよ。

そういったのも、いろいろその情報を仕入れて、そういう地域おこし協力隊の募集に関していろんな情報を提供する。来られたら来られたでそういう情報を提供するという——来られる方は分かんわけですからね。田布施町がどんとにどうなんかというのは分からないわけですから。そういった形をですね、提言するような形で、募集のときに——募集していただければですね、募集ももっと、なかなか、先ほど、マッチングしないというんか、そういう意欲は感じられないというのがありましたけど、そういうことがね、やっぱりなくなってくるんじゃないかなと。やっぱり行政側の支援が必要だろうというふうに思います。

その辺についてはどういうふうに考えられますか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 町長の答弁にありましてとおり、募集のほうは若干遅れておりましたが、先週ですね、移住関係人口マッチングサービスサイト、スマウトですか、のほうに掲載のほうがよくされて、閲覧ももう１０件ぐらい、まあそこに入り込んでるっていう部分は確認できておりますので、また御相談応じてですね、それまでに町のほうのですね、落合議員のほうから

御提案ありました、そういった部分のサポートも含めて、できる範囲内でそういった部分は御説明させていただくとともに、今も大阪・関西万博に職員のほう行っておりますので、そこで相談、応対のほう、チラシを配布して対応に当たっておりますので、取り組んでいっているところでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 要はですね、地域おこし協力隊の方が田布施に住んでいただいたら人口が増えるわけですよ。その家族でね、住んでいただいたらですね。だから、そういった視点も十分頭の中に入れて、そのマッチングもちゃんとしていかにゃあいけんと思いますし、来たら来たでもやっぱりあんまり魅力のない町じゃから出ていきますというんでは、とってもですね、寂しい関係になってくると思うんですよ。

そういった中で、やっぱりこれ一つとっても、今の町が進める移住、定住の大きな役割を担っていると思いますので、ぜひ、国のホームページにはいろんな情報がありますからですね、先ほど私が言ったテレビでもね、そういう民間のテレビがそういったものを放送したり、そういったこともありますので、ぜひ活用していただいて、移住、定住をですね、図っていただいたらというふうに思います。

また、総務省の分についてはですね、地域おこし協力隊に関するよくある質問、FAQとなるものもね、やってあるので、うちの場合は、会計任用職員ということに予算上ではなってますけど、これについて、じゃ、もう一遍ちょっと確認したいんですけど、よろしいですか。雇用形態ですね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 雇用形態につきましては、会計年度任用職員と同等の形態となっております。委託型であって、活動時間、また活動日を定め、その部分で報酬を支払っているということで、各種待遇・福利厚生も、会計年度任用職員と同等とさせてもらっております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） これは会計任用職員のパートタイムですよ。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい。週４日のパートタイムです。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（１番 落合 祥二議員） 要はパートタイムで週４日だから、報酬は少ないわけですね、月のね。だから、やっぱり自分が生活しようと思ったら、やっぱり報酬を得なくちゃいけないというのでですね、今の副業、兼業の話をしたんですけども。この地域おこし協力隊でよくある質問のF

AQにはですね、要は会計年度任用職員として任用している隊員についても、許可権者を隊員の普段の活動に精通している担当課の管理職——田布施では課長ですが——することが考えられますと。まあ、町長の権限が要るということもあるんですけど、兼業を通じて隊員が任期中から起業や就業に向けた準備をし、ひいては任期終了後に活動地域への定住・定着を図ることが重要というふうに書いてあります。

勤務時間の、今は常勤の分ですけども、勤務時間の長短にかかわらず、パートタイム、会計年度任用職員に対し、営利企業への従事等を一律に禁止することは適切ではありませんて書いてありますので、そういった点も考慮して、収入もですね、上げていただくような、そういう施策で臨んでいただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今、任期中はですね、報償費と活動費合わせて550万円が上限でございますが、こちらが特別交付税措置されるということで、この範囲内ですね、それぞれ、活動費で言えば車両維持費、また家賃、あと各種保険、まあそういった部分を含めて、報償を週4日分お支払いして、その中で行っておりますので。まあ従来、ここの報償費が年々上がってきてはいるんですけども。ですので、フルタイムで、この中で収まればいいんですけども、なかなか活動費のほうもしっかりと支援をしていかないといけないということで、この中でできれば今活動のほうをしていただくという形になっております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今のホームページを見ればですね、地域おこし協力隊員の募集等に要する経費も、隊員の活動期間中の活動に関する経費も、この7年度拡充されておりますので、それで国も力を入れてますので、ぜひいい人材を確保していただく。そのためにはいろんな、町も募集するときに準備をして対応していただく。ただ募集をするということではなくてですね。まあそうはしていらっしゃらないとは思いますが。そういった形で、よい人材を確保され、そして田布施に住んでいただくというふうに考えていただきたいと思います。ということをお願いしまして、終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第3. 議案第38号

日程第 4. 議案第 3 9 号

日程第 5. 議案第 4 0 号

日程第 6. 議案第 4 1 号

日程第 7. 議案第 4 2 号

日程第 8. 議案第 4 3 号

日程第 9. 議案第 4 4 号

日程第 1 0. 議案第 4 5 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 3 8 号令和 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定についてから、日程第 1 0、議案第 4 5 号財産の取得について（学校給食用食器）まで 8 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本定例会に提出いたしました 8 議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第 3 8 号は、令和 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入から御説明いたします。

国庫支出金でございますが、こども家庭センター支援体制の拡充に伴う地域子ども・子育て支援事業や、地域公共交通計画ののりーねの本格実施に向けた共創モデル実証運行事業の増により増額補正でございます。

予算書の 1 8 ページでございますが、繰入金は、全体の収支調整として財政基金を繰入れをして計上いたしております。

同じく 1 8 ページですが、町債は、中央南防災広場の整備に伴う防災拠点施設等整備事業債の増により増額補正でございます。

次に、歳出でございますが、1 9 ページの総務費でございますが、中央南防災広場駐車場整備工事の計上などにより増額補正でございます。

2 0 ページでございますが、衛生費につきましては、こども家庭センターの設置に伴い、妊婦等に対する支援体制を拡充したことなどから増額補正といたしております。

次に、2 1 ページ商工費でございますが、地域交通計画の本格実施に向けた実証実験業務委託料の増による増額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 2, 7 8 0 万 2, 0 0 0 円を追加補正し、予算総額を 7 1 億

2,180万2,000円とするものでございます。

次から、条例でございます。議案集の16ページをお願いいたします。

次に、議案第19号でございますが、田布施町防災会議条例の一部改正についてでございます。

本案は、組織編成等で田布施町防災会議の構成委員に変更が生じたため、現行の職制に適合する整理を行うものでございます。

次、18ページでございますが、議案第40号は、田布施町附属機関設置条例の一部改正についてでございます。

本案は、田布施町民生委員推薦会及び田布施町人権施策推進審議会を附属機関として位置づけるとともに、田布施町教育支援委員会の委員構成等について所要の改正を行う必要があるため、条例を整理するものでございます。

次に、23ページでございますが、議案第41号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

本案は、西田布施公民館内の旧保健センターの事務室が空いておりますため、当面、講座室として利用するために条例を改正するものでございます。

26ページでございますが、議案第42号は、田布施町下水道条例の一部改正についてでございます。

これは、使用料算定に必要となる汚水量算定基準について、引用規定を整理するものでございます。

昨年度まで、使用料の徴収事務を田布施・平生水道企業団に委託していたことから、田布施・平生水道企業団事業給水条例の規定により算定をしておりましたが、田布施・平生水道企業団が柳井地域広域水道企業団に統合されたことから、新たに柳井地域広域水道企業団水道事業給水条例の規定により算定をすることとしたものでございます。

次、28ページでございますが、議案第43号は、簡易ベッド及びパーテーションを購入することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

取得いたしますのは、簡易ベッド1,000台、パーテーション型テント250台でございます。

これは、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、地方防災緊急整備事業型の補助金を活用して、大規模災害時に想定される避難生活者数、南海トラフ直後の1,463人を想定し、避難者の生活環境の向上を図ることを目的に整備をするものでございます。

取得につきましては、20業者による指名競争入札とし、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営

業所と1,636万2,500円で契約しようとするもので、補助金は818万1,000円を見込んでおります。

次に、30ページ、議案第44号は、避難所用簡易トイレを購入することにつきまして、同じく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

取得いたしますのは、避難所用簡易トイレ30セットでございます。

これも、議案第43号と同様の補助金を活用して整備するものでございます。

取得につきましては、20業者による指名競争入札を行い、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所と869万8,800円で契約しようとするもので、補助金は434万9,000円を見込んでおります。

次に、32ページでございますが、議案第45号は、学校給食用食器を購入することに伴いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

取得いたしますのは、平生町の学校給食事務を受託することに伴い、老朽化している両町の食用食器について、共同調理やその後の管理をしやすいするため、統一した規格の食器を新規に購入しようとするものでございます。

取得につきましては、4業者による指名競争入札を行い、株式会社中西製作所と1,091万1,450円で契約しようとするものでございます。

なお、財源につきましては一般財源として、負担割合は田布施町58.4%、平生町41.6%といたしております。

以上が、本日本定例会に御提案申し上げました議案8件の概要でございます。

詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第38号、質疑はありますか。——ちょっと待ってください。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第39号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第41号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第42号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第43号、質疑はありませんか。西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今回、簡易ベッド1,000台ですかね。あとパーテーション250台。この場合、置き場所というのが今の防災センターですかね。

この1,000台という数、かなりの数と思うんですけども、置場は大丈夫ですか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今ですね、田布施町のこの役場、保健センターの隣に、防災倉庫を整備しています。

さらに、さっきの38号の一般会計補正予算にも絡んでくるんですが、中央南にですね、今、ゆめはな花壇がありますけども、その隣、ちょっと防災倉庫をですね、3月、議決いただきましたので、その中にも入れていきたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） このワンタッチベッドというのは、いわゆる段ボールベッドとはまた違うんですか。

○総務課長（森 清君） 違います。

○議長（南 一成議員） よろしいですか。

そのほかよろしいですね。はい、藤田議員。

○議員（9番 藤田 枝里香議員） この簡易ベッドなんですけれども、体の大きい人も寝れるサイズなのかというのと、パーテーションのサイズと材質が分かっていたら教えていただきたいです。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 実物はですね、実はここ1回業者さん呼んで、展示、私も見たんで

すが、大人は十分寝れる広さあると思います。

そのテントでですね、2つベッドが入るような仕様になっております。ちょっとサイズはですね、また改めて、今ちょっと手元にないんで、予算説明のときにまた改めてお知らせします。

○議長（南 一成議員） そのほかよろしいですか。高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ただいまございましたけれども、簡易ベッド、パーテーション、それぞれ予算説明のときに資料を出していただいたらと思います。

こういったものなのか、文字だけじゃ全然分かんないんで、その辺お願いできたらと思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 3月議会にですね、当初予算の——黄色か緑色の資料、その一番最後のページに写真つけてお渡ししております。

○議長（南 一成議員） よろしいですか。

そのほかないので質疑を終了します。

議案第44号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第45号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第45号までの8件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

_____・_____・_____

日程第11. 陳情第2号

日程第12. 陳情第3号

日程第13. 陳情第4号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第11、陳情第2号「公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書及び日程第12、陳情第3号物価高騰地域支援対策費を活用した学校給食費支援に関する陳情並びに日程第13、陳情第4号核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情を議題とします。

議案第２号「公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、経済厚生委員会に付託します。

陳情第３号物価高騰地域支援対策費を活用した学校給食費支援に関する陳情及び陳情第４号核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情は、お手元に配付の陳情書のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

○議長（南 一成議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

これで本日は散会します。

（ベル）

午後０時０８分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 西本 篤史

署名議員 高見 英夫

令和7年 第4回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和7年6月19日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和7年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号
令和7年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について（委員長報告）
- 日程第3 議案第39号
田布施町防災会議条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第4 議案第40号
田布施町附属機関設置条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第5 議案第41号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第6 議案第42号
田布施町下水道条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第7 議案第43号
財産の取得について（簡易ベット及びパーテーション）（委員長報告）
- 日程第8 議案第44号
財産の取得について（避難所用簡易トイレ）（委員長報告）
- 日程第9 議案第45号
財産の取得について（学校給食用食器）（委員長報告）
- 日程第10 陳情第4号
核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情（委員長報告）
- 日程第11 議案第46号
令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第12 閉会中の継続審査及び調査
- 日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 38 号
令和 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 39 号
田布施町防災会議条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 40 号
田布施町附属機関設置条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 41 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 42 号
田布施町下水道条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 43 号
財産の取得について（簡易ベット及びパーテーション）（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 44 号
財産の取得について（避難所用簡易トイレ）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 45 号
財産の取得について（学校給食用食器）（委員長報告）
- 日程第 10 陳情第 4 号
核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 46 号
令和 7 年度田布施町下水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 12 閉会中の継続審査及び調査
- 日程第 13 議員派遣について

出席議員（12 名）

1 番 落合 祥二議員

2 番 西本 篤史議員

3 番	谷村 善彦議員	4 番	守田 達也議員
5 番	高月 義夫議員	6 番	高見 英夫議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	小中 進議員
9 番	藤田枝里香議員	10 番	松田規久夫議員
11 番	内山 昌晃議員	12 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	増原 慎一君	書 記	手島 千晶君
書 記	弘津 考一君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
企画財政課長	山田 浩君	税 務 課 長	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	松葉 譲児君
教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君	社会教育課長	福田 幸治君
会 計 室 長	江良 和美君	代表監査委員	内田 勝己君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、落合祥二議員、守田達也議員を指名いたします。

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 陳情第4号

○議長（南 一成議員） 日程第2、議案第38号令和7年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定についてから日程第10、陳情第4号核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情まで9件を一括議題といたします。まず委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第38号から議案第41号及び議案第43号から議案第45号の議案7件について、6月17日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第38号令和7年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について、6月17日に経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について御報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では原案の通り全会一致で可決されました。

本委員会では質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いた

しました。

次に、議案第39号田布施町防災会議条例の一部改正についてであります。質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号田布施町附属機関設置条例の一部改正についてであります。主な質疑は、田布施町民生委員推薦会の必要についてで、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。質疑を終了し討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号財産の取得について（簡易ベッド及びパーテーション）であります。主な質疑は、簡易ベッド及びパーテーション以外に避難施設のエアコン設置の必要性についてで、質疑を終了し討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号財産の取得について（避難所用簡易トイレ）であります。質疑を終了し討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号財産の取得について（学校給食用食器）であります。主な質疑は、田布施町、平生町の負担割合の根拠についてで、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情についてで、平成6年12月議会で核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議をしており、それに対して対応すべきであり、また本町は、名誉町民である佐藤栄作さんが非核三原則を打ち出してノーベル平和賞を頂いたという名誉ある町でもあります。今、国際情勢が厳しい時、唯一の戦争被爆国である日本の役割は非常に大きい、今の時期に看板を復活させるというのは非常に意義があるなどの意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、内山経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（内山 昌晃議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第42号の議案1件について、6月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第42号田布施町下水道条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は９件を一括して行います。議案第３８号から陳情４号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３８号令和７年度田布施町一般会計補正予算（第１号）議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第３８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号田布施町防災会議条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第３９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号田布施町附属機関設置条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号田布施町下水道条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号財産の取得について（簡易ベッド及びパーテーション）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号財産の取得について（避難所用簡易トイレ）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号財産の取得について（学校給食用食器）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第４号核兵器廃絶平和都市宣言の看板の再設置を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、陳情第４号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第１１．議案第４６号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第１１、議案第４６号令和７年度田布施町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました追加議案の御説明を申し上げます。

議案第４６号は、令和７年度田布施町下水道事業会計補正予算（第１号）でございます。両委員会で協議会でも御説明を申し上げましたが、主な補正内容は、収益的支出において営業費用内で管渠費の負担金、補助及び交付金を減額し、総係費の委託料を増額しようとするものでございます。

また、併せて、債務負担行為の限度額を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第４６号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第４６号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第４６号討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４６号、令和７年度田布施町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

日程第１２．閉会中の継続審査及び調査

○議長（南 一成議員） 次に、日程第１２、閉会中の継続審査及び調査を議題とします。経済厚生委員長より、会議規則第７５条の規定によって、申出のとおり、陳情第２号公的部門で働く労働者の賃上げを求める意見書の採択を求める陳情書について、閉会中の継続審査の調査及び申出がありました。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、総務文教委員長から会議規則第75条の規定によって、申出のとおり陳情第3号物価高騰地域支援対策費を活用した学校給食費支援に関する陳情について、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第13. 議員派遣について

○議長（南 一成議員） 次に、日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、議員派遣についてのとおりに議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、日程の変更の決定は議長に委任されました。これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和7年第4回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 落合 祥二

署名議員 守田 達也